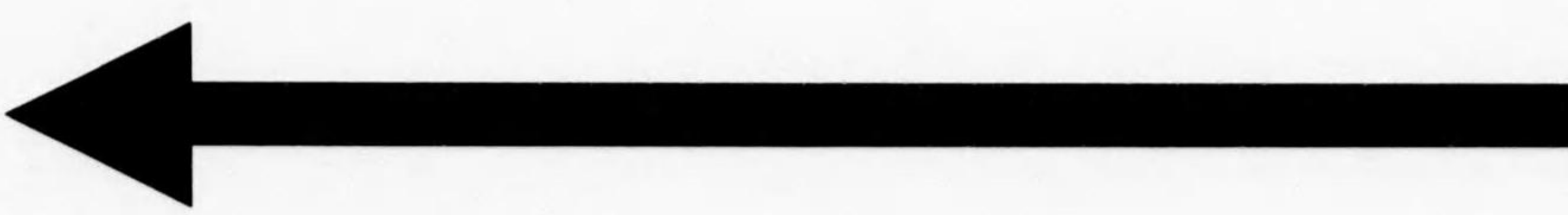


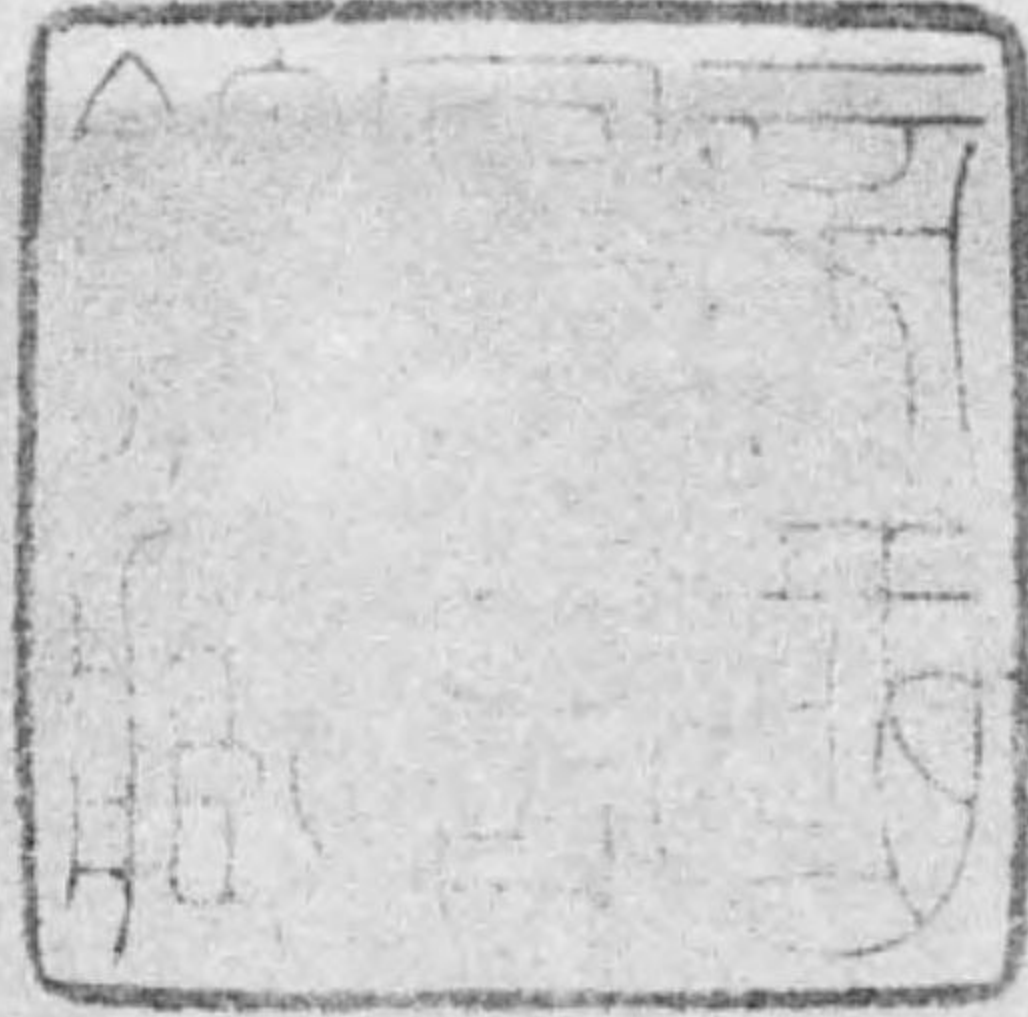
554  
28

0<sup>m</sup> 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10<sup>0m</sup> 1 2 3 4

始



綜合日本史概說卷上



栗田元次著

大正  
15. 5. 28  
内交

東京中央文庫館藏

## 緒言

「すへのよの末の末までわが國はよろづのくににすぐれたる國」とは、元寇の際、宏覺禪師東巖が敵國降伏の願文の奥に書いた歌である。我國が世界萬國に冠絶して居るとは、古來我國民の信念であつて、曾ては有ゆる點に於て、何れの國にも勝れて居ると主張したのも少くなかつた。總てに於て他の國以上とすることは、固より公正な見解とは言へないが、唯その國史に於ては、今日と雖、世界無比たることを誇示することが出来るに信ずる。内に於ける君民關係も、外に對する外國關係も、何所に我國程立派な歴史を持つ國があらうか。然るに現代の我國民は、我國の至寶たるこの光輝ある國史の成迹を忘却せんとして居る傾がないと言へようか。智識階級にしてその國史に迂なること現時の我國の如きは、蓋し世界に於ても稀に見る所ではあるまいか。山鹿素行が中朝事實に於て、當時の腐儒俗學の徒が、遠く外國の虚文を諳んじて、近く本朝の事實を知らざるを慨いたのは、今も猶古今同嘆を免れなない観はないであらうか。かくの如き疑問を起さざるを得ないのは、國史の一小學徒として我最心外とする所である。然しその原因の主なる一つは、教養ある一般人士に適する國史の良書に乏しいためではないであらうか。固より國史に關する著述は汗牛充棟の有様には相違ないが、多くは極めて専門的

か、ある一方面に偏するか、餘りに通俗に流るるかであつて、國史の全體を通じて各方面に互り、低級にも墮せず、繁冗にも陥らず、簡明に記述したものは稀であるのではあるまいか。若しこの推測にして事實に近いならば、現代國民の國史の智識に乏しいことも、國史の學徒の責任と言はなければならぬ。

且又中等學校の教科用としては多數の良書が出て居るに拘らず、中等以上の學生の教科に宛つべき史書はこれ亦甚稀であつて、自ら本校及び高等學校で國史を講ずるに際して最遺憾とした所である。本書は幾分この二つの缺陷を補ふと共に、猶中等教育に従事せらるる人々の參考にも供せんとして、筆を執つたものである。唯その目的に對して未だ不十分な點の多いことは、自ら認むる所であるが、今後ともその補正には力を吝まない心算であるから、一讀の榮を賜はつた方々に於ても、大小に拘らず御高批御叱正を切望する所である。

本書は固より諸先輩の研究に負ふ所が多いが、その性質上一々これを註記するを得なかつたため、茲に直接間接その恩惠を受けた斯學の先覺に對して敬意を表したいと思ふ。但その他人の研究の結果たるを、私見に出づることの別なく、本書の記事については自ら責任を負ふことは言ふまでもない。

本書の記述は、大體に於て時代の下るに隨つて稍詳しくしたが、それと共に常に政治とか、法制と

か、戦争とか、文化とかの一方面に偏らないやうに注意し、全體としての國史を説くことに努めた。因に文化といふ語は近來種々に濫用せられ勝であるが、本書は學問・藝術・宗教を主とした精神的方面に限りて、政治や經濟や、其他の物質的文明等は含めないこととした。

時代の名稱は大體通用のものに従つたが、中には自ら満足しない所がないでもない。文化を説く際、大化改新以後奈良朝末迄を奈良時代と呼び、建武中興から戰國時代までを足利時代と言つた等はその一例であるが、今より適切な語を見出さないからこれを用ゐた。

本書の挿繪は、多くの中等教科書に用ゐられて居るものは、重要なものもこれを略して、なるべく重複を避けた。建築に於て、寫眞を止めて、多く平面圖又は立面圖を入れたのもそのためである。

本書挿入の寫眞版については、東京帝國大學文學部史料編纂掛の刊行にかかる大日本史料、古文書時代鑑、史林聚芳等に據つたものが最多い。古文書・筆蹟類の全部及び南蠻人渡來繪屏風等又本書の題箋は新見文學博士の賜はつた所である。共に特記して深謝の意を表する。

猶本書の下巻の末には、索引と共に、國史に關する主なる著書及び史料を分類して附載する豫定である。

大正十五年三月八日

廣島高等師範學校歴史教官室に於て

栗田元次

綜合日本史概説 卷上

目次

第一章 國土及び國民……………一

第二章 神代の傳説……………二

第三章 大和朝廷の成立……………一九

第四章 上代の社會及び文化……………二七

第五章 朝鮮半島の服屬……………四一

第六章 皇室の内訌と豪族の消長……………五三

第七章 大陸文化の移入……………六〇

第八章 聖德太子の新政……………六七

第九章 大化の改新……………八〇

第十章 改新の反動……………八六

目次

第十一章。律令の完成…………… 九

第十二章。奈良朝の政治外交…………… 一〇六

第十三章。奈良時代の文化…………… 一〇七

第十四章。平安初期の政治外交…………… 一三三

第十五章。藤原氏の興隆…………… 一四三

第十六章。平安初期の文化…………… 一五三

第十七章。武士階級の發生…………… 一六五

第十八章。藤原氏の極盛…………… 一七五

第十九章。藤原時代の文化…………… 一八六

第二十章。院政の創始と武家の發展…………… 一九九

第二十一章。平家の興亡…………… 二〇六

第二十二章。平安末期の文化…………… 二二三

第二十三章。鎌倉幕府の創立…………… 二四〇

第二十四章。北條氏の發展と公武の抗争…………… 二五二

第二十五章。北條氏の全盛…………… 二六五

第二十六章。元寇…………… 二七三

第二十七章。鎌倉幕府の衰亡…………… 二八二

第二十八章。鎌倉時代の文化…………… 二九九

第二十九章。建武中興…………… 三〇六

第三十章。吉野朝廷と南北の抗争…………… 三三六

第三十一章。足利氏の盛世…………… 三三九

第三十二章。足利時代の外國關係…………… 三五六

第三十三章。足利時代の文化…………… 三六三

第三十四章。戰國…………… 三七六

第三十五章。織田氏の覇業…………… 三九二

第三十六章。西洋交通の開始…………… 四〇四

第三十七章。豊臣氏の統一…………… 四〇六

第三十八章。豊臣時代の政治…………… 四三九

第三十九章 豊臣時代の外國關係…………… 四四八

圖版 目次

第一 聖德太子筆法華經義疏……………	七四—七五	第十 親鸞聖人筆教行信證……………	三〇〇—三〇一
第二 大寶二年戶籍……………	九一—九九	第十一 平治物語繪卷……………	三〇〇—三〇一
第三 東大寺法華堂梵天像……………	二四—二五	第十二 一遍聖人傳繪……………	三〇〇—三〇一
第四 嵯峨天皇宸翰……………	一四一—一四五	第十三 藤原定家筆懷紙……………	三三二—三三三
第五 空海筆風信帖……………	一四一—一四五	第十四 足利尊氏願文……………	三三二—三三三
第六 藤原道長自筆日記……………	一七六—一七九	第十五 後奈良天皇宸筆船若心經……………	三八八—三八九
第七 藤原行成筆白氏文集……………	一九〇—一九二	第十六 南蠻人渡來繪屏風……………	四四四—四四五
第八 金色堂及び一字金輪像……………	二二三—二二三	第十七 豊臣秀吉消息……………	四四六—四四七
第九 病草紙繪卷及び餓鬼草紙繪卷……………	二三四—二三五	第十八 天草版平家物語……………	四六四—四六五

人と天然

大八洲

第一章 國土及び國民

社會の成立には、必ず人と天然との二要素を要し、人は人種及び人口に於て、天然は土地と生物とに於て、その社會に特殊性を與へるものである。されば國史に於ても國土と國民とが基本的要素として第一に注意せられなければならない。

我國は古來、亞細亞大陸の東方に、東北から西南に羅列した所謂大八洲なる群島から出來て居る島國である。國內は山嶽が縦横に連り、河水がその間を流れて、地勢に變化が多いから自然風景の美に富んで居る。形は細長いが海岸線は比較的長く、特に本州の南部太平洋、瀬九州の西方東支那、海方面が著しい。地味は概して肥沃で、農耕に適して居り、鑛物は時代によりて採鑛の状態に甚しい差を免れないが、稍、金・銀・銅等に富んで居た。氣候は土地が南北に延び、緯度の差が大きい上に、地形の變化も激しい

22/2/18  
22/2/18  
22/2/18

美言減性質の質

所國土の長

Kaempfer.

から、地方により大分違ふし、一體に寒暑の差は大きい方であるが、人間の健康及び活動に適し、中和の程度を越さず、何れかと言へば夏よりは冬が樂である。冬が樂

かくの如き國土は、我國民に如何なる影響を與へたかと云ふに、島國であることは政治的に國の獨立を維持し、國民の團結を強くし、獨自性に富んだ文化を生み出すに效があり、且大陸の近くにあつたことは、早く大陸文化を採用して、文化の開展を見るに便宜であつた。天然の美に富むことは國民の美意識を高め、藝術の發達を促進したが、更に氣候の溫暖と共に性情にも影響して、慘忍深刻な性質をなくして、溫和恬淡な風に導いた傾がある。地勢氣候の變化の甚しいことは、地味の肥沃と相待つて、生物の種類を豊富にし、間接には國の獨立を維持するに役立つた。元祿中來朝したケンベルが、我鎖國を肯定したのも、このために外ならぬ。海岸線の大が航海に便を與へたことは勿論であるが、世界文化の先進國たる支那に面した九州の西部や、それより本州に連る瀬戸内海沿岸・太平洋方面に著しかつたことは、大陸文化を輸入するに最好都合であつた。瀬戸内海は恰も歐羅巴に於ける地中海の如く、我が國民の航海練習場であり、又長く海上の雄者の巢窟であつた。日本海方面が朝鮮と相對して居り、且潮流の關係もあつて、古代には外國交通の要衝であつたに拘らず、久しからずしてその跡を絶つたのは、海岸線の短いのが原因の一である。

所國土の短

素國民の要

蝦夷

但地形の細長い上、山嶽の多いことは、國全體としての交通を害し、國內に數個の中心を生せしむる傾向があり、分裂の恐がないでもなかつた。古代に於て九州の隼人や東國の蝦夷が長く従はなかつたこと、關東以東が畿内の勢力から脱し、これに對抗せんとすること等は、その具體的事實である。唯幸に河流及び海上交通の便益がこの弊を緩和して、甚しきに至らしめなかつたため、統一を妨げる事は少くてすんだ。地震と暴風雨は自然の與へた最大なる生民の惱みであつたが、これは一時的であるため、影響は左程甚しくなく、却つてこれに應ずるため國民の活動を敏捷ならしめた位である。地積の狭小なことは、國民の社會的事功の規模を小さくする缺點を免れぬが、明治以後駭々たる國威の發展は皇化の及ぶ所舊日本以外に北海道・千島・樺太・臺灣・朝鮮等を加へ、往時に倍加することとなつたから、今後はこれも弱點とするに足らぬこととなつた。

我國民の成立は單一な人種でなく、建國者である大和民族以外に頗る多數の異種族を混じてゐることとは争はれないが、その人種の異同・系統・來住の前後等については、全く學說の歸一する所なく、混沌たる状態である。古傳説に於ても大和民族以外に蝦夷・土蜘蛛・國栖・熊襲・隼人等の名を傳へてゐるが、これが皆異種族であるか、且別個のものであるかも問題である。唯蝦夷が大和民族と別系統のアイヌ族であり、一時殆我全土に蔓延して居たことは多くの學者の一致する所で、今日貝塚等からその遺



跡遺物の發見せられたものが多數である。これによれば彼等は金屬を知らない石器時代の住民で、漁獵を主とし、火食して居た。彼等は多く堅穴に小屋掛して住んで居り、主として石器・土器を用ひて居たが、角・骨・牙・貝等で細工したのも使つてゐた。土器には渦巻様の曲線模様及び繩紋をつけ、彩色したのもあり、土偶さへ遺して居る。(アイヌを蝦夷と記されたのは、アイヌの原音カイナのカイを寫したものだと思はれる。ナハ敬稱 エミシと呼ぶ理由は不明である。毛人といふは毛の多いためで、武内宿禰の奏上に「東夷之中有日高見國、其國人男女竝椎結文身、爲人勇悍、是總曰蝦夷」といつて居る如く、今日のアイヌと違ひ勇猛で、神武天皇の御製と稱する歌には「蝦夷を一人も、百人、人は言へども手向ひもせず」とまで言はれてゐる。されば彼等は長く東北地方に日高見國として獨立して居り、平安朝まで皇化に服しなかつたが、漸次大和民族の發展のため、或は降り、或は捕へられて内地に移されたものも頗る多く、遂に全く大和民族に同化せられて、その痕跡を没し、記憶をも失ふに至つたのである。同化されずに残つたのは北海道・樺太地方のアイヌで、約二萬に過ぎず、且年々減じつゝある。

土蜘蛛・國柄は特定の種族である譯でなく、文化の劣り異種族と見えたものと呼んだ名稱にすぎぬ。

熊襲と隼人とは九州に居た種族で、時代によつて名を異にしたにすぎぬ。これは或は南洋系統であるといはれ、或は大和民族の一部とも見做されて決しないが、支那の史籍に見ゆる黠面文身等は彼等の

土蜘蛛・國柄  
熊襲・隼人

風俗と考へられる。性質も慍悍で、初は蝦夷と同じく大和民族に服しなかつたが、蝦夷よりは歸服も同化も早く、宮門を衝る兵士等に多く用ゐられ、又一種の歌舞をも得意としてゐた。

異民族はとにかくとして、建國者たる大和民族は如何なる人種系統に屬するか、何所から如何なる經路を通つて大八洲に來たかといふに、何れも未だ不明といはねばならぬ。神代の物語は古くは我が民族の由來を語るものと考へられたが今日では全く別趣のものであることが明であるから、この問題の資料にはならぬ。言語は人種系統を定むべき有力な根據の一つであるが、日本語が如何なる言語系統に屬するかは、未だ定説がないから、これまたこの問題を解くべき鍵とはなり得ない。然し何等民族の由來が後世に傳はらず、其言語も周圍の諸民族の言語と全く異なることは、共にその渡來の極めて古いことを示すことは確である。これを考古學的遺跡に徴するに、後の古墳の出土品に系統を垂れたと思はるゝ直線・圓・重圓等の幾何學的紋様の所謂彌生式土器が、石器時代の遺跡に發見せらることは、これ亦大和民族の渡來が、石器時代であつたことを語るものである。この遺跡には銅及び稀には鐵をも混する故、彼等は漸く金屬期に進んで行つたことが察せられる。今假に大膽な推定を下せば、我が大和民族は矢張蒙古や、トルコや、ツングース等と同じ亞細亞大陸の北方民族であるウラル・アルタイ族であつて、その分化の著しくない中に、早く渡來したものであらう。その渡來も何度もくり返され

大和民族

歸化人

たの、未開の生活状態の繼續が長かつたため、國內にも地方的分化が生じ、異種族視せらるゝものを生ずるに至つたものであらう。

大和民族の建國以後にも、亞細亞大陸から渡來した歸化人は頗る多かつた。これは支那や朝鮮半島で、國の滅亡、外民族の壓迫又は戰亂飢饉等の際、比較的人口の稀薄で、且天然に恵まれた平和な樂土であつた我國へ、續々と移住して來たので、應神朝には弓月君ゆづきのきみに従つて秦人百二十縣七千五十二戸、阿知使主あちのおみに従つて漢人十七縣あつひが一時に投歸したと傳へられる。一縣といふもその全住民を意味するのではあるまいが、秦人の如きは後に他の豪族に劫掠せられて離散したのを、雄略朝に集めて酒公さけのみに支配せしめられただけでも、九十二部一萬八千六百七十人に及んだ。彼等は後世支那風に蕃別と呼ばれたが、實は我國民よりも遙に文化程度高く、文筆及び各種の技藝に通じてゐたから、その大規模な移住が我國文化の發達に重大な關係のあつたことは云ふ迄もない。彼等は史部・文部・陶部・韓鍛冶部ふひびとふみべとすあべとからかねちべの如く、その職により部を形成したのもあり、又數十人乃至數千人宛諸國に分置せられたことも屢、記録に見えて居る。平安朝初期に於ける畿内地方の重なる家の系譜を記した新撰姓氏録を見ても、皇別三百五十七、神別四百四十九、合せて八百六に對し、蕃別は三百七十四に及び、河内の如きは四割を蕃別が占めてゐる位である。これ等の歸化人を國分にすれば支那人が總體の半數を占め、百濟がそ

の外の三分の二に及んでゐる。

かくの如く異種族もあり、歸化人も多かつたが、我大和民族は總てこれ等を同化融合して何等の痕跡をも留めず、彼等自らもその異種族たる記憶を失はしむるに至つた。國民の由緒の單純であるか複雑であるかは、共に一利一害がある。純一な民族から成れば、統一團結に長するが、複雑なれば、又文化の開發に利益があり、且異種族との混血によつて、身心の健全な發達を助け、生氣ある社會を作る原因となる。當年のギリシヤ・ローマ、今日のイギリス・北アメリカ合衆國の如き後者の適例である。我國民は上述の如く由緒は複雑であるが、同化力の強かつたのと、島國であつたことは、統一團結も純一な民族に劣らなかつたから、言はば兩者の長所を兼有する幸運を得た譯である。

然らば國民の性格は如何な特長傾向を持つたか。彼等が天然にも恵まれ、人口も稀薄であつたことは、生活を安易ならしめ、且美しき自然に接せることが多いため、自然樂天的な溫和な淡白な性情を有するに至つた。彼等が菜食を主としたことや、外民族との争闘に脅される機會のなかつたこと等も、この傾向を助けたと思はれる。淡白で物に執著せず凝滞しないことは、深刻味を缺き、自己内部からにじみ出た文化の創造に短なる弊を伴ふことを免れない。殊に文化程度の極めて低い際に、高度の大

民族の複  
雜と單一  
との利害

國民性の  
一・二

となつた。支那・印度及び西洋の文明に接した當初の我國民が、非常な眩惑と狂熱的な模倣を示したのもこのためである。然し本來他の種族を同化し盡したと同じやうに、文化に於ても輸入の次には必ず同化の時期を見、全くこれを自己のものとし、これを独自の文化を發展せしむる滋養とせずにはをかない。されば支那人や西洋人に見る如き人種的偏見は殆なく、何時でも我國に來る外人は歡んで迎へられ、外來文化も歡んで受入れられたのである。

### 人口

人口は太古は比較的稀薄であつたに相違なく、大陸から歸化人の多かつたのもそのためと思はれるが、増殖の頗る盛であつたことは國土の開發によつても察せられる。古傳説に伊弉諾尊が伊弉册尊を黄泉平坂で千引石を以て防がれた時の問答に、伊弉册尊が一日に人草千頭を絞り殺さんといはれ、伊弉諾尊が、然らば吾は一日に千五百の産屋を建てんと答へられたから、これより毎日千人宛死に、千五百人宛生れると云つて居る。これは明に上代人が、人間の死ぬより生れることの多いのを見て、その理由を神話によつて説明したものであるから、説明はとにかく、人口増殖の盛であつた事實は疑ふべくもない。人口率は固より時代により消長が甚しかつたと思はれるが、今日では總人口數と共に知るべき史料がない。我國の總人口は推古天皇十八年に五百萬人、聖武天皇天平八年に八百六十萬人であつた等の説はあるが確でない。平民階級のみを總人口は、享保六年徳川吉宗の調査した以來六年毎

### 連綿性

に幕府で續行したため知り得るが、公家・武士・穢多・非人等除外されたものの少くないのが缺點である。享保六年の調査は二千六百萬であるが、その以後幕末までは著しい増加は見られなかつた。但大體に於て國の小さいだけ人口も少く、社會事功の規模を小さくする缺點は免れなかつたが、明治以後人口率の著しい向上は、國土の擴衍と相俟つて、この方面でも人意を強うするに至つた。

かくの如き國土及び人民から出來た國家及び文化如何は、次章以下に講述すべき所であるが、その織出した歴史中特に著しい性質として連綿性を擧げて置く。如何なる國の歴史と雖も全く連綿性を缺くことは不可能であるが、我國史は他に比類のない著しさを持つて居る。曰く、皇統の連綿、曰く、民族の連綿、曰く、國土の連綿、曰く、文化の連綿、曰く、國體の連綿即ちこれである。皇統の連綿の世界無比なることは改めて説くを用ゐない。民族に於ては絶えず新しいものを加へて行つたけれども、大和民族が常に中堅として他を同化して行つた點に於て變はない。國土に於ても明治以來著しく四方に發展を見たけれども、古來の大八洲がその中堅であるといふ點は同一である。文化に於ても絶えず新文化を輸入し採用するに努めたけれども、未だ曾て古來の文化を全く失ふには至らず、常に新なるものを古來の文化を加へて同化して來たのである。エジプト・印度・メキシコ等の太古文化が全く後世に跡を絶つたのは、寧極端な例であるが、これを佛教に見ても、印度や支那は共に一時は盛觀を極め

たけれども、今日は全く跡を絶つか、唯形骸を存するのみであるのに、我國に於ては依然として國民の精神中に活きた生命となつてゐるのである。國體の連綿は以上の總果とも言ふべきで、天皇は家長の家に於ける如く、國民の内に存して國の柱、民の親として國土人民を支配せられ、國利民福を目的とせられ、天日嗣たる皇統は絶対神聖として連綿として無窮に及ぶのである。かくの如く我國の歴史が連綿性に富んでゐることは、即國民との關係の密接なことを意味し、國史の價値の他の何れの國に於けるよりも大なる所以である。光輝ある國史の成跡はこの意味に於て一層重んぜねばならない。

## 第二章 神代の傳説

物語の性質

神代に於ける靈妙不思議な物語は、主として古事記及び日本書紀によつて傳へられたが、その他祝詞風土記・古語拾遺等にこれは直に歴史として信ずることは出来ない。記紀は奈良朝の初に、古い記録によつて書かれた我國最古の史書であるが、その内容を見れば、神功皇后以前は、歴史といふよりも説話を集めたといふべきものであり、殊に神代は神武天皇以後の所謂人代とは全然區別して取扱つて居る程で、決して歴史とは見られない。その話も記紀兩書の間には相違が多いのみならず、書紀には一書に曰くとして多くの異説を載せて居るを見ても、神代の物語の出來てから既に久しい年代を経て居り、その間に種々の變改潤色の行はれたことが察せられるが、その物語の大筋は、我皇室の起源と、それに伴つて生じた君民關係とを物語るもので、大八洲の地が大和朝廷によつて大體統一せられた以後に組織せられたものであることは明である。但個々の物語の中には、勿論それ以前から語り傳へた民間説話の含まれて居るものもあらう。

これ等の物語も古くはそのまゝ事實として信せられたが、後にはこれを合理化せんとして比喻と見る考が盛になつた。神事は人事なりと唱へた新井白石の如きも、その主なる代表者である。然し神代

物語の解釋

の物語の中に、假令歴史事實の反映が皆無でないとしても、總を事實の比喩とすることは到底不可能である。我等はこの國民最古の説話について、その含む意義を考へ、上代國民の思想を見るを以て満足せねばならぬ。

別天神と  
天神七代  
神々の性  
質

天地の開けてから高天原には、天御中主尊、高皇產靈尊、神皇產靈尊等五柱の別天神が現れられ、次いで國常立尊から伊弉諾尊、伊弉冊尊まで、十二柱の天神七代が出でられたといふ。天御中主尊は高天原の主宰者として、高皇產靈尊、神皇產靈尊は生産の神として名づけられたものであり、これ等の神々は、伊弉諾尊、伊弉冊尊や、天照大神の活動に、更に本源を設けんとして屋上屋を架するに至つたものであり、一面には有ゆる氏族がその起源を皇室の系統の中に附會せようとして、古く傳へられたより一層古い神を便利とする關係もあつたであらう。別天神が書紀の本文及び多くの一書にも見えぬは、斯様な事情から生じた晩出の神であるためであらう。

諸冊二尊  
の國生

伊弉諾、伊弉冊の二尊は天浮橋に立ち、天瓊矛で下を探られた際、潮が滴つて磯取盧島となつたら、この島に降つて國生を行はれた。先づ淡路島、伊豫二名島伊豫・讃岐・土左、筑紫島筑紫・豊・肥・熊曾、壹岐、對馬、隱岐、佐渡及び大倭豊秋津島の所謂大八洲を生まれ、次いで山野、河海、草木、火風等の神を生まれ、終に天下の主を生まうと仰せられて、天照大神、一名大日靈貴尊を生まれ、尙、月讀尊、素戔嗚尊を

國生の意  
義

も生まれた。天照大神が最勝れ、月讀尊これに次いで勝れて居られたから、この二人高天原へ送られたが、素戔嗚尊は暴々しく、山野を泣枯す程であつたから、根の國へ遣らるゝこととなつた。

この二尊の國生は、大八洲即我國土を生まれたので、決して世界の創造ではない。即我國土は山野草木まで、皆皇祖たる天照大神と同じ父母から生れたもので、その關係は同體不離であり、初からその主として生まれられた天照大神の御子孫が、天日嗣として永遠に統治せらるべきものであることを示して居る。その關係を生産による血族關係とした所は、族制時代だけに、これが最重せられたためである。天照大神は月讀尊と共に天上に輝く日月に擬したもので、高天原へ上られたのは天に居て此國を照し、この國を支配せられると見るべきであらう。

黄泉國

この三神の出生については古事記及び書紀の一書はその傳を異にする。即伊弉冊尊は火神迦具土神を生まれたため、神避りまして黄泉國へ行かれたから、伊弉諾尊は悲の餘り、迦具土神を斬り、黄泉國へ赴かれ、伊弉冊尊の見給ふなど言はれたを強いて見られた所、體は糜爛して蛆が集り、八雷神が纏つて居たから、畏れて逃げ歸られた。伊弉冊尊は吾に辱を見せたこと、黄泉醜女や八雷神等をして追はしめ、遂に自ら追ひかけられたから、伊弉諾尊は黄泉平坂を千引石で塞がれた。この時に伊弉冊尊は、それならば一日に汝の國の人草千頭を絞り殺さんと言はれ、伊弉諾尊は、然らば吾は一日に千五

黄泉國の  
意義

百の産屋を立てんと答へられた。伊弉諾尊は歸つて穢を穢ふため、筑紫の日向の橘小門の櫛原で穢  
祓をなされたが、その際諸々の神が生れた後、左の目を洗はれた時に天照大神、右の目を洗はれた時  
に月讀尊、鼻を洗はれた時に素戔嗚尊が生れたといふのである。  
この黄泉國は、墓場から想像せられたと思はれる、地下にある闇い死の國で、伊弉册尊の體は屍の  
腐敗した様であり、その咒から我國民の死が生じたとしたものである。禊祓から三神が生れたとする  
のは、出生を異常にせんとするためであり、特に禊に歸したのは、上代の清潔を重んじ、水浴を喜ん  
だ風習から來て居る。

素戔嗚尊  
の高天原  
行

天石窟隱

素戔嗚尊は天照大神に別を告げるため、高天原に上られたが、そのため海山が震動した故、大神は  
國を奪はんとて來るかと思ひ、男装して、武器を帶び、威を示して詰問せられた。素戔嗚尊は邪心な  
きを告げ、これを示すため天安川で誓約して子を生むこととなつた。大神が尊の劍を取つて齧んで吹  
かれた息から、宗像の三女神が生まれ、尊が大神の玉を取つて齧んで吹かれた息から、天忍穗耳尊、  
天穗日命、出雲國造、天津彦根命、凡河内直、等五柱の男神が生まれた。大神は、男神は物根が吾物である  
から我子であり、女神は物根が汝の物であるから汝の子であると仰せられた。然るに素戔嗚尊は勝に  
誇つて大神の御田、織殿等を荒らされたため、大神は憤つて天石窟へ入られた。このため天地常闇と

八岐大蛇

素戔嗚尊  
の性質

なつて諸の妖が生じたから、八百萬の神々は天安河原に集まり、思兼神高皇產靈の計ひで、常夜の長鳴  
鳥雞を集めて鳴かしめ、石凝姥命鏡造氏をして八咫鏡を、玉祖命豐玉又は明玉ともをして八尺瓊勾玉を作  
らしめ、天兒屋命中臣氏太玉命忌部氏をして、神を立て、玉・鏡及び青和幣・白和幣を掛けて、祝詞を讀  
ましめ、天鈿女命猿女氏をして神懸して踊らしめ、諸神これを見て笑つた。大神怪しみて磐戸を開いて  
覗かれた所を、手力雄命が手を取つて引出し奉つたから、天地再び明くなり、諸神は素戔嗚尊に千座  
の置戸を科し、有ゆるものを贖罪に髪や、鬚や、爪迄切つて、根の國へ追放せられた。これは日神たる天  
照大神の光によつて、初めて天地明で、萬物生を安ずるを得る意を示すと共に、祭祀の起源を語るも  
のである。

素戔嗚尊は出雲の簸川上に降られ、脚摩乳、手摩乳の子奇稻田姫の八岐大蛇に吞まれんとするを聞  
き、八つの酒槽に入鹽折の酒を供へて大蛇に飲ませ、その酔ふて眠るを待つて切り殺された。大蛇は  
頭尾共に八つあり、體には松・杉・檜等が生ひ茂り、長さ八谷八尾に互つて居たが、尊はその尾から叢  
雲劍を得て、天照大神に奉られた。尊は奇稻田姫を娶つて須賀宮に居られ、後根國へ行かれた。これ  
によれば素戔嗚尊は荒々しい武の神であると共に、天に對する地の神である。根國は黄泉國と同じく  
地下であり、その得られた劍即鐵は地の精に外ならぬ。大蛇に樹木の生ひ茂つて居るのも山を示して

居るからである。

尊の子大己貴命命・顯國玉命・葦原醜男等の名もあるは尊から生太刀・生弓矢を得、少彦名命神皇産靈の子の助によつて、八十神を平けて國土を經營せられ、醫療・温泉・禁厭・造酒等をも人民に教へられた。この大己貴命の國造は、次の國讓の前提であり、建國以後も久しく勢力を維持した出雲地方の種族の勢力の反映であると共に、素戔嗚尊の後の何所までも武の神・政治の神たるを示して居る。

天照大神は、我豊葦原瑞穂國が、螢火の輝く神、五月蠅なす邪き神等多く、草木も悉く物言ふ有様で、甚しく亂れたのを御覽じ、安國と平けく治めんとて、先づ天穗日命を遣されたが、大己貴命に阿附して歸つて來ず、次に遣された天稚彦も、大己貴命の女下照姫を娶つて歸らなかつたから、最後に經津主命及び、武甕槌命を遣はされた。二神は出雲に降つて大己貴命に天神の命を傳へたが、大己貴命はその子事代主命と共に直に命を奉じたから、更に建御名方命等の順はぬ神々を討ち隨へて復命し、大己貴命のためには杵築に宮居を定めて、天穗日命をしてこれに仕へしめられた。然るにこの間に忍穗耳尊の子天津彦火瓊杵尊が生まれられたから、父に代つて降らるゝこととなつた。天照大神は瓊々杵尊に、八咫鏡、叢雲劍、及び八咫瓊勾玉の三種の神器を授け、「豊葦原千五百秋之瑞穂國、是吾子孫可王之地、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆、當與天壤無窮矣」書紀と勅せられ、且此鏡は我

大己貴命の國讓

天孫降臨

御魂として我に仕ふる如く祀れと仰せられ、天兒屋根命、太玉命、天鈿女命、石凝姥命、玉祖命の五部神及び思兼命等をして之を補佐せしめ、天忍日命大伴氏の祖及び天久米命久米氏の祖をして武裝して前驅たらしめられた。かくて瓊々杵尊は天の八重雲を稜威の道別に道別きて、日向の高千穂峰に天降られた。これは我大八洲も、時には天日嗣以外の人によつて、平らげられ、治められることもあるが、そのため妖が起り、民草が苦しむに及べば、やがて一時隠れて居られた天日嗣が現はれて、これを救はせられ、國も安らかに平らかに治まることを示して居る。この降臨の地を日向高千穂薩摩霧島山としたのは、朝日の直さす國、夕日の日照る國であり、その名の日神に縁ある上、大和から最遠い西の端の火山は、神祕的な物語の舞臺として最適するためであらう。

日向三代の物語

瓊々杵尊は吾田あたらの笠狭碕かさのさき邊薩摩國阿多に宮居せられ、大山祇神の女木花開耶姫を娶つて火闌降命隼人の祖及彦火々出見尊ひこほを生まれた。この兩神の間に海幸漁うみのさちと山幸獵やまのさちとの交換から争を生じ、彦火々出見尊は海神から潮満玉・潮涸玉を得て兄の命に勝ち、火闌命は弟の尊のために永く宮居を守り俳優わざをを務めんことを誓はれた。彦火々出見尊は海神の女豊玉姫を娶つて、鷓鴣草うか茸ふきあへす不合尊あはれは豊玉姫の妹玉依姫たまよりひめを妃として、五瀬命、稻飯命、三毛入野命及び神日本磐余彦尊いはれひこを生ませられた。これは山神海神の女を娶られたことで、山も海も天日嗣に服することゝ、隼人の祖である火闌降命の歸服

によつて、隼人族の服従と、その後世の職務となつた宮門の守衛と犬吠の業の起源とを示したものであり、又隼人まで天孫の後とすることによつて何所までも血族關係を重んじ、皇室を有ゆる氏族の總本家と考へたことを示して居る。

要するに神代の物語は、上代に於ける君民關係についての思想の説話化せられたものであつて、我大八洲は山川草木まで總て皇祖天照大神と同じく、諾冉二尊から生まれたものであり、國民は總て皇室の分れであるから、天照大神の天日嗣たる皇室は、永久に國土人民と同體不離であり、國民の大家としてこの國を支配せられ、國民と禍福を共にせられるのである。又時の勢で政治兵馬の實權は、一時皇室以外の豪族に歸することがあつても、その際も精神上思想上、國家の宗主たる威力は決して失はれないのみか、却つて益明になり、豪族の政治が衰へ、國が亂れ民が苦しむに至れば、必ず皇室は人民の味方として現はれて、人民を救はれ、文武政教の全權も自然皇室に歸るのである。このため君臣の分は判然として亂れず、皇統は萬世一系であるとの意味である。この精神は今日に至るまで何等の變化なく、後世政權が朝廷を去つて臣下の手に歸した時でも、皇室の神聖は益明になり、執政者はその政治の責任から隆替興亡しても、皇室に累を及ぼすことなく、やがては政權再び朝廷に歸し、人民も豪族の抑壓から免れるを常とするので、大化の改新や明治維新の如きはその著しい例である。

神代の物語の精神

### 第三章 大和朝廷の成立

建國

神武天皇の御東征

我國の建國は神倭磐余彦尊、即神武天皇の、大和の畝傍の橿原宮の御即位を以て紀元とし、天皇を人皇第一代と數ふることになつて居る。このため天皇の御事跡は記紀にも詳しく傳へられて居り、殊に「東有美地青山四周」の鹽土老翁の言に初まり、速吸之門豊後の海部で、椎根津彦倭直の祖に迎へられ、菟狹宇佐を経て、安藝の多祁理宮、安藝郡府中吉備の高島宮備前見島郡宮浦といふの淹留の後、難波に上陸して一度大和の長髓彦のため孔余河内郡草香衛坂香といふに敗れ、日に向つて戦ふを避け、道を轉じて熊野より大和に向ひ八咫鳥の奇蹟にまつて長髓彦を破り、饒速日命の歸順によつて大和の平定するまでの御東征に關しては神代の物語と徑庭のない種々の奇蹟談に満ちて居て、史實をその中に求めることは頗る困難である。後世久しく熊襲・隼人の根據地であつた日向地方後の日向大隅薩摩を天孫降臨の地としたことが、神祕的な神代の物語の舞臺として適はしく、御東征がこれを人代に結びつける連鎖に過ぎないとすれば、これによつて直に建國の事情を知ることには出來ない。然し皇室の御祖先を中心とする勢力が、大和に於て發現したとすると、天孫降臨や、神武東征の如き物語を生ずる機縁がなくなる上、大和地方に特殊な勢力が生じ、特殊な文化を生ずる事情も解し難いから、やはり、大陸文明の最早く入つた九州北部を發祥

皇祖の發祥地



畿内の位

の地と考へる方が妥當であらう。今日前漢時代の大陸交通と關係あるものとせられる銅劍・銅鉞や、甕棺を主とした一種特異な墓制等の九州北部を中心として發見せらるることは、これを暗示するとも言ひ得よう。而してその畿内に移つたのは、勢力が發展して大八洲の大部分に及ばんとした結果と思はれる。これ畿内は大八洲の中央であり、且南東北に茅渟海・伊勢灣・若狹灣を控へて、甲は山陽・南海・西海へ、乙は東海・東山へ、丙は山陰・北陸へ向ふ口となつて居り、四方を抑へ得る地であるからである。天皇が大國主命の後の五十鈴姫を娶られたのも、出雲系統の種族まで王化に歸したことを示してゐると言ひ得よう。

建國年代

神武天皇の御即位は、日本書紀によれば今から二千五百餘年前の辛酉の年正月元日であるが、書紀の年代の信じ難いことは、既に本居宣長も述べてゐる所で、御歴代の御治世・御寶算の非常に長いこと、御在位、孝安天皇百二年、垂仁天皇九十九年、孝昭天皇八十三年、御寶算神武天皇百二十七歳、開化天皇百十五歳、崇神天皇百二十歳、垂仁天皇百四十歳等大陸の年代と一致しないこと等によりても明である。思ふにこれは後世支那の緯書により、中宗と仰がれた天智天皇御即位の辛酉から、一節即一千三百二十年前の辛酉革命の年を神武紀元として、その間の年數を歴代に配當したものかと察せられる。新羅で赫居世の建國を甲子革命の年前五七七年としたのもその類例である。されば建國年代については、古事記に記された天皇崩御の年の干支を朝鮮の史書と對照した結果等から、崇神天皇崩御の年戊寅を西曆二五八年

崇神天皇

魏の甘露三年と約六百年短縮すべきことが認められ、西曆紀元前一世紀、前漢の末頃と推定せられる。神武天皇を御肇國しんむてんわうをみもとくにすむらみか天皇と稱したと共に、崇神天皇も同じくかく呼んで居るが、これは神武天皇以後開化天皇までは、御系統を傳へる外事蹟の傳らないのに、崇神天皇に至つて急に各方面に大發展を見たからで、この頃になつて政治組織も緒についたと思はれる。

祭政の區分

この御代に疫癘猖獗のため百姓が多く流離したから、從來宮中に祀られた天照大神を皇女豐鍬入姫命をして大和の笠縫邑かさぬいに神籬かむいを建て、神器中鏡・劍を此所に遷し、宮中に模造の鏡劍を壘と共に祀られた所、これより疫癘やみ、人民饒になつたと傳へるが、これは祭政の分離を語るもので、この頃になつて、祭事・政事に與るものに區別が出来たのである。古代に於ては祭・政共にマツリゴトで、事實政治と云ふも、國民の吉凶禍福總て神意によると信せられてゐたから、祭祀が殆唯一の政務であつたのである。瓊々杵尊に従つて來た所謂五部神が皆祭祀に關係した人で、天石窟の前で、神祭をした人々であることもこれを語るものである。然るに時代が進み勢力も發展すれば、事務も自然複雑となり、兩者の區分を見るに至るのは自然である。記紀には見えないが、古語拾遺にこの際忌部氏に鏡劍を模造せしめて朝廷に留められたと傳へるのは、祭政共に天皇の大權たるには變ないからである。この時弓弭調ゆはすのひつぎたなすひのみつぎ・手末調てすまじりとして、男女の貢物を定められたのも、從來全く貢物がなかつたのではなく、神への供物

弓弭調  
手末調

皇威の振

と朝廷への貢物と一緒にあつたのが、祭政の分離により區別を生ずるに至つたのである。

この御代に四道將軍として、大彥命孝元天皇の皇子を越へ、武渟川別命大彥命の子を東方へ、丹波道主命開化天皇の孫を丹波へ、吉備津彥命孝靈天皇の孫を西道へ遣されたといふ傳も、同時に四人を發遣されたのではなく、當時大和朝廷の威力が四方に及ぶやうになつたについて、その地方の開拓に最も功勞のあつた人々が四道將軍の話として傳はつたものと思はれる。古事記には丹波道主をその父日子坐王ひこますのみことし、大吉備津彥命は弟若建吉備津彥命と共に、孝靈天皇の朝に播磨へ下られたと傳ふるのもそのためであらう。これ等の中でも大彥命の子孫は最廣く蔓延して、地方經營に功勞最著しかつた。又此頃出雲大社の神寶を徵されたことも、出雲系統の全く服したことを示すもので、同じく皇威振張の現はれに外ならない。此時天皇の叔父武殖安彦たけはやくが妻吾田姫あたまひめと謀叛を企て、夫は山背から妻は大坂河内から大坂へ入る坂から攻め入つたが、大彥命が早くこれを牒知したため、吉備津彦が吾田姫を討つて敗死せしめ、大彥命は彦國菴命ひこくにのみきの皇子と共に泉河山城相樂郡に安彦を防ぎ、彦國菴命が安彦を射殺したため賊軍の瓦解に終つた。吾田姫が別軍の將として働いたことは、當時の女性の軍事に關係した一例としては注意すべきものである。

垂仁天皇  
殉死の傳

垂仁天皇の弟倭彥命の死なれた時、近習の者を陵域に生理にしたが、數日泣き叫び、死後は犬や鳥がその屍を食ひ、酸鼻を極めたため、天皇は殉死の風習を止めんとして、皇后日葉酢姫ひはすひめの亡くなつた

武殖安彦  
の亂

埴輪の起

際、葬法の改正を議せられた。時に野見宿彌が出雲の土師部はじべをして、土製の人馬即埴輪を作らしめて

伊勢神宮

これに代へんことを請うたから、天皇嘉納せられ、これより土師連が代々天皇の葬儀を主るに至つたといふ。天皇の諡號もこの傳説によるのであるがこれは土師氏が代々葬儀に當り、土偶を作る所から、その起源を祖先の發明に假託せるものと思はれる。埴輪は我古墳の特色で、この頃發達したと思はれるが、唯その初めは圓筒を環狀に竝べたもので、後生前の儀衛に擬して人馬を初め動物・器具・家屋等をもその上に造り付けたものである。後世その由來の忘れられてから、土師氏でかかる傳説を生じたものであらう。天皇又天照大神を改めて皇妹倭姫命に託せられたが、命は近江・美濃・伊勢を巡られ、

武備の充

大神の託宣によつて伊勢國五十鈴川上に祠を立てて祀られた。これは大神が初めて天から降られた所といふが、太陽神として大和から見て東端の靈地であるとするより外に理由は解らない。又この御代には太刀千口を大和の物部氏の氏神である石上神宮いそのかみに納めて、物部十千根むつちぢねをして管せしめられたを初

景行天皇

め、諸社に武器を奉納せられたが、これは皇威の振張に伴ふ武備の充實と見るべきで、有事の日には借り受けて使用せられること、正倉院御物と同様であり、神靈により銳利を増すものとも考へられた。而して景行天皇の御代に於ける熊襲・蝦夷との衝突はこれを役立たしむることの機會となつた。

熊襲征伐

初天皇筑紫を巡幸して、熊襲・土蜘蛛等を平げられたが、熊襲再び叛いたから皇子小碓尊に命じてこ

れを討たしめられた。尊は女装して熊襲の頭目川上梟師に近づき、これを刺殺して日本武の名を擧げられた。然るに程なくして、東國の蝦夷が叛いたから、天皇は兄の大碓皇子に征討を命ぜられたが、皇子がこれを恐れて避けられたため、日本武尊が自ら進んで再びその任に當たられ、天皇はこれを嘉して、蝦夷の凶暴制し難きを説き、尊の勇武を稱して、「形即我子、實則神人、是寔天啓朕不<sub>レ</sub>叡且國不平令<sub>レ</sub>經綸天業不<sub>レ</sub>絶宗廟乎、亦是天下則汝天下也、是位則汝位也」とまで仰せられた。尊は先づ伊勢神宮に詣で倭姫命から叢雲劔を得て、これを奉じて東征の途に上られ、尾張で軍議を定めて、自ら吉備武彦・大伴武日等と海道に向はれ、尾張公建稻種をして山道を進ましめられた。途中駿河の焼津（益頭郡）に於ける野火の變や、相模の走水に於ける海波の難があり、建稻種と合して陸奥に入り、日高見の蝦夷を討たれ、賊首島津神、國津神はその威に恐れて降つた。尊は歸途武彦をして越に赴かしめ建稻種をして海路を取らしめ、信濃より美濃を経て尾張に歸られたが、建稻種は海上で覆没して果てた。尾張で建稻種の妹宮寶姫を娶られ、寶劔を姫の許に留めて近江膽吹山の荒ぶる神を討たれたが、毒氣に觸れて病を發せられ、武彦をして蝦夷平定の狀を天皇に奏せしめ、蝦夷の俘虜を伊勢神宮に獻じて後、能褒野で薨せられた。天皇はこれを悲しみ、親しく東國に巡幸して遺跡を偲ばれ、宮寶姫は寶劔を熱田神宮に祀られた。

以上は主として書紀の傳ふる所であるが、古事記の傳によれば、天皇の東西の巡幸もなく、尊が粗暴で兄大碓皇子を殺されたため、天皇はこれを恐れて熊襲を討たしめられ、次いで更に蝦夷征伐まで命ぜられたから、尊はこれを天皇が己の死を望まれるためと悲まれたを憐み、倭姫命が寶劔を賜はつて身の護とせしめられたとして居る。この外東征の通路の如きも全く一致せず、野火の變も記は相模とし、吾妻の傳説も紀の碓氷に反して足柄として居る。これ等の傳の差や、又これに傳ふ地名傳説の餘りに多いことは、これ等がある一人の事蹟よりも、古代に於ける幾多の熊襲、蝦夷の征伐が、日本武尊といふ一英雄の事蹟として説話化せられて傳へられたものと見るべきであらう。

熊襲の征討は北九州の平定後でなければならぬが、西曆第三世紀の末まで筑紫の耶馬臺國が大和朝廷に服せずして支那と交通して居た點から見れば、その以後のことで、新羅征伐と前後した頃であつたらうと思はれる。第五章 参照 蝦夷征伐は政府の出兵と地方豪族の經營とに拘らず、絶えず行はれたものと思はれるが、このために神器たる寶劔を奉じて行かれたと傳へられるは、蝦夷經營の最重大視せられたことを示すもので、日本武尊に對して書紀が崩といひ、陵といひ、常陸風土記には倭武天皇まで記されたのも、この重大な事業を遂行されたためであらう。然しこの頃蝦夷經營は常陸下野以北に何所まで進んだかは明でない。

皇子の分封

景行天皇の御代には、かく四方に皇威が擴まつたから、八十皇子の中七十餘子を諸國に遣はされ、又豊城命の孫彦狹島を東國に遣はされたが、途中薨じたため、東國の百姓悲みて屍を盗んで上野に葬つた。そのためその子御諸別王を代つて東國に赴かして、その地方を治めしめられたが、王は蝦夷の騷動を平げて、東國の經營に功著しく、その子孫は上毛野・下毛野とて東國の大族となつた。次の成務天皇の御代には皇威恢弘の後をうけて、地方の整理に努められ、山河によりて國縣を分け、阡陌によりて邑里を定められ、國造・稻置・縣主等を増して、地方政治を整頓せらるるに至つた。かく大和朝廷の威光が四方に擴まると共に、一地方の名であつたヤマトは大八洲の總名となり、一方外國との關係から我國を世界の東端即日の出る所とする思想を生じて、ヤマトに日本の文字を宛てることとなつた。日本書紀は日本なる文字の公認せられた明證であり、これを音讀するに至つたのは、奈良朝末以後であらう。日本の文字が、外國關係より生じたことは、詔勅でも外國に對する時は、「明神御宇日本天皇」といひ、國內に對する時は、「明神御大八洲國天皇」と記されたのでも察せられる。

地方の整理  
國名の由來

### 第四章 上代の社會及び文化

族制社會

我上代の社會は一種の族制社會で、氏と姓とが社會制度の基であつたから、氏姓の時代、又は氏族制度の世と稱せられる。

家

當時の家は大家族制で、數代の家族が同居し、一戸百人以上に及ぶも珍しくなかつた。大家族制は奈良朝頃の戸籍にも見え、今日では飛騨の白川村にその例がある。祖先崇拜の思想が著しく、家の存續が重んぜられたため、一夫多妻も怪まれなかつたが、嫡妻は一人で特に重んぜられた。男子は女子の家へ通ひ、子は母の家で育つ場合が多かつた。このため子に對する母の方が大であつたのみならず、一般女性も素養に於ても、社會的地位に於ても、甚しく男子に劣らなかつた。天照大神が女神とせられたのみならず、軍事上にまで女性活動の物語を傳へるはこのためである。第三章及び第五章参照

女子の地位

家の相續に於ては、男女の別をも見なかつた。共同の祖先から出た家は、集まつて一つの氏を作り、氏上うぢのかみがこれを支配する。氏は同一の土地に住むを普通としたと思はれ、奈良朝になつても山背國愛宕郡出雲郷雲上里、同雲下里の如き、悉出雲臣であつたのはその遺風であらう。大日本古文書、神龜三年計帳氏にはその守護神たる氏神があつて、氏上がその祭

家の相續

氏

氏神

祀を司る。氏神は氏の祖神であることもあり、然らざることもあるが、その崇拜は氏の團結を固くし業務に勵ましむる効果があつた。氏上を氏人の宗主とすることは信仰的であつて、時に血族關係を缺くことがないとも限らぬが、少くともかく信じてゐたのである。大氏小氏と云ふも、氏の大小によるもので、本支統屬の關係があつた譯ではない。

氏の外血族に關係なき團體に、伴又は部がある。これは或は職業により、或は特定の人のために設けられ、或は捕虜・歸化人等を以て出來たものであつた。職業は世襲を常とし、子孫に傳へたが、これは文化の進んでからは有害無益であるけれども、未開時代には遺傳や家庭の教養によつて、その職業に特別の長所を興へ、文化の開展に効果のあるものである。職業による部は部の名が職業から來て居るものが頗る多い。中臣部神と人との中・忌部職を忌むて神に仕へる・弓削部神を取次ぐ・矢作部神が祭祀に當たり・服部神が祭祀に當たり・土師部等が、それ／＼玉・鏡・弓・矢・織物・土器の製作からその名を得た如き、その著例である。第二は所謂御子代・御名代の民であつて、天皇・皇族等の御名を後世に傳へんために定められた部である。されば部の名にもその人の名を負ふのが普通であるが、時には御住所の名をつけられたものもある。日本武尊の建部、菟道稚郎子の宇治部、仁德天皇大鷦鷯尊の雀部、大草香王仁德天皇の皇子の大日下部、允恭天皇の皇后忍坂大中姫の刑部、雄略天皇大長谷若建の長谷部、清寧

職業的部

御子代部  
御名代部

捕虜歸化  
人の部  
伴緒

天皇白髮の白髮部等は、前者の例であり、仁德天皇の皇后磐媛の葛木部、大和允恭天皇の后衣通姫の藤原部大和國の如きは、後者の例である。第三は蝦夷からなる佐伯部、秦人の秦部の類である。部は皇室・皇族・豪族・寺社等に屬したもので、その所有者を伴緒又は伴造と呼んだ。天下之八十友緒古事記皇と言はれたことでも、その數の多かつたことが知られる。

氏には其格式を示すため公・臣・連・直・首等の姓を朝廷から賜はつた。公は開化天皇以後の近い皇別臣は孝元天皇以前の古い皇別、連は神別、直は國造、首は縣主・稻置及び蕃別に賜はるのが多かつたが、勿論例外も少くない。崇神天皇の後の上毛野公・下毛野公・垂仁天皇の後の山邊公・景行天皇の後の犬山公・宣化天皇の後の丹比公・用明天皇の後の當麻公・神武天皇の後の島田臣・孝昭天皇の後の粟田臣・柿本臣・孝靈天皇の後の吉備臣・孝元天皇の後の武内臣・阿部臣・膳臣・的臣・天兒屋根命の後の中臣連・天忍日命の後の大伴連・饒速日命の後の物部連・天津久米命の後の久米直・大倭國造の大和直・丹波國造の丹波直・穴門國造の穴門直・宇陀縣主の菟田首・加茂縣主の鴨首・王仁の後である書首等、その例である。この姓が社會上政治上の地位を定め、且それが世襲であつたため、中には詐稱するものが出來、混亂を免れなかつたから、允恭天皇の朝には盟神探湯によつて、これを正された程であつた。かくて氏上は氏人・伴部を率ゐて朝廷に仕へ、その主なるものが政治に當つた。祭祀を司つた中臣。

政治組織

大臣大連

天皇

地方制度

國造

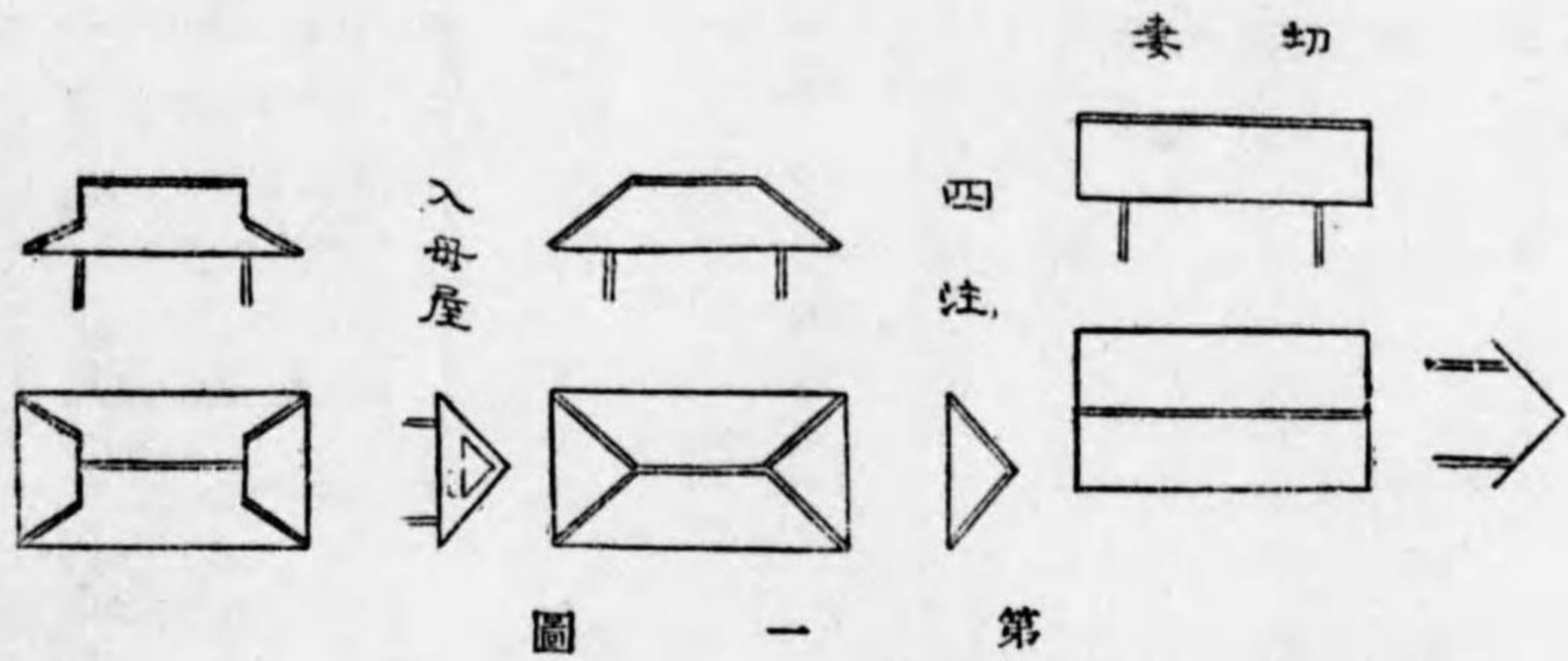
建築

忌部、軍事に當つた大伴・物部・久米、神武・綏清・安寧三代の外戚である大三輪氏等、最勢力のあつた家である。後には大臣・大連が出来て、最權勢盛であつたが、大連は垂仁天皇の朝の物部十千根、大臣は成務天皇の朝の武内宿禰が初見である。而して氏上が氏人を支配する如く、總ての氏を支配するは大和民族の總宗家たる皇室で、天皇は現神又はスメラミコトと稱せられて、文武政教の大權を握られて居たのである。

土地は朝廷の直轄地屯田、御子代、御名代の外多くは豪族の私有地で、國造・縣主・稻置等が地方豪族の主なるものであるが、その區別及び相互關係は明瞭でない。北史には八十戸に一稻置を置き、十稻置に一國を置き、國の數百二十であると傳へてゐるが、舒明天皇頃かかると整然たるものでなかつたことは勿論で、それは支那風に形式化した記述に過ぎない。但國造が最強大で、稻置等は遙に劣つてゐたことは事實であらう。彼等が土地人民を支配すると共に、地方の祭祀を司つたことは、大化改新によつて政權を失つた後も、祭祀のみは長く續けてゐたものの少くないのでも察せられる。尾張國造の後の千秋氏が熱田神宮に、出雲國造の後の千家・北島兩家が出雲大社に、阿蘇國造の後の阿蘇氏が阿蘇神社に仕へた如きその例である。

次に當時の國民の日常生活を考へるに、家は記録に傳はる外、神社建築、大嘗祭の齋場、埴輪の家、

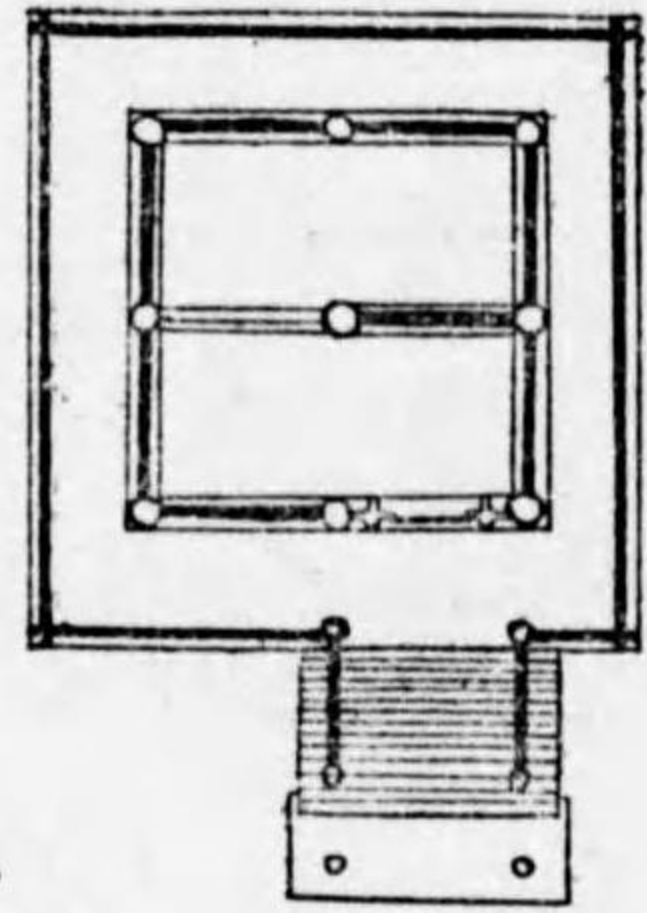
大社造



第四章 上代の社會及び文化

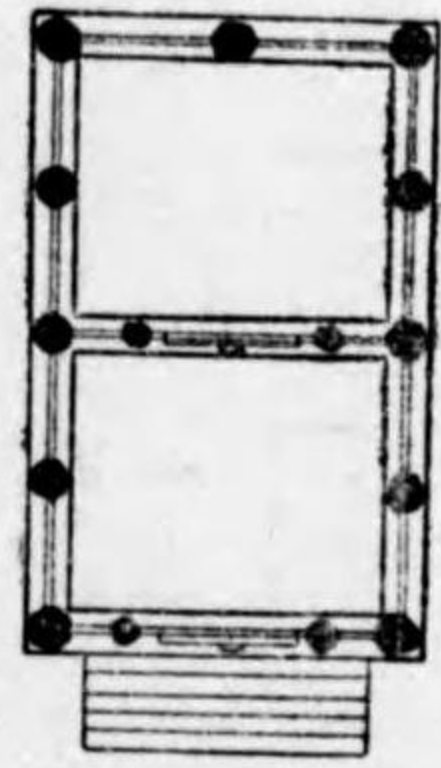
家形の棺、横穴の内部、銅鐸・鏡の紋様等からも察せられる。我國の濕氣多く樹木に富んでゐたことは、建築の材料を植物性ならしめたが、建築材としては檜が最重んぜられたことは、素戔鳴尊が檜は瑞宮を造る材とせよと仰せられたといふ傳説日本書紀によつても明である。太立官柱於底磐之根神武天皇紀、峻峙轉風於高天之原皇紀と言はれた如く、柱は礎なく地中に埋められ、丸木のまま用ゐたと思はれる。室には床を張り、蓆を布き壁にも茅・蓆又は板等を用ひ、窓や入口に戸があつた。屋根は多く草葺で、蓆も用ひられ、切妻造が普通であつた。埴輪には寄棟、入母屋もあり、樓閣さへ見られるが、これは大陸の影響である。千木・堅魚木等があつて屋根を抑へてゐたが、後には裝飾として神社・皇居等にも用ゐられることとなつた。家の周圍には柴等の垣があり、入口に鳥居風の門があつたと思はれる。木を組んで出来た校倉も出来て、これは床が特に高くせられた。古代の建築様式を傳へて居る神社の標本は、出雲大社、攝津の住吉神社及び伊勢神宮等の本殿である。出雲大社の本殿は徳川時代の建築であるがその大體の平面圖は古の風を存

住吉造



甲圖二第 出雲大社平圖及正圖面

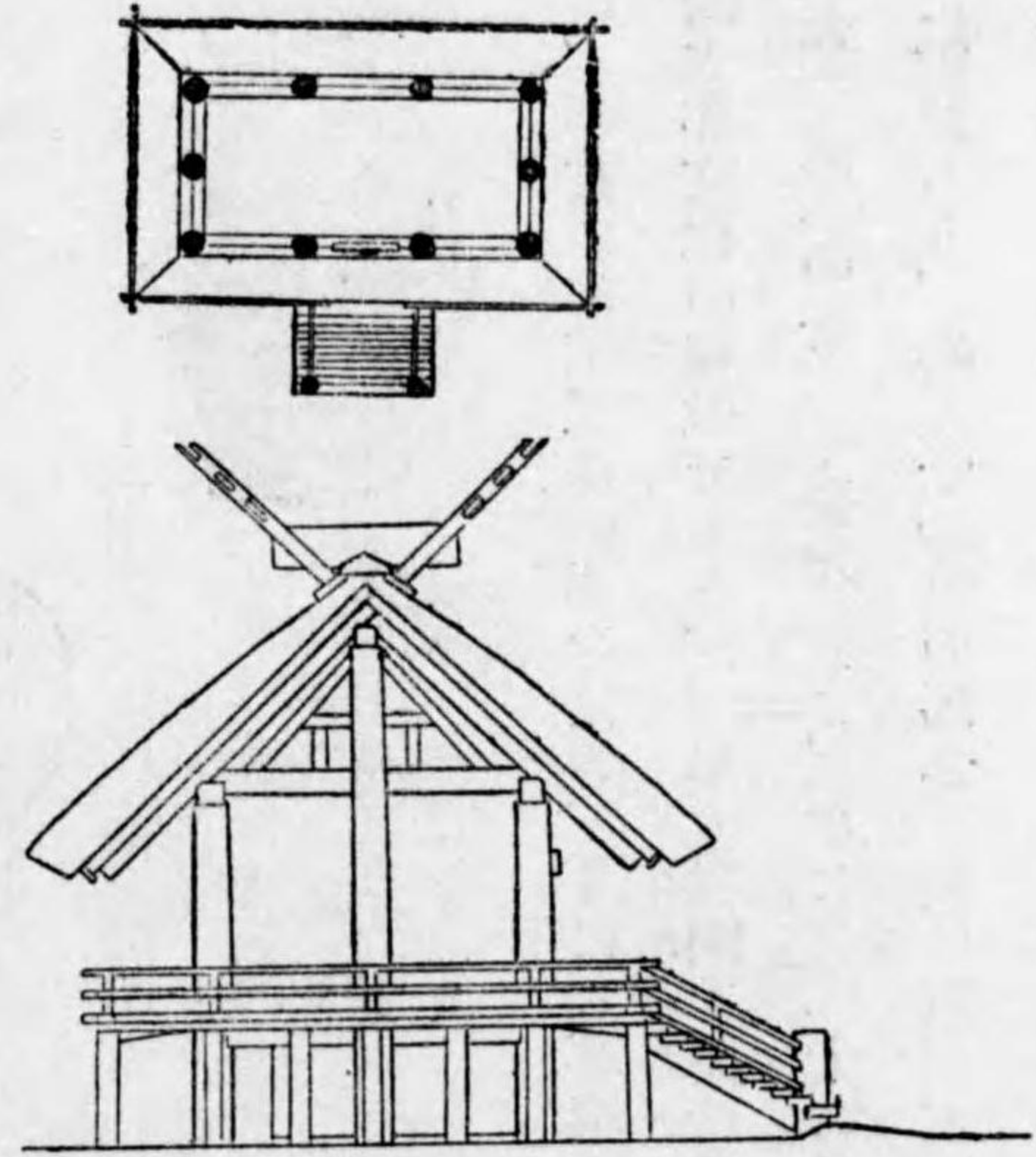
してゐる。方二間、切妻造、妻入で、階段が片方に寄つて居り、神座との間に板壁がある。これは住宅建築のまゝの形で、神座は主人の居間に當たるものと思はれる。住吉神社になれば、切妻造、妻入ではあるが、二間四面となり、内外陣の別を生じ、神座も階段も正面になり、初めて神社としての尊嚴を示すに至つた。伊勢神宮は、三間二面、切妻造平入で、神社としては一層進歩した形式である。伊勢神宮は他と異り、單に平面のみならず、種々の様式に古代の遺風を傳へてゐる。これ一つは二十年造替の制が行はれたため、長く保存する必要もなく、



乙圖二第 住吉神社平圖面

幼稚な古來の形式をもそのまま用ゐ得たのである。柱が直に地中に埋められ、且、丸太の形式を存して上程細くせられ、屋根は茅葺で、千木が泥障板を貫通してをり、横には別に棟持柱がある等その著しい點である。  
但勾欄をつけたことや、千木の端を内宮は水平に、外宮は垂直に切り、風穴を内宮は三つ、外宮は二つにして堅

服飾



丙圖二第 伊勢神宮平圖及側面圖

魚木を内宮は十本、外宮は九本とした如きは、後世の作爲である。  
服飾も埴輪の人形で知らる點が多い。男子は美豆良とて髪を左右に分け横で結んで垂れ、その上に鬘即鉢巻をしたり、被物をしたりした。着物は衣と禪に分れ、筒袖に太いズボン様のものである。女子の髪は後世の島田鬘に似て、束髪於後史北たもので、鬘を用いたことは男子と同である。着物は衣と裳即行燈袴様のものと、盤領の被布様のものごとであつた。帯はタラシといひ、男女共腰で結んで垂

れたものである。衣服の材料は麻から取つた麻布と楮で作つた栲又は木綿と稱するものを普通とし、上流では絹も用ゐた。色は白が普通であつたが、染めたものもあり、倭文即縞や、摺模様もあつた。足には皮又は藤葛の履をつけ或は履をも用ゐた。襪が却つて儀式的に男女共に用ゐられ、女子は領布をも肩にかけた。頸には勾玉・管玉・白玉・切子玉等を翡翠・瑪瑙・水晶・琥珀・玻璃等で作り、緒で連ねて



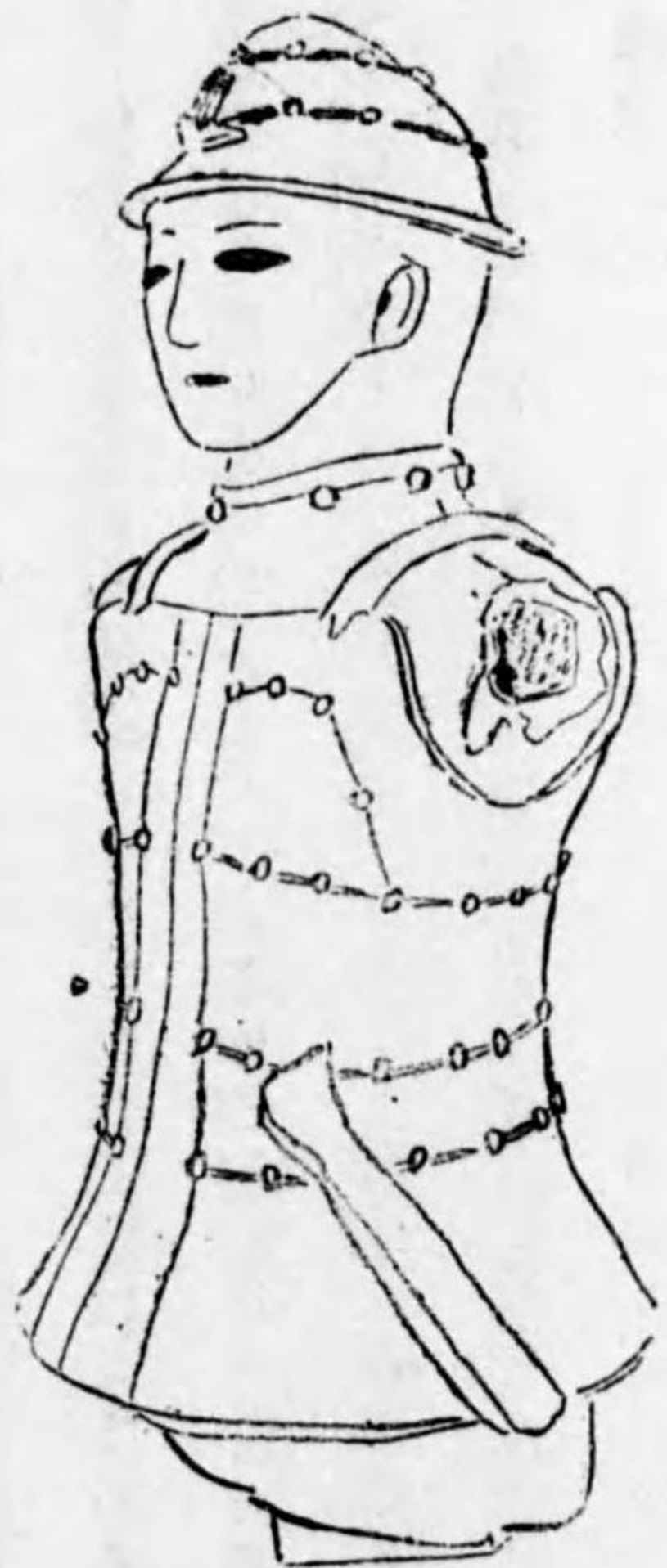
偶土輪埴 圖三第

懸け、手首には玉又は釧環をはめ、耳にも耳環・耳鎖・耳玉等を垂れた。銅鍍金の金銀環もある。鏡は勿論支那文化の模倣であるが、早く我國で模造鏡が出来、圓鏡・鈴鏡等があつた。

武具・武具の著しく發達してゐたことは、太古に於て武事の重要であつたことを物語るもので、甲冑共に數種あり、轡・鐙・鈴等の馬具と共に鐵が主であるが、稀には金銅（銅に金鍍せるもの）もあつた。武器は刀・劍・槍・弓矢が用ゐられ、太刀・刀子・劍・槍・鏃等皆鐵を鍛へたもので、太刀も後世の如き反のない直刀

武具

漁獵



裝武輪埴 圖四第

である。弓は梓・檀・槻等で張り、鳴鏑もあつた。

武具は敵に對するもの、儀仗用に供せらるゝものであると共に、狩獵用でもあつた。山幸（ヤマノシチ）として、猪・鹿・兎・鳥類等が、食用に供せられ、武器

農耕

による外網・鵜及び鷹狩等の方法もあつた。漁業（うみのさち）即海幸には、釣・鉤・網の外、鵜飼さへ行はれた。然し大和朝廷の成立した頃には、主なる職業が農業であつたことは、千五百秋瑞穂國の名でも知られる。農業は言ふ迄もなく稻が第一で、八束穂（やつかほ）の伊加志穂（いかしほ）に實らむことを祈年祭にも祈つたが、その他粟・稗・麥・豆を合せて五種の穀物（いづくさ たなつもの）と稱せられ、甘菜（あまな）、辛菜等の野菜も作られた。農具としては鍬・鋤（かきき）・犁等が用られ、家畜として牛・馬・鶏・犬も飼はれたが、食用には供せられなかつた。食器は焼物、殊に陶器が主に用ゐられ、皿・坏（つぎ）・盃（さき）・椀（わん）・甕（かめ）等があつたが、轆轤・塗薬を用ゐたものであつた。

飲食具

葬祭

葬祭は當時非常に重んぜられたため、その墳墓も後世より遙に立派であつたことは、今日各地に遺つてゐる古墳によつて明である。古墳は丸塚（丸形）・瓢塚（瓢形）・方塚（前方後）及び横穴の三種が普通であつて稀には方形

古墳



應仁天皇  
陵と仁徳  
天皇陵

墳・上圓下方墳・縦壙も無いではないが、寧例外である。丸塚・瓢塚等は地上に築かれた墳丘の形状による名稱で、その發達したものは、これが二段三段に築かれ、その周圍には二重三重の濠を周らし、更に若干の陪塚を備へてゐる。應神・仁徳兩天皇陵の如きはその代表的なもので、前者は河内國南河内郡古市村大字譽田にあり、えがのふしのなかのみさぎ惠我藻伏岡陵と謂ひ、三段の瓢塚で、前後二百二十五間、後圓の徑百三十三間、前方百六十間、高さ前方四十二尺、後圓六十四尺あり、二重の濠を周らし、數多の陪塚を存して居り、兆域方五町に及ぶ。後者は和泉國泉北郡船松村にあり、もすのみはらのなかのみさぎ百舌鳥耳原中陵と謂ひ、同じく三段の瓢塚で、前後二百七十間、後圓の徑百三十六間、前方百六十八間、高さ百十餘尺あり、三重の濠と十數個の陪塚があり、内濠の如き幅三十五間乃至六十四間で、兆域方八町に及び、その壯大なることは埃及のピラミッドを思はせるものである。これらの形式中瓢塚は我國獨特のものと思はれ、崇神天皇・垂仁天皇の頃に完成し、敏達天皇の頃まで行はれたと言はれてゐる。方形墳は瓢塚のなくなつた代りに生じて大化改新まで續いたものらしい。古墳中棺を納める部を石で圍んだのを石槨といひ、これに簡單な竪穴式と、稍複雑になつた横穴式とがある。後者には外部に通ずる羨道があり、中には特に棺をのせる床又は棚を設けたものもある。横穴とは横穴式石槨を地質を利用して直接丘陵の斜面に穿つたもので、早く學界に知れた武藏國比企郡吉見の百穴の如きその一例である。棺は木棺も多少遺物があるが、多

瓢塚と方  
形墳

石槨

横穴

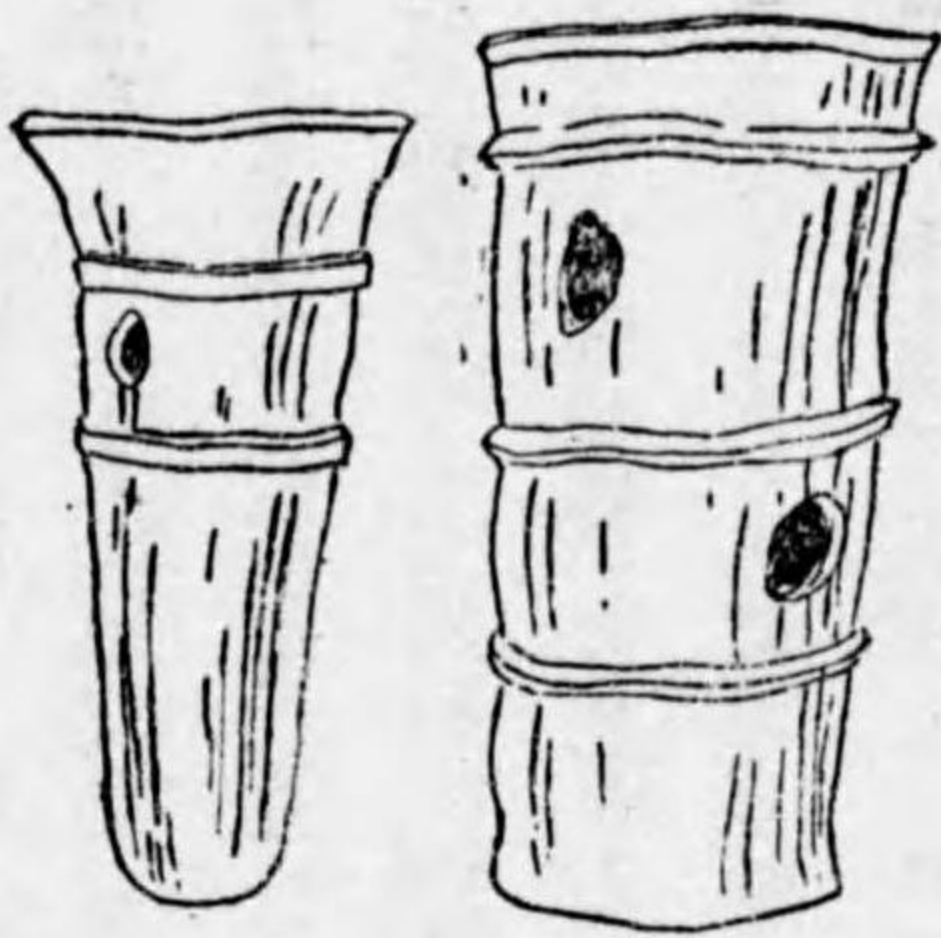
棺

くは石棺・陶棺及び甕棺である。石棺には列拔式と組合式とがあり、形も家形・舟形等種々である。陶棺は素焼又は陶器で、家形が普通であり、甕棺は素焼の甕を二つ合せたもので、九州北部特有のものである。棺は一つの塚に數個あることがあるが、これは一つの塚が必ずしも一人の墓と限らないからである。

副葬品

古墳には遺骨の外に副葬品を伴ふのが普通であつて、生前の使用品を想はせる飲食器・武器・馬具・装身具・農工具を初め、祭器と思はれる裝飾付の土器等が豊富に存在してゐる。朝鮮の如き金銀製の器具は見られないが、土器・銅器・鐵器及び明器としての石器が普通で、當時の文化を語る生きた證據である。

埴輪



第五圖 埴輪 圖四筒

副葬品と共に大切なものは古墳の周圍に存する埴輪である。埴輪の起源に關する垂仁紀の傳の信すべからざることは既に述べた。埴輪は褐色の素焼で、原形は圓筒に二三の箍と穴とがあるにすぎない。その用は古墳に莊重を加ふると共に、その區劃をするもので、穴はこれを連結したためである。然るに更にこの圓筒の上部に男女の人物や、牛・馬・猿・鳥・武器・家具・家等を附けて、一層裝飾的效果を増すと共に、死者生前の儀衛に擬するやうになつ

た。而も人物が最多いため、殉死の傳説が起るに至つたのである。これによつて當時の風俗文物を知り得ることは甚多い。

厚葬の風は一般に古代人に普通な現象で、豪族の勢の盛であつたことを示すと共に、亦宗教心の強かつた現はれでもあつた。理性によつて鈍らされない小供らしい純な心に多くのものが驚嘆畏敬の對象となり、神祕感を惹起せしめたことは明で、我上代にカミといふ語が廣い意味に用ゐられたのもこのためである。あらゆる畏敬すべきものが即カミであるから、上君も・髪は勿論、雷神・地震神・狼・常世神よびの如き語も生ずる。生死、疾病、播種、收穫が神業と考へられたのも當然である。これと共に國家組織や、氏族制度の發達は、皇室や氏族の祖先を神として崇めることとなり、その祭祀が朝廷なり氏族なりの最重要な仕事となつて居た。天孫降臨の際の五部神が何れも祭祀に關する神であるのもこのためであり、中臣・忌部兩氏が祭祀の家として長く勢力を有つてゐた。國家氏族の盛衰、五穀成熟も皆神の加護によるものと考へられたから、天子や氏上は、國民氏人を率ゐて神の奉祀に力をこめた。神を祀るには典禮として行はるゝの外、神懸かみかによりて神意を示す巫の存したことも他の國々と同様で、卑彌呼ひみこが鬼道を以て人心を得たといふのもこれをさし、神功皇后が征韓を決せられたのも、これによるのである。第五章 参照 神懸は婦女が多いこと古今同徹で、このために祭祀にも女性の當つたことが

神懸と女性

宗教

禊祓

多い。倭姫命の伊勢齋宮の源をなしたのを初め、崇神天皇の六年豊鍬入姫命をして天照大神を、淳名城姫命をして日本大國魂神を祀らしめ、神功皇后元年葉山媛はやまひめをして天照大神の荒魂あらみたまを廣田に、その妹長媛をして事代主神を長田に祀らしめた如き、その一例で、天照大神を女性と考へたのも、この關係が與つて力あつたであらう。神懸の神人交感と共に注意すべきことは禊祓みそぎはらひで、伊弉諾尊いさながはらの禊祓から、天照大神・月讀命・素戔嗚尊が生れたといふ傳があるのでも、如何に重要視されたか、解る。これ亦古代各民族に共通したことであるが、我國で殊に著しい發達をしたのは、國民の清淨を好む念の強かつたためであらう。要するに上代の信仰生活はその内容の幼稚淺薄は免れないが、その態度の純眞緊張は寧後世に勝つてゐたと思はれる。

上代文學としては記紀の歌謠を擧ぐべきである。これ等の歌謠がその物語と時代を同じくするものでないことは勿論であるのみならず、中にはその話と全く無關係なものも少くない。然しその成立の時代に異説はあるにしても、萬葉集に先立つ我が最古の民族的文藝なることは争はれない。民謠を混じてゐるためでもあらうが、詩形の定らない時代のもが多く、謠ふ歌と讀む歌の區別がなかつた。内容も多くは戀愛を歌つたもので、戰に關するものがこれにつぐが、何れも感情を率直に歌つた敘情詩である。戀愛が何等の穢も罪も伴はぬ生の喜びとして朗に歌はれてゐる所に、自然兒の面目が想見

歌謠

美術

せられる。

美術は未だ獨立したものであるとして發達せず、葬祭・戦争に伴つて出來た器具の裝飾としての工藝美術に留まる。繪畫としては九州等の古墳の石槨や、横穴に、圓や三角等の紋様や、幼稚な人物動物等を描いたものがあるが、これは支那の紋様の模倣にすぎず、埴輪・祭器・陶棺・齊瓮・鏡・武器等の彫刻が主である。鏡の紋様・武具の裝飾は、大陸製品の模倣であつて、彼の尖銳が婉曲化せられる等の變化に興味を感ずるにすぎないが、埴輪の土隅・陶棺の浮彫・祭器の裝飾等の人物動物等には、全體としての統括的均齊は缺けてゐるが、部分的の柔い初々しい美しさの捨て難いものが少くない。少くとも美術に於ても平和な生な若い自然兒は、その面目を發揮せずには居なかつた。

## 第五章 朝鮮半島の服屬

支那

我國は亞細亞大陸に接近して居るから、大陸との交通は建國以前から行はれて居たことは遺物から見ても明だが、大和朝廷が大陸諸國と公の關係を生ずるに至つたのは頗る後の事である。

支那は亞細亞の東方に於ける最廣大肥沃な地を占め、世界最古の文化民族で、且今日までその勢力文化を維持したる唯一の國家である。西紀前四、五世紀の春秋戰國時代に、既に支那本部の全土に擴がり、政治道德に關する思想は發展の極に達して居た。前三世紀末に秦漢の大統一を見、四百年後西紀三世紀の初から三國・兩晋・南北朝の四百年間、國內分裂して外民族の侵入を見たが、六世紀末に再び隋唐の大統一を生じ、約三百年間制度・宗教・藝術等、何れの點より見ても漢民族の極盛時代を現出するに至つた。

支那の文獻に我が國の事の見ゆるは、漢書地理志に「樂浪海中有一百餘國、以歲時來獻」と記されたのが初めて、これ漢武帝が古朝鮮を併して四郡を置いた頃、我筑紫人が樂浪郡平安南北道、黃海道黃海道、兩道へ來往したためであらう。後漢書には光武帝中元二年西紀五、倭奴國王の使大夫來貢し、これに印綬を給ふたこと、安帝永初二年西紀一、倭國王師升の生口百六十人を獻じたことを載せて居る。天明四年筑

日支交通の起源

前志賀島から出土した漢委奴國王の金印は、光武帝の與へたものと思はれ、奴國は儼縣箱屋・筑紫・早、其三郡の地

その邊の豪族が使を出したものである。三國時代には兩者の關係益々密接となり、我事情も詳しく彼

に知られたことは、魏志倭人傳の示す所である。當時倭國では、女王卑彌呼が最勢力あり、景初二年

卑彌呼

西紀二三八年に大夫難升米、次使都市牛利をして入貢せしめ、男生口四人、女生口六人、班布二匹二丈を獻せ

しめたが、魏はこれに對し、女王を親魏倭王に封じ、金印紫綬を與へ、絳地交龍錦五匹を初め、多數

の絹類、金八兩、五尺刀二口、銅鏡百枚、眞珠、鉛丹五十斤等を贈り、正始元年西紀二四〇年には帶方郡樂浪郡

の獨立したものを、京畿黃海兩道に忠州を加へた地方から耶馬臺國へ使を出してゐる。その後卑彌呼からは屢々使を遣し、南方狗奴國

の男王卑彌弓呼ひみここの戦をも訴へて居る。西紀二四一年 此のため耶馬臺から松浦・壹岐・對馬を経て狗耶慶尙南

に着き、海岸に沿ふて帶方・樂浪を経て魏へ行つた航路や、耶馬臺に養蠶も行はれ、絹布も出來、家

屋や墓も立派に造られたが、曆の智識はなかつた等も詳しく記されて居る。この耶馬臺が何所に當た

るかに就ては學者の説を異にする所で、古くは耶馬臺を大和とし、卑彌呼を神功皇后に當てたが異稱

傳今日改定せられた紀年からすれば、崇神天皇の頃に當たるから、神功皇后説の當たらぬのは明で

耶馬臺國の位置

あるが、耶馬臺を大和と見ることは、後漢三國時代の古鏡の大和附近から出土するものが多い事實によつて之を支持しようとする考古學者が少くない。但前後の事情から見ても、魏志の地理から見ても九

州の豪族と解する外なく、筑後國山門郡が最妥當であらう大和朝廷の威力の猶十分にこの地方に及ばなかつたため、自

ら倭王と稱して外國に通聘するに至つたものと思はれる。支那で金印を與へたのも倭國王と考へたか

らである。晋初以後倭王來朝の記事の絶えたのも、大和朝廷の政令が九州に行届く様になつたため

ある。然るにその後百數十年を経て、南北朝の初め再び倭王來貢のこの見ゆるのは、朝鮮半島に於

ける特殊な事情から來てゐる。明初 高麗王 倭王 征セントミテムト 倭王 書

朝鮮半島は、我大八洲から亞細亞大陸に入る棧橋のやうな地位にあるから、我國との關係は最古く、

且最深いことは言ふまでもない。或は素戔鳴尊が新羅の曾尸茂利朝鮮語で都の意味だといふ又は韓國からくにへ來往せられた

といひ、一書紀或は新羅國王の祖を神武天皇の兄稻飯命といふも新羅姓共に、その關係の極めて古いと

信せられたために起つた話である。半島では秦漢の大統一の頃、東北には扶餘族が居り、西には漢人

の箕氏の古朝鮮があり、南には朝鮮人の馬韓忠清全、辨韓慶尙、辰韓慶尙の三韓があつたが、箕氏の朝鮮

は燕の亡命者衛氏に奪はれ、衛氏も亦漢の武帝に亡ぼされて、漢の郡縣に入り、樂浪・臨屯江原、玄菟

咸鏡道眞番鴨綠江上流地方の四郡を置かれた。その後漢土の分裂に乗じて扶餘族の高麗は南下して來、

辰韓十二國の一から起つた新羅、馬韓五十四國の一から起つた百濟も勢力を張り、遂に支那人の勢力

を全く半島から驅逐して、西紀四世紀の前半には三國が鼎立することとなつたが、それと共に新に我

朝鮮の三國

日本の勢力が代つて半島に現はれて來た。朝鮮半島はその地位上、常に支那か、北方民族か、我國の中、何れかの勢力を蒙らぬことはないが、然も全然亡ぼされることもなく、一部獨立か半獨立で最近まで及んだ特殊の國情を有する。

任那の來附

半島の南端百濟・新羅の間に任那諸國が介在してゐたが、小國の常として兩強の壓迫に苦しみ、我國に來附することとなつた。この起源については崇神天皇の御代に、その一である加羅駕格、狗邪と、新羅に攻められたため王子蘇那葛叱智そなかかしちを我國に遣はして援を求めたが、この時天皇崩御になつたから、垂仁天皇は吉田連の祖鹽乘津彦しほのりつひこを宰みこととして遣はされると共に、先帝の御諱御間城入彦みまきいりひこによつて、國名を任那と賜つたとの傳説がある。書紀、新加羅は筑紫人の朝鮮支那へ行く航路に當つて居たから、我國の事情を知り、我國の援を請ふに至つたと思はれるが、その原因が新羅の壓迫にあるとすれば、西曆四世紀に入つて後のことではなければならぬ。これを垂仁天皇の御代としたのは、同じくこの御代に新羅の王族天日槍あめのひさこの渡來歸化したと傳ふると共に、紀、崇神垂仁兩朝に皇威の振張したことを誇張したものであらう。

仁哀天皇  
と神功皇后

任那諸國の來附によりて初めて朝鮮半島に勢力の根據を得た我國は、更に進んで新羅を討つに至つた。仲哀天皇は神功皇后おきみごと共に熊襲を討たんとて、筑紫の檀日宮かしのみや、筑前國筑前國權に行幸せられた際、皇

新羅征伐

后神懸して、我を祀れば西方にある金銀珍寶に富んだ新羅の國戰はずして従ひ、熊襲も自ら服せんと神託を得られたが、天皇は西方は海のみで國は見えないとてこれを信せず熊襲を討たれ、程なくして崩せられた。皇后はこれを悲み、武内宿彌と謀り、天照大神の荒魂あまみたま、住吉の三神を祀られ、熊襲は吉備臣の祖鴨別かもわけに委ね、臨月であつたに拘らず、自ら海を渡つて新羅を討たせられた。新羅王波沙はさ、寢錦ひだしき、師し、今いまはこれを見て神兵となし、大に驚き、東日あづま、西にしより出で、阿利那禮あしなれ、河か、石いし、星ほし辰しんとなることなければ春秋八十艘の貢を缺かないと誓つて降參した。次で高麗百濟の二王亦我營に來つて降つたから、皇后はこれを許して凱旋の後應神天皇を生まれた。このことは朝鮮には何等傳ふる所がないが、高麗の廣開土王の碑銘によれば西曆四世紀の末に倭の來寇したことは屢々見ゆる所であるから、皇后の外征傳説は、是等の事蹟の説話化せられたものと解せられる。而してその原因は我國に歸服して居る任那が新羅に壓せられたため、西紀三百六七十年のことであらう。この時降つたのは新羅のみで、書紀の高麗百濟の同時に來降した様には信せられない。百濟は近肖古王西紀、三三七七五年の代で、一時高麗を破り、平壤を屠つた程國力の強盛な時であつたが北方の大敵高麗に對するため、我國が任那を服し新羅を降し、勢力の半島に盛になつたのを見て、援を我に求め入貢するに至つたので、新羅の來降より後のことである。高麗は半島の北部から滿洲に亙る大版圖を有し、北方前燕

百濟の來  
高麗

と結んで半島統一を策して居る頃であるから、我に従ふ筈なく、應神天皇の朝に初めて使が来て「高麗國王教日本國」といふ如き、極めて無禮な國書を齎したと傳へる程である。

神功皇后論

皇后は應神天皇御降誕の後も、依然太后として政を攝せられ、太后薨後初めて天皇の即位を見た。皇后の偉勳と數十年の攝政とは、書紀にもその事蹟を一巻として居るが、後世はこれを天皇の如く考へて、神功の諡を奉り、甚しきは御歷代に數ふるに至らしめた。水鏡第十五代神功皇后、扶桑略記、神功天皇然し大日本史がこれを后妃傳に下し、その三大特筆にひとしてからは、全く異説を見なくなつた。然しこれと共に皇后の行跡を疑ひ、「仲哀・應仁繼承の間攝政七十年に及ぶは不可解であり、仲哀の崩御を神の崇とするも怪しく、妊娠十三ヶ月に及んだのはともかく、皇后が石を腰に插み、事畢つて歸つた時に生れよと祈られたのは疑はしい、應神天皇が生れても位につけず、四歳で太子としたのは誰の太子か、皇后の大和に歸らんとせらるるや、庶兄かじさか麩坂、忍熊おしくまの二皇子が兵を擧げてこれを邀へ討たんとせられたのも、事情の疑ふべきものがあつたかも知れない、舍人親王が閏位をも與へ給はなかつた見識は偉とすべきである」大日本史贊載と言ふ如きは、贊し難い。この疑の因は、書紀に仲哀天皇九年二月、天皇崩御の際、皇后御懷妊、九月出征の時開胎、御凱旋後十二月御降誕とある年月を、そのまゝ信ずるためである。このため妊娠が十三ヶ月になるが、古事記では壬戌六月十一日に天皇崩御であるから、降誕の月は記されな

對外交通  
路と九州

いが、四月初に末羅肥前松浦郡へ行かれた點から見ても三月以前であり、書紀の十二月をよれば崩後七ヶ月で、共に疑ふに足らない。白石先生遺文産期を延したといふのは、宇美筑紫怡土郡なる地名に屬した傳説で、天皇の崩御を神の崇とすると共に、古代思想としては自然な解釋であり、二皇子の擧兵の如きも皇位繼承に伴ふ嫡庶の争で、異とするに足らないことである。

武内宿彌  
と孫

新羅征伐の物語が、任那の問題から起つたと思はれるに拘らず、熊襲征伐と關聯したこととして傳へられて居るのは、九州の平定がその前提であり、兩者が引續いて起つたためであらう。これは當時の交通路が大和から攝津の難波・武庫を経て筑紫の難津に出で、壹岐・對馬を通つて任那に赴くを常とした點からも當然であり、この後應神天皇・仁德天皇の難波宮も出來、更に九州に太宰府の起つたのも對外發展の結果であつた。又この時最功勞のあつた武内宿彌は一族の勃興を來たし、波多・巨勢・蘇我・平群・紀・葛城の諸氏がその子孫として朝廷に勢力を得るに至つた。就中葛城氏は仁德天皇の外戚として勢力あり、雄略天皇の御代平群氏これに代つたが、蘇我氏は最後に起つて他の舊貴族を壓して朝廷を傾くる程の大勢力となつて行つた。韓土の歸服した頃は、恰も半島でも支那文化の輸入期であつたから、直に復我國にこれを移植することが出來、應神天皇の御代に於ける弓月君、阿知使主を初め、歸化人の續々大擧して渡來したのと相待つて、急に我文物・工藝に大進歩を見、精神上經濟上にも大貢

文物の移  
入

獻を來たした。

半島領有の効果は著しかつたと共にその維持は頗る困難であつた。高麗はその頃廣開土王・長壽王等の名君輩出して富國強兵策をとり、北方前秦・後魏等と結んで後顧の憂を絶ち、力を専らにして南方經營に努め、新羅を味方として百濟・任那を併呑せんとした。新羅は一旦降つたけれども叛服常なく、多くは高麗と結んで百濟に當り、任那を壓することとなつた。百濟はこれに對するため、我國に忠勤振を發揮し、支那より入つて來た文化を盛に我國に傳へて歡心を求めた。然し實は我國に迎合して、外交政略によつて任那の地を併せようと絶えず機を覗つてゐた。かゝる不信な百濟と微弱な任那を味方として、強大な高麗・新羅を敵とした任那日本府の窮狀は察するに餘ある所で、朝廷の名を僭して南朝に通聘し、宋書・南齊書に、倭王讚去來種別即 珍瑞齒別即反正天 濟津間稚子即九恭天 興穴穗別即安康天 武大泊瀨稚武 の武か、以上 等の入貢し、「持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓・六國諸軍事・安東大將軍倭國王」に封せられた記事を留めたのも、この美名によつて半島を服せしめんとした苦悶の一表現に過ぎないのである。

高麗の長壽王百濟を攻めて都漢城を陥れ、國王蓋鹵こくわうがいぐを捕へて殺すに至つたから、雄略天皇は百濟を助け、都を熊津くまな道ちゆうしん公州こうしゅうに移さしめられた。この時吉備田狹きびのたは將として半島に向つたが、ことにより天

半島の形勢

任那日本府の窮境

倭王入貢

高麗の強盛  
在韓諸將の離叛

百濟へ任那の地割讓

新羅の強盛

皇を怨み、却つて新羅に通じて叛いたため、紀小弓・蘇我韓子・大伴談等をして「狼子野心」な新羅を討たしめた。然るに程なくして小弓は病死し、談は戦死し、韓子は小弓の子大磐と隙を生じて相争ひ、顯宗天皇の朝大磐亦高麗と通じて叛く等、醜態續出して何等效果の擧る譯がなかつた。繼體天皇の御代に百濟は上表して、任那の上叟おごしり・下叟あろしり・婆陀さだ・牟婁むろの四縣は、己が故地であるから與へられんことを乞ひ、大連大伴金村は遂にこれを許したが、百濟はこれに味を占め、更に辭を巧にして己汝こもん・多沙津等の任那の地の割讓を受けた。これは我肉を割いて不信な友に與へた譯で、且任那の怨を受け、新羅に應ずるものを増さしめた大失策である。

新羅は當時智證王・法興王の名主相次いで立ち國力强盛で、これに乘じ任那を犯したから、近江毛野あふみのけに六萬の大兵を授けて新羅を討たしめられたが、筑紫の國造磐井が新羅に應じて叛き、毛野の軍を阻止したため、先づ物部麁鹿火あらかひをしてこれを討たしめて後、毛野を渡海せしめた。然るに毛野は盟神探湯の濫用等にて全く人心を失ひ、果は任那・百濟・新羅の連攻に逢つて、朝廷から召還せられ、新羅は再び任那を攻めたから、改めて大伴狹手彦さてひこを遣されたが、功を奉しなかつた。かく我が半島統治は失敗に失敗を重ねたため、欽明天皇の御代に外交の大會議を開いて、對韓策を議せしめられたが、物部尾輿は、大伴金村の失策で韓土の民の怨を買つたから、容易に新羅を討つことは出來ないとして、金村

を弾劾したため、金村の失脚を見るに至つた。朝廷では百濟の聖明王を盟主として、任那諸國と對新羅同盟を結ばしめられたが、日本府の役人にも任那諸國にも、却つて新羅・高麗に通ずるものが少くない有様で效なく、新羅の眞興王は高麗と共に百濟を攻めて聖明王を殺し、天皇十二年天皇十次いで任那を併せ、日本府を滅した。天皇二十三年天皇は大將軍紀男麻呂、副將軍河邊瓊缶等を遣して回復を計らしめられたが振はず、後大伴狹手彦が一時高麗軍を破つて多くの珍寶を分捕つた外、我軍多く敗れて成功せず、調伊企つきのい儺親子の忠烈と河邊瓊缶の未練が後の語草となつたにすぎない。天皇崩御の際皇太子敏達天皇の手を取つて後事を囑せられ、任那の再建が出来れば、死すとも恨なしとまで仰せられた。

かくの如く我が半島經營は全く失敗史に終つたが、これは根本に於て我國力が猶半島を維持し得る程に發達して居らなかつたためである。これと共に國內が氏族制度の結果豪族が跋扈し、互に黨をなして争ひ、遂に國家の利益を黨や家のために犠牲にし、政府の外交方針もこのために動搖して一致を缺いたためである。大伴金村が任那の地を百濟に與へ、吉備田狹・紀大磐等が敵國に通じた如きは、前者の甚しいもので、國家的觀念の猶如何に薄弱であつたかを示して居る。物部氏が新羅に同情を有し、大伴氏・蘇我氏が百濟の庇護に傾いたことは、後者の著例であつて、金村の百濟に地を與へた際、物部鹿鹿火がその使たることを拒み、又物部尾與が金村の親濟主義を弾劾したのは、兩派の衝突した一例

半島經營  
失敗の原親濟主義  
と親羅主義

である。大伴氏は早くから外交に與り、蘇我氏は貢物を管してゐたから、表面我國に忠實を装ふて居る百濟と親んだので、狹手彦が高麗から分捕つた鎧・金太刀・銅鐘・五色旗・美女等を蘇我稻目に送つたのも、兩者の關係の親しきを示してゐる。これに反し、物部氏は古來の武臣として陰險な百濟よりも武力の盛な新羅を好んだのであらう。

茲に注意すべきは當時の外交征戰に關し、女性の行動の史上に見ゆることの少からざることである。神功皇后の御身については改めて申すまでもないが、吉備田狹の子弟君が百濟によつて父の謀叛に應せんとした際、國のためにこれを殺したその妻樟姫や、物部鹿鹿火が任那の地を百濟に與へる使を命せられた際、必後世の謗を受けようとして、病と稱して辭せしめたその妻、調伊企儺の忠死の際、「韓國の城の邊に立ちて大葉子は、領布振らすもよ、日本へ向きて」と歌つて、夫に殉じたその妻大葉子等は、何れも當時の我女性の男子に劣らぬ教養のあつたことを明示するもので、神功皇后の出現もかゝる時代であつてこそ初めて可能であつたのである。この後に於ける飯豐青皇女の執政や、女帝の續出も、同一の事情に基くこといふまでもない。

女性の活  
動



### 第六章 皇室の内訌と豪族の消長

皇位繼承の争

仁徳天皇と菟道稚郎子

仁徳天皇の治

磐之媛皇后の勢力

兄弟繼承の始

朝鮮半島で我が軍の振はなかつた時代は、國內に於ても皇位の繼承等に問題多く、皇室の内訌引續き、弑逆の不祥事さへ起つた時であつた。應神天皇の崩後、皇位決定せざること三年の久しきに及び、書紀にはこれを仁徳天皇と菟道稚郎子との兄弟が、互に位を譲り合はれたためとし、支那思想による物語にしてゐるが、事實は、稚郎子は先帝に愛せられて居たが、その母の卑しかつたに反し、仁徳天皇の母は皇后仲姫皇曾孫で、勢力のあつたため、容易に争が決しなかつたものと思はれ、後の壬申の亂と相似た事情であつたと察せられる。第十卷 参照 仁徳天皇は難波高津宮八軒に都して、堀江を開き、高臺を設けて都を盛にせられ、又人民のため池溝を掘り、道路を開き、橋梁を架して、その便を計られたことも多かつた。「高き屋に登りて見れば煙立つ民の竈は賑ひにけり」の歌を天皇の御製とするは、後世の假託であるが、その由つて来る所は天皇の仁政のために外ならない。仁徳天皇の皇后磐之媛は武内宿禰の子葛城襲津彦の女であり、天皇の御即位も宿禰の勢力に負ふ所が少くなかつたため、磐之媛は臣下の女として皇后となつたのみならず、その出である履仲・反正・允恭の三天皇は、兄弟を以つて相ついで即位せられるの新例をさへ開かれた程であつた。

住吉仲皇子と木梨輕皇子

眉輪王の弑逆

雄略天皇の自立

産業の奨励

履仲天皇の未だ皇太子であつた際、羽田矢代宿禰の女黒媛を娶らんとして、弟住吉仲皇子を遣された所、皇子が自ら太子と詐つて媛と通じ、誅せられんことを恐れ、先んじて太子の宮を襲つたため、太子は平群木菟・物部大前・阿知使主等に伴はれて大和に逃げられ、弟瑞齒別反正天皇が平群木菟を證人として伴つて、仲皇子を討たれた。次いで允恭天皇の皇太子木梨輕皇子は、同母妹輕大娘皇女と不倫な關係を生じて位を退けられる等、面白からぬ事件が宮廷の内部に續いて居る。

允恭天皇の後を受けられた安楽天皇は、讒言のため皇叔大草香皇子を殺して、その妃を皇后とせられたが、皇后に伴はれて宮中に入つた皇子の子眉輪王は、天皇を父の仇として、遂に弑し奉つた。然るに舍人がこれを皇弟大泊瀬幼武皇子に告げると、皇子は兄の白彦・境黒彦皇子等を疑ひ、先づ白彦皇子を殺し、次いで境黒彦皇子の眉輪王と大臣葛城圓の家に逃げ込まれたのを圍んで、葛城一家と共に殺され、猶履仲天皇の皇子市邊押磐皇子の嫡流で人望のあつたのを惡み、これを誘殺した上、自ら位に上られた。これが雄略天皇で、安楽天皇が市邊押磐皇子に位を譲らんとせられたため、天皇が自立の策として眉輪王を利用されたものかを察せられる。そしてその黒幕は時の大臣葛城圓に對抗せんとした平群木菟の子真鳥であらう。果して然らば公曉を利用した北條義時の先驅であつて、第二十四卷 参照 皇位繼承の争の中でも最悲惨な一つである。天皇は性質豪邁で、即位の後産業の保護に力を盡され、養蠶

三藏

の如き殊に盛になつた。螺贏すゑが蠶さくと間違へて幼子を集めたため、彼にこれを賜はつて小子部ちいさこべを作らしめられ、秦氏の上つた絹が朝廷に堆かつたから太秦うづまさの名を賜はつた等の話の傳はるのも、蠶業の御奨勵を示すものに外ならぬ。履仲天皇の御代に、忌部氏の司る忌藏の外に内藏が出来て、阿知使主の後漢氏をして司らしめ、神物・官物を區別することとなつて居たが、この御代には更に大藏を設けて、弓月公の後の秦氏をして司らしめ、朝廷の内帑と政府の用度を區別し、更に蘇我滿智をして三藏を兼ねしめたのも、産業の奨勵に伴つて朝廷の財政の擴大を來たした結果に外ならぬ。

星川皇子の變

雄略天皇の崩後、皇太子であつた葛城圓の女韓媛からひめの出である白髮皇子に對し、吉備稚媛きびのわかひめの出である星川皇子が位を争はんとして、先づ大藏を占領せられたが、大連大伴室屋むろやは先帝の遺託により、東漢直掬きたつつかと共に星川皇子及び稚媛を誅し、皇子に與し四十艘の兵船を率ゐて上京せんとする途中皇子の死を聞きて引返した稚媛の親吉備上道臣きびのかみみちのぢの所領を奪つた。白髮皇子は即清寧天皇であるが、後天皇が崩じて皇子がなかつたから、當時人望の盛であつた市邊押磐皇子の妹書紀は女と云ふ飯豊青皇女いひひよあをが忍海角刺宮にみみつのさしで暫く政を見られた。このため和銅上奏の日本紀には御歴代の中に加へたこの説もあり、扶桑略記水鏡、後世その即位を認めてゐるものもあるが、扶桑略記愚管抄、神皇正統記抄、神皇正統記抄、神功皇后の場合と同じく、攝政に過ぎなかつたものと思はれる。

飯豊青皇女の攝政

顯宗仁賢兩天皇

雄略天皇が多くの皇族を殺された時には、難を地方に避けられた方も少くなかつたらしく、市邊押磐皇子の二皇子億計おほけ・弘計ひろけの兄弟も、帳内とねり日下部使主ひさかべのぢに伴はれて、播磨に逃げられ、使主は發見を恐れて自害し、その子吾田彦あたひこと共に縮見屯倉首しむみのしやけのおびさに仕へて牛馬を牧して居られたが、播磨國司來目部小楯くめべのたての來た際、弟弘計王が名乗られたため都に迎へられ、飯豊青皇女の死後、弘計・億計相次いで位に上られた。これが顯宗・仁賢兩天皇である。顯宗天皇は天性勇武で、皇兄が躊躇せらるゝを抑へて、自ら名乗られたため、仁賢天皇は先立つて即位せられ、平群真鳥及び鮪しほが權を恃んで禮なく、朝臣も「且參赴於朝廷、晝集於志毘門こ有様を惡ませられて、真鳥父子を討つて亡され、御即位の後は、雄略天皇の父市邊押磐皇子を殺されたのを怨み、その墓を破壊せんとせられたが、これは仁賢天皇の諫で思止まられた。

仁賢天皇の皇子武烈天皇の事蹟については、書紀の記事矛盾多く、「長好刑理二法令分明、日晏座朝、幽枉必達、斷獄得情」と言ひながら、續いて、「又頻造諸惡、不脩一善、凡諸酷刑無不親覽、國內居人咸皆震怖」とて、「劓孕婦之腹而觀其胎二」解人指甲、使堀署預二」拔人頭髮、使昇樹巔、斷倒樹木、落死昇者爲快二」使人伏入塘械、流出於外、持三刃矛刺殺爲快二」使人昇樹以弓射墜而咲二」等桀紂に等しい處行を記して居る。この矛盾は古事記に全くかゝる暴虐に關する傳のないのと、天皇の四年

武烈天皇暴虐説の誤

の條に、無道のため百濟の末多王が國民に廢せられた記事のあるのを併せ考へて、末多王の事蹟が誤つて帝の事蹟の中に混せられたものと思はれる。

繼體天皇

武烈天皇も亦皇子在せず、他にも立つべき皇族がなかつたため、大伴金村等は丹波桑田に居られた

仲哀天皇五世の孫である倭彦王を迎へんとしたが、迎に行つた兵を見て怖れて逃られたため、更に越

前三に居られた應神天皇五世の孫男大迹王を迎へて位に即け、仁賢天皇の女手由香皇女を皇后とした。

これが繼體天皇であるが、天皇は後、御病氣のため皇子安閑天皇に御讓位になり、即日崩御せられた。

讓位の始

これが讓位の始で、これまでは天皇崩後太子即位せらるゝこと、今日の皇室典範と同様であつた。安閑天皇につき、宣化天皇・欽明天皇と兄弟三人相次いで位に即かれた。

皇威の陵夷

かくの如く代々に皇位繼承の争がつゞき、又屢々皇統斷絶して地方の皇裔を迎立する有様であつたため、皇威の陵夷を來たし、豪族の勢を増さしめ、遂には皇室に迫るに至つた。

豪族の盛衰

中臣氏

朝廷に勢力のあつた豪族も時の流と共に消長を免れぬが、最古きは中臣・忌部・大伴・久米・物部・大三輪の諸氏であらう。中臣氏は天孫降臨の際の五部神の一人天兒屋命を祖とし、世々祭祀を司り、神武天皇の時にはその孫天種子命あまのたねこが出で、垂仁天皇の五大夫に大鹿島があり、仲哀天皇の五執政に中臣鳥賊津連かづがあり、これより中臣氏を稱した。この頃までは勢力があつたが、この後漸く振はず、二流

忌部氏

に落ちた。忌部氏も五部神の一人太玉命を祖とし、神武天皇の朝に天富命著はれ、中臣氏と共に祭祀に與つたが、その後衰へて終つた。古語拾遺は平安朝の初に忌部廣成がその衰微を嘆いて書いたものである

大伴氏  
久米氏

大伴・久米兩氏は天孫降臨の際に弓矢を帶して護衛に當つた天忍日命・天津久米命を祖とする武將の家であつて、神武天皇の朝には道臣命・大久米命が出てゐるが、久米氏は程なく衰へて大伴氏に併せられたやうである。大伴氏は垂仁天皇の五大夫に大伴武日があつて日本武尊の東征にも功あり、仲哀天皇の五執政には大伴武以連たけらがあつてその勢力依然として盛であつた。武以は初めて大連となり、その子孫室屋・談かたり・金村と代々相次いで大連として勢力を振つたが、欽明天皇の朝に金村が物部尾輿に彈劾せられて失脚した後は、勢威稍舊の如くでなくなつた。

物部氏

物部氏は早く大和地方に來て居られた饒速日命の後で、その子可美真手命が武將として神武天皇の寵任を蒙つてから勢力を得、開化天皇の後、崇神天皇の母はその出である。垂仁天皇の五大夫に物部十千根があつて初めて大連となり、その子膽喰連いづくひは仲哀天皇の五執政に列し、武烈天皇・宣化天皇の頃には、鹿鹿火かしかひがあり、欽明天皇以後、尾輿・守屋が出で、共に大連として全盛を極めた。

大三輪氏

大三輪氏は、神武天皇の後で、綏靖天皇の母である五十鈴姫、及び綏靖天皇の後で、安寧天皇の母である五十鈴依媛いすずよりひめが共に事代主命の女であり、安寧天皇の皇后で、懿德天皇の母である淳名底仲媛ねなそこのなかつひめが

事代主命の孫鴨主の女であるから、三代の外戚となつた譯で、古くから大和地方に勢力のあつた家でもあり、朝廷の有力者でもあつた。仲哀天皇の五執政に大三輪大友主君おほごもちぬしのきみのあるを見れば、その頃まで勢が續いたらうが、その後は漸く衰へて行つた。

武内宿禰

久米・忌部二氏は衰運は早く來たが、中臣・大三輪兩氏が仲哀天皇以後不振に向つたのは、武内宿禰の子孫の發展が主因であつたらう。武内宿禰は孝元天皇の曾孫で、景行・成務・仲哀・應神・仁徳の五代に仕へ、書紀によればこの間が二百四十四年で、彼は二百九十五歳の壽を得たことになるが、これは書紀の年の延びたためである景行天皇の朝東國を巡察し、棟梁之臣と稱せられ、成務天皇の朝初めて大臣となつた。神功皇后の新羅征伐を補佐した偉功は言はずもあれ、その後も膳坂・忍熊二皇子の亂を平げ、應神天皇の御代には筑紫を監察した。かくの如き比類なき彼の偉勳は、やがてその子孫の繁榮の基となり、その子葛城襲津彦の女磐之媛は仁徳天皇の后に立つて三帝の母となり、履仲天皇の朝には執政四人の中彼の子孫から平群木兔・蘇我滿智・葛城圓の三人を出し、物部伊弉弗いごふ一人がこれに加はつたに過ぎない程であつた。葛城氏は圓が眉輪王の變に座して亡んだが、平群木兔は住吉仲皇子の亂を平げて益々勢力を得、眞鳥・鮪に及んで顯宗天皇に亡ぼされた。蘇我氏は滿智が三藏を兼ね總べてから財利の權を握つて勢力を得、稻目・馬子・蝦夷等相承けて全盛を極めた。かくの如く武内宿禰の子孫の榮達は、諸豪族の勢力の上に大變動を惹起せしめたが、この新勢力は

子孫の繁榮

葛城氏

平群氏  
蘇我氏

蘇我氏と  
物部氏との  
對抗

遂に蘇我氏によりて代表せらるゝこととなり、舊貴族中依然勢力を維持して居る物部氏と對抗することとなり、大伴・中臣・大三輪の諸氏兩者の間に介在し、その離合集散が政治上、外交上に、幾多の波紋を生ぜしむることとなつた。

### 第七章 大陸文化の移入

大陸文化の我國に入つたことが、建國以前から存することは言ふまでもないが、大和朝廷が朝鮮半島に勢力を得てから、その勢が著しく盛になつたことも明である。而してこれに與つて最大なる働をしたものは歸化人であつた。

當時の歸化人としては、應神天皇の朝に、弓月公秦始皇帝十二世の孫といふは百二十縣、阿知使主後漢靈帝のはその曾孫といふ子都加使主つがのみと共に十七縣の民を率ゐて渡來して、秦氏・漢氏の祖となり、雄略天皇の朝には安貴公魏文帝の四部の民と共に來朝して倭畫師の祖となつた等は、その最著しきものであるが、彼等が帝王の後といふが總て皇室の分れと、その他應神天皇の朝には百濟から阿直岐阿直岐の祖・王仁漢高祖の後といふ・奴理使主稱すると同じで、信ぜられぬの祖が來朝し、新羅からは船工を獻じ、攝津猪名部、工人の祖雄略天皇の朝には百濟から陶工・鞍工・畫工・錦工が渡來し、陶部・鞍部・畫部・錦部となる高麗から醫師德來難波藥師の祖が來朝し、仁賢天皇の朝には高麗から革工を上り、武烈天皇の朝には百濟聖明王の孫法師君和氏の祖が歸化して居る。これ等の例によりて大陸に於ける各種の技術が傳つたことが知れるが、就中その影響の最大かつたものは漢學及び佛教の傳來である。

漢學の傳來は、應神天皇の朝に百濟より馬を獻する使として來朝した阿直岐が學問に長じたから、

歸化人と文化

漢學の傳來

漢字の使用

皇子稚郎子が師として學ばれ、更に阿直岐の言によつて王仁を招かれ、王仁が論語十卷何晏の論說集千字文一卷、魏鍾繇の作れるものであらうを獻じたに初まると謂はれて居る。固より漢字そのものは、既に早く我國に傳はつたと思はれるが、我國人が漢字を學習し、經書を解するに至つたのは、やはり朝鮮半島に勢力を得、歸化人の盛に渡來する様になつた以後であると思はれるから、これを應神天皇の御代とするは、大體に於て正しいものと思はれる。漢鏡の模造の如き早くから盛に行はれたが、その銘文が文字をなして居ないのは、少くもそれ等の工人が文字を解しなかつたことを示して居るこの後猶久しい間他の移入技術と共に、漢字を使用し、漢籍を學ぶことが、主として歸化人及びその子孫によつて行はれた點から見ても、神功皇后以前の記紀の記事が、説話にすぎないことから考へても、漢字の使用を應神天皇以前に溯らしむることは困難であらう。漢字の使用と共に朝廷には記録を司る史官が出来たと思はれ、履仲天皇の御代に諸國に史を置かれたのは、その地方に及ぼされたものであらう。これ等の史が歸化人系であることは、史姓が殆皆蕃別であることから知られるが、秦氏・漢氏が大藏・内藏を司つたのも、財利の職は最記録を必要としたが一原因であつたと思はれる。

漢字漢籍の學習は同時に儒教の傳來であつたが、儒教は春秋に出た孔子西紀前五五一年—同四七九年によつて大成せられた道德教で、これより永く我國民思想に大なる影響を與ふることとなつた。儒教は道德教である上に、當時は訓詁が主であつたから、直接一般國民の精神に及ぼす影響は、次いで傳來した佛教に

儒教の影

及ばなかつたが、頓て政治上の制度が範を彼に取るに至つたため、これを通して社會制度の上に儒教思想の影響を蒙ることが著しかつた。

佛教は西紀前六世紀の末に釋迦、即瞿曇悉多によつて印度に起つた宗教であるが、阿育王・迦膩色迦王等の外護の力によつて四方に弘通せられ、後漢には支那へ傳はり、兩晋南北朝にかけ僧侶の渡來經典の翻譯盛んに行はれ、遂に東晋の頃には朝鮮半島に傳はつた。當時半島との交通の漸く盛んになつてゐた我國へも程なく傳つたらしく、繼體天皇の御代には司馬達等が大和の坂田原で佛像を安置して説法したが、時人韓土神として信するもの稀であつたこの傳説もある。公然渡來したのは欽明天皇の御代に百濟から朝廷への奉獻に初まる。百濟の佛教は南方東晋から傳へられ、高麗の北方前秦から傳はつたのと趣を異にするが、渡來後百五十年を経て盛に行はれて居り、聖明王は殊に熱心な信者で、丈六の佛像を造つて天皇及び百濟の福利を祈つたこともあつたが、遂に金銅釋迦佛像・幡蓋・經論を獻じ表を上つて、「是法於諸法中、最爲殊勝、難解難入、周公孔子尙不能知、此法能生無量無邊福德果報、乃至成辨無上菩提、譬如人懷隨意寶、逐所須用盡依情、此妙法寶亦復然、祈願依情無所乏、且夫遠自天竺爰洎三韓、依教奉持無不尊敬、由是百濟王臣明、謹遣陪臣怒唎斯致契、奉傳帝國、流通畿内、果佛所記我法東流」とその功德を述べた。これは書紀では欽明天皇十三年十月皇紀一二二一年である。

佛教の東流

Gautama Siddharta (560—480 Bc)

司馬達等の渡來

百濟の佛教

聖明王の佛像奉獻

るが、書紀には繼體天皇頃より錯簡が多く、欽明天皇の即位も事實は書紀より八年前であり、佛教傳來も、法王帝説や元興寺流起資財帳によつて、これより十四年前即欽明天皇七年戊午十二月皇紀一一九八年と改むべきである。

崇佛可否の論

欽明天皇は未だ見聞したこともない微妙な法、端嚴な佛像を大に歡ばせられたが、朝廷では從來天神地祇を祀つてゐられるのであるから、先づ群臣に對して朝廷に於て佛を禮拜するの可否を諮問せられた。この時大臣蘇我稻目は「西蕃諸國一皆禮之、豊秋日本豈獨背也」と奏したが、大連物部尾與は「我國家之王天下者恒以天地社稷百八十神春夏秋冬祭拜爲事、方今改拜蕃神、恐致國神之怒、こと之を拒んだ。一は崇佛を世界の大事としてこれに順應せんといひ、一は舊慣により國粹を維持せん」と主張するのみで、共に佛教そのものの可否の論でないことは注意すべきである。かく説を異にするに至つたのは蘇我氏は貢物を取扱ひ、秦氏・漢氏等の歸化人を支配し、外國の文物を理解する素養があるだけ革新的に向ひ、物部氏は武將として舊貴族として保守的の傾向がある所へ、蘇我氏の親しい百濟から獻せられたから、一は崇佛に一は排佛に傾いたのも當然である。この際外交關係から大陸文化にも接して居り、對外策に於ても親濟派で、且物部氏の彈劾によつて勢力の衰へた大伴氏が蘇我氏に與し、蘇我一黨の新貴族の勢力發展から二流に落ちた中臣・大三輪の舊貴族、殊に祭祀を司つて居た中

崇佛派と排佛派と

臣氏が物部氏に黨したのも自然である。而して佛教が大陸文明の總果ともいふべき地位にあつただけ事柄が極めて重大な意義を帯びて來たのである。

茲に於て天皇は稻目に佛像等を賜うて試みに禮せしむることとなり、稻目はこれを小墾田こくたの家に安置し、後己が女の所生である皇女炊屋姫かきやひめの向原の宮に移し、これを向原寺とした。

排佛派もこの間運動を續けたが、天皇の晩年稻目の死と共に、遂に寺を焼き佛像を難波の堀江に投ずるに至つた。敏達天皇の御代には皇后炊屋姫は向原寺を櫻井に移して櫻井道場とし、司馬達等の女島等三人を尼とせられたが、天皇の漢學を好み、佛教を喜ばれなかつたのに乘じ、排佛派は再び寺塔を焼き佛像を堀江に投じ、三人の尼の法衣を奪つた。然るに敏達天皇の崩後皇位繼承に關して兩派の衝突となり、遂に血を以て相争ふに至つた。

敏達天皇には數人の弟妹があつたが、崩後は次の弟用明天皇が御即位になつた。天皇は蘇我稻目の女墾かた姫の出であるから、物部守屋はこれを悦ばず、皇弟穴穗部皇子の皇位を争はんとするを見てこれを扶けた。皇子は粗暴な性質で、先帝の殯宮おがのみやを犯して太后炊屋姫を得んとしたが、先帝の信任の厚かつた大三輪逆みきが隼人を率ゐて拒んだから、皇子は激怒し、守屋の力を借りて逆を滅した。かくの如く物部氏が皇子の輕舉から其味方を失ふに至つたのは勢力の傾く端緒である。用明天皇が御病氣の

蘇我氏の崇佛

排佛運動

皇位繼承問題と兩派

物部氏の滅亡

崇佛派の勝利と佛教興隆

任那恢復策

ため佛を拜せんさせられた際、守屋及び中臣勝海は極力反對したが、馬子が朝議の決しない内に僧に佛を擧げて殿中に入らしめ、天皇の禮拜を斷行したため、勝海は直に兵をあげたが程なくして誅せられた。かくて守屋は今や手足を斷られた形で自ら安せず、用明天皇の崩御と共に、穴穗部皇子を奉じて兵を擧げた。馬子はこれに對するため大伴氏と共に、當時最人望のあつた敏達天皇の皇后炊屋姫を擁し、その命で先づ穴穗部皇子を討ち、次で守屋を滅した。かくて一時強大であつた排佛派の物部黨も馬子の先づ枝葉を絶つて後幹根に及ぶ策によつて全く滅亡に歸したが、排佛派・保守派・武斷派が滅んで、崇佛派・革新派・文治派が勝利を占めたのは、時勢が舊套の墨守を許さない風潮に向つて居たためでもあつた。

蘇我大伴黨の勝利の結果は、用明天皇に次いで蘇我氏の所生で大伴氏を妃とせられる皇弟崇峻天皇の即位となり、佛教興隆に全力を盡されることとなつた。乃百濟から僧侶・寺工・瓦工・畫工を召さるゝと共に、尼善信等を百濟へ留學せしめ、大伴狹手彦の女善徳、司馬達等の女徳齊等の僧尼も度せられ天皇の三年には帝都飛鳥の地に於て法興寺の造營が初まつた。世人がこの年を法興元年と稱した程法運隆興に一時期を劃した時である。西曆五九〇年グレゴリオ一世 始めて羅馬法皇となつた年これと共に先に新羅に滅ぼされた任那の恢復のため大軍を筑紫に送ると共に、使を新羅・任那に遣されたが、その間に帝都に於て弑逆の大變が起

馬子の弑逆

事件の真相

大逆事件と國民思想

つた。  
 五年十月、天皇は山猪を獻じたのを見て、何時かこの猪の頸を斷る如く朕の嫌なく思ふ人を斷らんと仰せられて兵仗を増された。馬子うまこはこれを聞いて我事やまごのあやのあたしにまと考へ、東漢直駒やまごのあやのあたしにまをして天皇を弑せしめたが、駒はこの際に馬子の女を天皇の妃であつた河上娘かはかみのいぢぢを天皇に殉死したと稱して、偷んで妻として居たことが暴露して、馬子に殺された。これが書紀に傳へられた馬子の大逆であるが、これは實は駒が財政の關係から我意を振り不道なることがあり、天皇に誅せられんとしたため、馬子を煽動籠絡し、その勢力を藉りて先じて天皇を弑するに至つたものらしく、即日天皇を葬り妃を盗んだ如きその辣腕を見るべきである。駒の悪虐は歸化種であつて君臣の大義に暗いためであり、馬子が駒に利用されたにしても、馬子がこれを許し、これを命じた以上逆臣たる大罪は許すべくもないが、當時人民が依然蘇我氏に服してゐたのは、氏族制度の弊から豪族の跋扈が甚しく皇威の陵夷を免れず、且黨争のため皇族の殺されたことは珍らしくはないから、一般に左程の大變とも考へられず、且外來思想の強い流れの押寄せた時として、それを無批判に受け入れた流弊の發露でもあつた。この弊を矯め、思想を善導し、皇室國家の威嚴を發揮せられたのが聖德太子の大業である。

### 第八章 聖德太子の新政

推古天皇の即位

女帝の始

崇峻天皇に次いで炊屋姫即推古天皇が、我國最初の女帝として即位せられ、用明天皇の皇子厩戸即聖德太子が皇太子として天皇の事を行はせられ、馬子は大臣としてこれを輔けて行つた。從來應神天皇に於ける神功皇后の如く、天皇の幼少の際母太後の攝政せられた例はあるが、女性として皇位を踐まれた例はないのに拘らず、馬子が敢て天皇を擁立したのは、聖德太子の御兩親は共に馬子の姉の出であり、太子の妃も馬子の女であるから、流石に大變の後直に太子を擁立することを憚つて、人望のある太后を擁立し、實際は太子に實權を握らしめたものと思はれる。これが例となつてその後は皇嗣の幼少の際には女帝即位が常となり、皇極・齊明・持統・元明の太后や、元正・孝謙・稱徳の皇女が天位に上られるに至つた。平安朝以來外戚なる攝關又は院に實權が歸し、幼帝が普通になつては女帝も長く八百年間絶えたが、江戸時代になつて再び明正天皇・後櫻町天皇の二女帝を見た。

太子が馬子の逆罪を責めずこれと共に政をせられたについて、江戸時代の漢學者は罪を太子に及ぼし、「厩戸弑天皇」とまで極言するに至つたが、これは太子の精神を理解し得ないものである。太子が馬子の罪を是認せられなかつたのは申すまでもないが、當時氏族制度の弊で豪族跋扈して皇威振はず、

聖德太子と馬子の逆



國內の團結も強固ならず、そのため一時我國に服した朝鮮の地さへ失ふ程であり、殊に新に久しく分裂して居た支那を統一した隋の勢力は東亞を席捲せんとして、高麗を征し、流求今の臺灣を併す程だから何時我國にその力を及ぼすかも知れない。實に内外危難の時代で、若し一步を誤れば國家皇室を覆没さする危機に瀕して居た。この際最強大なる蘇我氏を討滅せんとすれば、更に如何なる不測の大變が生せんとも限らないから、太子は隱忍して専ら皇威國力の發展充實に努められ、政治を革新し、思想を善導し、文化を開發して、國家皇室の基を泰山の安に置き、以て外國の窺覷、豪族の強暴を永久に起り得ざらしめんとせられたのである。

太子の攝政

太子は早くより聰明の聞ありし上、惠慈・覺悟等について内外の典籍を學ばれ、二十歳を以て攝政の重任を帯ばせられると共に、着々として内治・外交・文化の上は大革新を企てられた。

冠位の制定

太子の内治としては、國力の充實、皇威の振張が根本精神で、冠位・憲法の制定以下各種の施設はその現はれである。冠位は德・仁・禮・信・義・智に各大小があつて十二階であるが、これを紫・青・赤・黃・白・黒の色で區別し、服も同色を用ゐしめるので、大禮の際は、德は金、仁は豹、禮信義智は烏尾の髻うづびを附けるのである。仁以下は五常の色を用ゐ、その名は五行思想により木火土金水に當るのであるが、かく道德名を用ゐたのも、これによつて官職世襲の弊を去り、學徳ある人才を登用せん趣旨によるも

儀禮の整備

のである。且支那の道德名を用ゐ乍ら、翰苑に大徳をマヒトキミと訓んだ様に、他も國風の訓があつたらしく、國語の保存を忘れ給はぬことが察せられる。

これと共に朝禮には大陸に倣つて大楯・勅及び旗幟も備はり、宮門の出入には兩手を地につき跪き相を越してから起つて行く等の禮も定まつた。かく制度禮儀の整つたのは、國民をして朝廷の尊嚴を仰がしむるためでもあり、頓て外國との通聘の準備でもあつた。

憲法の制定

平和思想

憲法は十七條より成り、政治道德の規準を定められた我國最古の法典であると共に、太子の施政方針の宣言ともいふべきものである。即冠位名と同じく、仁義禮智等の儒教思想を基とし、これに法家・道家・佛教等の思想を適宜加味したもので、詩・書・禮・論・孟・孝經・左傳等儒教經典の語の取られたのが多いのもこのためである。第一條の「以和爲貴、無忤爲宗」は第十條の「絶忿棄瞋、不怒人違」と同じく從來の朋黨の弊を矯め、國內の和衷協同を計られた適切な教であると共に、儒教の仁の徳を具體的に説かれたものと察せられる。第二條の「篤敬三寶、其不歸三寶、何以直枉」と仰せられたのも、儒教の仁と佛の慈悲との一致點を認められ、眞に國內の争を止め、人心を平和に導き仁の徳を徹底せしむるには佛教により枉れるを直す外はないとの御趣旨と考へられる。第三條に「承詔必謹、君則天之、民則地之、天覆地載」と記されたのは、第十二條の「國司國造勿斂百姓、國靡二君、民無兩

中央集權の宣言

主、率土兆民以王爲主、所任官司皆是王臣」と共に君臣の大義を明にせられたもので、蘇我氏を初め土地人民を私有し専横を事として居た豪族に對し、天皇の權威の絶對神聖なことを示し、中央集權を宣せられたと見るべきである。

禮の尊

第四條の「群卿百寮、以禮爲本、其治民之本、要在乎禮」は禮の徳を、第七條の「人各有任掌宜不濫其賢哲任官頌音起、奸者有官禍亂則繁、世少生知剋念作聖」は智の徳を説かれたもので、冠位典禮の制定、學藝の奨励と相待つて、禮儀智識を重んぜられたことを示すものである。第九條の「信是義本每事有信、其善惡成敗要在乎信、君臣共信何事不成、君臣無信萬事悉敗」は信の徳を述べられたものであるが、それが朋友の信ではなく君臣共に信なるべきことを説かれたのは法家の思想によるのである。其他第六條の「勸善懲惡古良典也」第十六條の「使民以時」の如き同じく儒教思想の現である。法家思想と見るべきは、第十一條の「明察功過賞罰必當」第十五條の「背私向公、臣之道矣」等韓非子から來て居り、第五條の「絶餐棄欲明辨訴訟」第八條の「群卿百僚早朝晏退」第十七條の「大事不可獨斷必與衆宜論」の如きも同じ思想である。朋黨比周官紀を紊亂せしめた積弊を矯むるには法家の思想が適切であつた。

法家思想

綱紀肅正

憲法と神  
道及び佛  
教

憲法に佛教を奨められ、神祇に及ばれないのは一見不思議に見えるが、太子の神佛を共に崇められ

た事は、別に各詔が出て居るので明で、茲には政治道德の必要から枉れるを直さんために佛教に言及せられたのに過ぎない。

池溝道路  
の開設  
慈善事業

國力充實のためには大和の高市・藤原・菅原・掖上・畝傍・和珥の池、山城の栗隈の大溝、河内の戸刈・依網の池等を初め、諸國の池溝を開いて水利を計られ、難波飛鳥の間には大道を設けられた外、窮民を恤むためには四天王寺に療病・悲田・施藥の三院を置かれて慈善事業の中心とせられ、飢人に衣を與へられた傳説さへ生ずるに至つた。

任那の恢  
復

國力充實は頓て海外に對する國威の宣揚となつて現はれた。隋の勃興は我國に取つても脅威であつたが、朝鮮半島に於ては一層直接であり激甚であつた。先づ高麗がその衝に當つて苦しむこととなりこれに對するため百濟を通じて我國と親まんとし、百濟と結んだから、新羅は孤立に陥り我國に地を割き貢を約して降り、欽明以來の懸案であつた任那の恢復も出來て筑紫の兵も歸京した。後新羅は再び任那を侵したから、馬子の弟境部摩理勢をして新羅を討ち從へしめた。その後再び新羅の背いた時は、太子の兄弟來目・當麻皇子等が將として向はるゝこととなつたが、その結果は明でない。

隋との國  
交創始  
小野妹子  
の派遣

隋の國威四方に輝き、煬帝は塞外に大道を開き突厥の可汗を訪うて北狄に神と崇められた年、我太子は大禮小野妹子を遣隋使とし、鞍作福利を通事として隋に遣はされ、「日出處天子致書日沒處天子

隋の態度

無恙」と對等の國書を贈られた。推古天皇十五年、隋の大業三年である。支那にては天子は天の代表者で、天が唯一である如く、支那の天子以外にある筈なく、夷狄の王は皆支那に入貢すべきもので、遠地のものの入貢しないのは文化未開中華の尊いことを知り得ないためと考へて居たから、彼隋書東夷傳に、倭王多利思比孤の使蘇因高僧侶數十人と來朝の事を記し、帝國書を見て悦ばずとあるのも無理もない。然し妹子等も彼の意を解くに努め、彼も我態度を心にくく考へたと見え、翌年妹子の歸朝の際裴世清を答禮使として同行せしめた。この時妹子が答書を百濟でなくしたため所罰を受けんとして僅に免れたが、これは餘に無禮であつたため故意にしたことと察せられる。裴世清に對しては難波に新館を設け舫船三十艘を以てこれを迎へ、都に入る際、海石榴市に飾騎七十五匹を出し、百官新制の衣冠を整へて堂々迎接した。彼の齋らした國書は來聘を謝し、我文治を稱揚したものであるが、その形式は「皇帝問倭皇」「朕欽承寶命、臨御區宇、思弘德化、覃被含靈、愛育之情無隔遐邇」といふ支那の國書に通有な尊大なものであつた。裴世清歸國の際妹子を大使、大禮吉士雄成を小使とし、福利を通事として隋に遣はされ、再び「東天皇敬白西皇帝」といふ對等な國書を送られた。この時倭漢直福因・奈羅譯語惠明・高向漢人玄理・新漢人大國の四學生、新漢人晏・南淵漢人請安・志賀漢人惠隱・新漢人廣齊の四僧は使節に従行して留學することとなつた。

裴世清の渡來

留學生及び留學僧

支那との對等交際

太子が初めて支那と公の交際を開かれ、且彼の封冊を受くる如き卑屈な態度に出ず、何所迄も獨立國として對等の禮を取られたのは罕記すべきで、これが文物輸入の上、朝鮮に對する上に大に効果のあつたのはいふ迄もない。

太子と我國文化三寶興隆造寺

我國が眞に文化といひ得るものを有するに至つたのは實に太子の努力によるので、その中心が佛教であつたことは申すまでもない。推古二年には三寶興隆の詔を發して崇佛の精神を宣言せられ、次いで造佛・建寺・講經・製疏の諸方面に力強い歩を進められた。飛鳥の法興寺は推古四年に落成し、十三年に鞍作鳥の作つた丈六の佛像を安置せられたが、この間推古元年には難波に四天王寺が出来、本寺敬田院の外に施藥・療病・悲田の三院が設けられた。法隆寺は斑鳩の地に十五年に建立せられ、法隆學問等の名ある如く、謂はゞ當時の大學である。この三大寺が外船入津の門口難波と帝都飛鳥及びその中間斑鳩に造營せられたことは、外賓に對して我文化を示す國家的事業たることを示すもので、最後の法隆寺完成の年初めて遣隋使を發せられたのも偶然ではない。この前後に造營せられた寺は、都附近の大官大寺後大・橋寺・葛城寺、法隆寺附近の法起寺・法輪寺・中宮寺、及び太秦の廣隆寺があり、推古天皇晩年には寺四十六、僧八百十六人、尼五百六十九人、併せて千三百八十五人に達し、僧尼の取締のため僧正・僧都・法頭等の僧官まで出來た。惠慈・惠聰・曇徴・觀勒・惠灌等を初め、朝鮮から渡來した

寺院の僧尼の數來僧僧官と外

僧も多く、惠慈は太子の師であり、觀勒は成實宗を傳へ、最初の僧正に任じ、惠灌は三論宗の大成者吉藏嘉祥大師に學び三論宗を朝鮮及び我國に傳へた人である。

疏經と製

太子の佛教の造詣は師を凌ぎ、親ら天皇百官に勝鬘經・法華經を講せられたのみならず、法華・維摩・勝鬘三經の疏を著はされた。所謂上官御製疏として今日に傳へられるもので、我國に於ける最初の著述であり、後朝鮮支那に傳へられ、支那でその解釋が出来たのを圓仁入唐の際仁明天皇承和五年入唐同十四年歸朝我國に傳へた。これ等の三經を選まれたことによつても、男女僧俗の別に拘らず、小乗を捨て、大乘を取られた御趣旨が拜せられる。かくて我國が大乗佛教の寂光淨土たるべき基礎は太子によつて築かれた。

神祇の崇敬

太子は佛典に對しても支那人の解釋に甘せず、新に自ら疏を作られた位だから、我國古來の國民的信仰であり、國家的典禮である神祇の崇拜を重せられたことは勿論で、十五年には敬神の詔が發せられ、百官を率ゐて神を祀つて居られる。

學問の獎勵  
修史の始

當時佛教の興隆は即學藝の獎勵で、外來僧や留學僧は、佛教と共に各種の學問技術を傳へた。學問としては儒學が起り、太子も熱心に學ばれたことは憲法によつて明白であるが、これと共に歴史の選述、曆の採用が起こつた。歴史は支那では儒教と伴つて發達したもので、太子が馬子と共に、天皇記・國記・臣連伴造國造百八十部竝に公民等の本記を録されたのが我國に於ける歴史の初であるが、これ



法華義疏卷一

此是 大寺上宮

第一、聖德太子御筆法華義疏  
(帝室御物)

上宮御製疏の一たる法華義疏の草稿本で、四卷あり、法隆寺の舊藏である。初の一行は表紙でその日本國上宮王の私集で海の彼方の本でない旨註記せられて居る。書體が六朝の風を帯んで居り、諸所に抹消加筆の多い點から御自筆と思はれる。

曆の採用

は完成には至らなかつたらしく、稿本が蘇我氏の家にあつて、その滅亡と共に焼失して終つた。一國民が初めて歴史を有するに至るのは即國民的自覺の發現であつて、文化史的重大事項である。曆は百濟の觀勒が曆本・天文・地理の書を傳へたから人を選んで學ばしめ、十二年甲子正月から用ゐられた。それは宋の元嘉曆で、この後我國は江戸時代まで支那曆を用ゐることとなつた。

吳樂の傳來

音樂も大陸の雅樂は欽明天皇の御代に百濟から樂師を貢したことはあるが、この時百濟の味麻之が吳樂を傳へ櫻井道場で少年に學ばしめられてから、初めて我國に行はるゝに至つた。

繪畫の發達

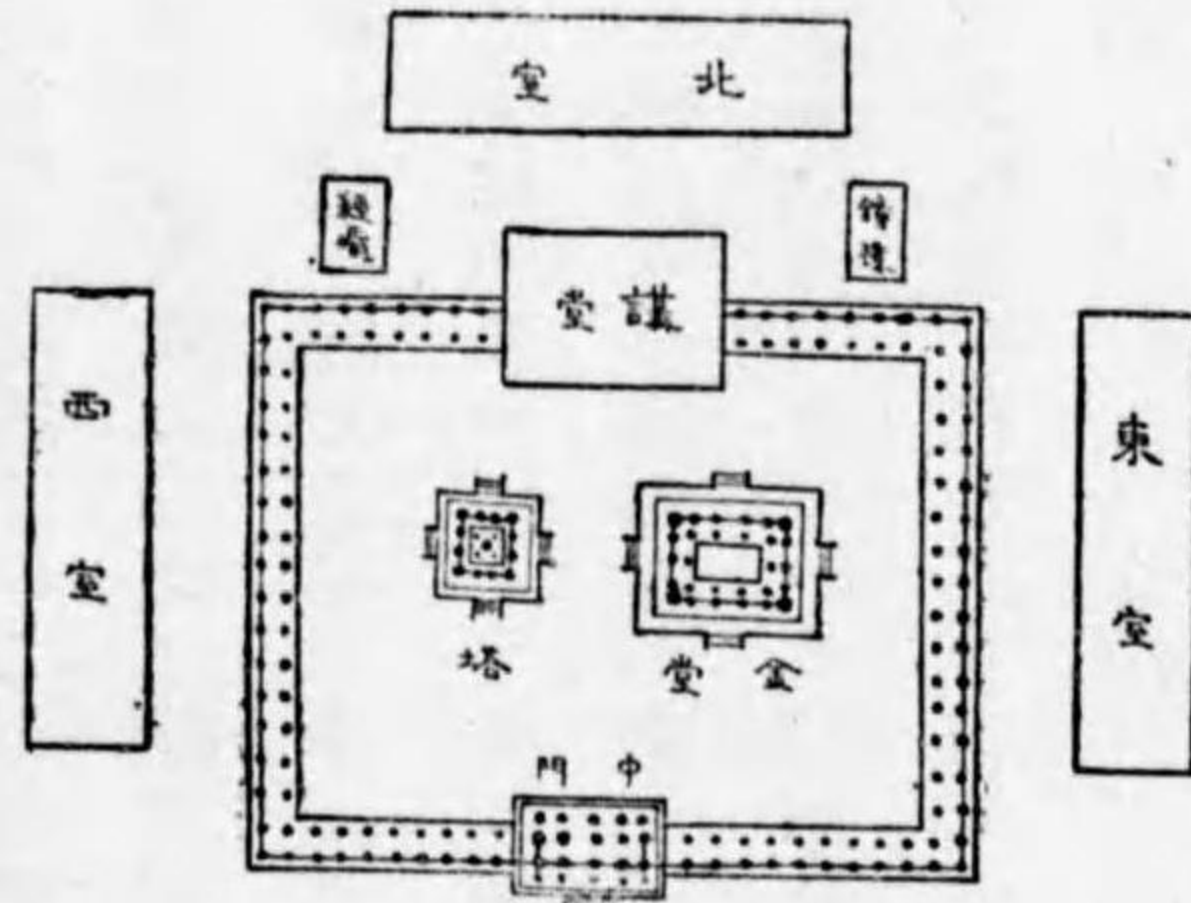
美術は朝鮮を通じて支那南北朝の影響を受け、最著しい發達を示した。繪畫は東晋南北朝の間に佛畫も傳はり、山水畫も起り、印度式の暈染注も行はれる様になつた時で、我國には高麗の僧曇徴が彩色紙墨を傳へたといひ、今日法隆寺金堂釋迦佛天盖の天人圖、玉蟲厨子に扉・臺座等の密陀繪、中宮寺の天壽國曼陀羅<sup>繡刺</sup>等を傳へて居り、何れも簡素稚拙ではあるが、筆力雄健で棄て難い美しさがある。支那に於て殆どこの時代の遺物の傳へないことを考ふれば、殊に貴重である。

彫刻  
鳥佛師と

彫刻は鞍作鳥佛師最著はれ、法興寺の丈木佛像を造つて大仁の位と水田二十町を賜つた程で、法隆寺の金銅藥師如來及び釋迦三尊の如きはその代表作である。法隆寺夢殿の救世觀音、中宮寺の如意輪觀音・御物四十八體佛を初め、當時の鑄銅・木造の佛像は頗る多數に傳つてゐる。これを支那南北朝の

大同・龍門等の石佛や、小銅佛と比較するに、性質全く一致して居る。面相は細長く特有な微笑を帯んだものが多く、全體左右均齊で衣紋は強き波状を呈し、曖昧不自然を免れず、端嚴ではあるが非寫實的で、全體として統一均齊が缺けてゐる。

建築の發達



圖六第 法隆寺原形圖

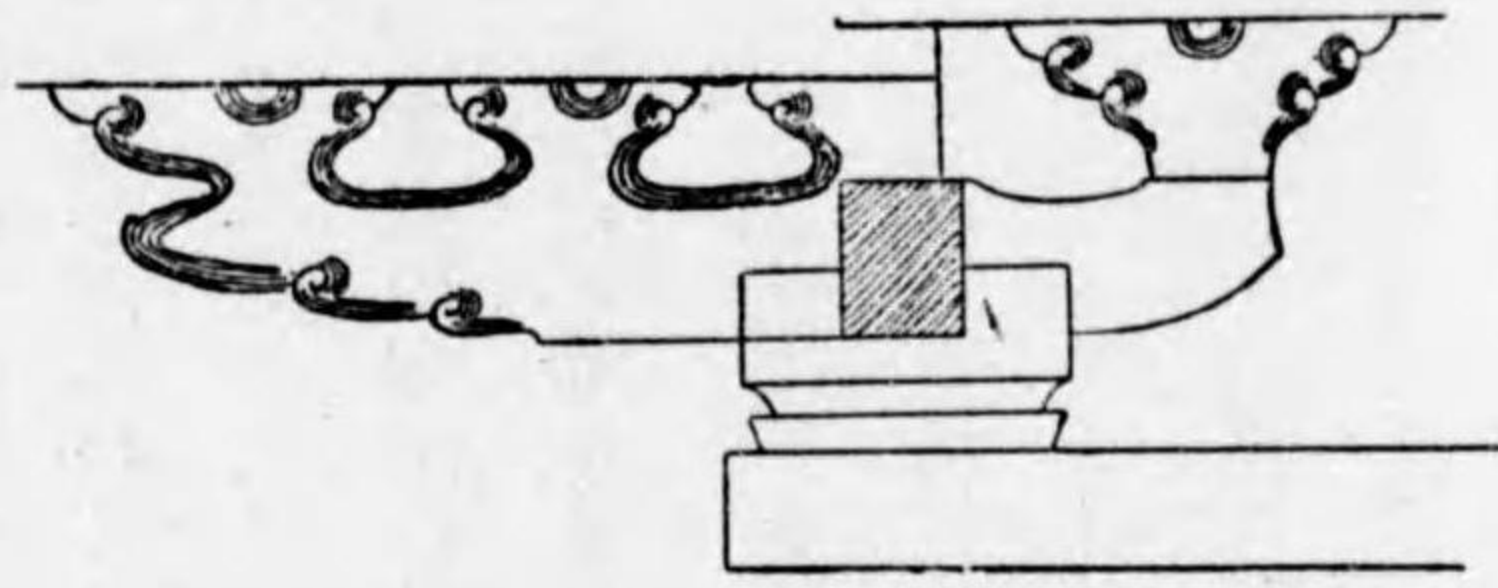
寺では前後に對立して居るのは後世に全く見ない所で、印度に於ける窣都婆中心の形式の遺存したのもと思はれる。建物の平面は塔は方形、他は總て矩形で、二重の石壇上にあり、天井は組入天井で、雲斗雲形肘木が用ゐられ、柱には膨らみがあり、屋根は入母屋造瓦葺で、棟には鴟尾（脊形とも云ふ）があつた。内

建築は支那では特殊な宗教建築が起らず宮殿建築を流用したものであり、これに塔の如き特殊のものが加はつたに過ぎないが、南北朝に於て九重百丈の高塔三重二十丈の樓門さへ出來たと傳へられる程著しき發達を見、その技術は我國に入り法隆寺其他の伽藍を現出せしめた。今日存するものは法隆寺の金堂・五重塔・中門・歩廊、法起寺法輪寺の三重塔で、法隆寺については罹災再建の説もあるが、少くとも當時の様式を傳へたものであることは明である。金堂と塔が・法隆寺・法起寺法輪寺にあつては左右に、四天王

最古最美の建築

太子の功績

太子の薨去



圖七第 雲斗及雲形木肘 (法隆寺金堂)

部は石又は土間で、木材には丹塗が施されてゐる。法隆寺の如き世界に類なき雄健銳利の大伽藍が、その大きに應じ極めて巧妙に配置された壯觀は我伽藍建築中最美しいものである。支那の南北朝や、朝鮮の三國時代の建築物は、彼地には一つも存しないから、我法隆寺の堂塔はこれ等の代表者であり、又實に世界最古の木造建築物である。

これを要するに太子の事業は政治上氏族制度の弊を去つて皇威を振張し、國威を海外に發揚せられたと共に、文化上盛に大陸文化を輸入して永く我國民文化の基をなした學問・藝術・宗教を起され、然も國情に立脚して國民信仰たる敬神及び國語・國體を尊重せられたのである。加之これ等多くの事業は各互に有機的關係を持つて相扶け、國家再造の大目的に集中せられてゐる所に大哲人政治家たる太子の面目を想見すべきである。

然るに大業今や成就に近づかんとして太子は病を得られ、天皇以下百官萬民驚駭して延命のため造寺造佛を發願し、三寶の加護を仰いだに拘らず、三十年二月二十二日、四十九歳を以て母后・夫人と相前後して薨せられた。同教紀元へシテの年國民上下となく「長老如失愛兒而鹽酢之味在口不嘗、少幼者如亡」

太子の尊崇

慈父母、以<sub>二</sub>哭泣之聲<sub>一</sub>滿<sub>二</sub>於行路<sub>一</sub>、乃耕夫止耜、春女不杵、皆曰日月失輝、天地既崩、自今以後誰恃哉」  
日本書紀 高麗に歸つてゐた惠慈も我獨生きて何益かあらん、來年の太子の忌日に必ず死して淨土に太子に逢はんと言つたが果してその通りであつた。太子に對する國民の尊崇の大きかつたことは、太子の唐本御影の我國最古の肖像であり、上宮法皇帝説が我國最古の傳記であり、太子の傳記が維新前七十餘種に及び最多いこと、太子に關して、生れながら身に芳香があつたとか、二歳にして教へざるに南無佛と唱へられたとか、四天王寺に未來記が傳はるとかいふ奇蹟譚が古くから非常に多いこと等にて明で、親鸞が和國の教主と仰いだのも無理もないのである。

推古天皇及び馬子の死

「性有<sub>二</sub>武略<sub>一</sub>亦有<sub>二</sub>辨才<sub>一</sub>以<sub>二</sub>恭<sub>一</sub>敬<sub>三</sub>寶<sub>一</sub>」書紀と言はれた馬子及び推古女帝も、この後相次いで世を去られた。  
フルタウケのアレキカニガクイ傳に生れてサカサと有るあり

310 1920

聖徳太子と大化の改新

### 第九章 大化の改新

聖徳太子の徳と力とによつて、平和の間に行はれつゝあつた國家再造の大業も、中道にして莫せられたため、功を竣へることが出來ず、その釀成せられた氣運は、二十餘年の後初めて大化の改新として實を結ぶに至つたが、猶流血の慘相次ぐを免れなかつた。而して一面から見れば、非常手段によつてまでも大改革を行はねばならぬ程、既に時勢が切迫して居たのであつた。

氏族制度の維持難

蓋し血族關係から出來た氏族制度の如き族制社會は、人口が稀薄で、社會の幼稚な間は行はれても、社會が発達して複雑になつて來ては、維持の困難なのは當然で、人口の自然増加に伴ふ氏々の分裂別居や、久しい間の氏の盛衰による兼併混淆は勿論、邊土の開拓による移住、大陸の人民の歸化もあつて、同一の氏族が同一の土地に住して一定の職に従つて居た原形を失つて、同一の氏人必ずしも同所に住せず、同所の人亦同じ氏に屬せず、同じ氏人も必ずしも血族の一致しない様な複雑なものとなり、古ながらの氏上の支配が困難を生ずるに至つた。「臣連伴造國造、分<sub>二</sub>其品部<sub>一</sub>、別<sub>二</sub>彼名名<sub>一</sub>、復以<sub>二</sub>其民品部<sub>一</sub>交雜使<sub>二</sub>居<sub>一</sub>國縣、遂使<sub>二</sub>父子易<sub>一</sub>姓、兄弟異<sub>二</sub>宗<sub>一</sub>、夫婦更互殊<sub>二</sub>名<sub>一</sub>、一家五分六割、由<sub>二</sub>是爭競之訟盈<sub>一</sub>國充<sub>二</sub>朝<sub>一</sub>」孝徳紀と言はれたのもそのためである。加之貧富の差が甚しくなり、「其臣連等伴造國造、各置<sub>二</sub>己

貧富の懸隔

職業の變化  
思想の變化

對外關係

蘇我蝦夷  
入鹿の專横

山背大兄  
王の族滅

民、恣情驅使、又割國縣、山海林野池田、以爲己財、爭戰不已、或者兼竝數萬頃田、或者全無容針少地、はりさすばかりの同有様で、下層民は貴族富豪の壓迫に堪えられなくなつて居た。又大陸文化の輸入は、新しい職業の需要も増したから、世職世業に甘んぜず、適宜有利な業務に向ふものを生じたことも争はれない。且支那の政治思想が入つて來てから、君臣上下の關係も、從來のやうな宗支直傍の氏族關係でなく、天覆地載の語が聖德太子の憲法初め屢用ゐられた様に、統一的に直接萬民が天皇に従ふ觀念を強むることとなつた。國內の事情がかくの如き上、支那では隋に次いで唐が起り、その國勢は未曾有の強盛を示し、四方を風靡せんとして居るから、これに對抗する上からも、國內の不統一、豪族の跋扈、人民の疲弊を矯正し、一層強固な政治組織を定め、國力の充實を計らねばならないのである。而してこの大變革は、氏族制度の基礎の上に立つ豪族の大頭目蘇我氏を倒すを以て序曲とせられた。

推古天皇の後舒明天皇敏達天皇曾孫、舒明天皇皇后皇極天皇敏達天皇曾孫が相次いで即位せられたが、蘇我氏は大臣蝦夷及びその子入鹿權を弄し、蝦夷は病中入鹿に紫冠を與へて大臣と稱せしめ、父子の墓を大陵・小陵、家を宮門うへのみかき、谷宮門はざまのみかきと呼び、城柵兵庫を備へ、出入には五十人の兵を従へたと傳へられる。當時聖德太子の皇子で賢明の聞あり、最人望のあつた山背大兄王は、入鹿の忌む所となり、兵を受けられたが、東國に奔つて兵を起し入鹿を討たんとすの勸めを斥け、一身の故に争亂の人民を苦しめんことを悲しみて

反蘇我派  
の結束

蘇我氏の  
滅亡

改新の發  
端

孝德天皇

一族と共に斑鳩宮に自經せられた。皇子の態度は父太子の精神の現であるが、入鹿の暴舉は流石に蝦夷も前途を危んだ程で、果してこれを機會に蘇我氏を倒す陰謀は漸く具體化して來た。即蘇我氏と古來相納れなかつた中臣氏の鎌足は、稀世の政治的手腕の所有者で、早くも蘇我氏を倒すに腐心して居り、温厚な皇弟輕皇子や、雄偉な中大兄皇子舒明皇極兩天皇の子と結んで機會を覗つて居たが、茲に於て、蘇我倉山田石川麻呂の女を中大兄皇子の妃として味方とし、四年六月三韓進貢の際、急に宮門を閉ざし、大極殿で佐伯子麻呂・葛城稚犬養網田と共に入鹿を暗殺した。蝦夷は人心去つて、勢敵すべからざるを知り、家を焼いて自殺した。蘇我氏の專横僭越は紀の傳に誇張を免れぬとしても、事實であらうが、天皇の問に對し、中大兄皇子は「鞍作蘇我氏を盡滅蘇我氏天宗將傾日位、豈以天孫代鞍作耶」と奏せられたことは、反對者の口實に過ぎず、その滅亡も伏誅ではなく、反對者に乘せられたためである。

かくて大改革は蘇我氏討滅の勢に乗じ、着々として進むことになる。天皇は中大兄皇子に御讓位の御考であつたが、鎌足は大改革の中心たるべき皇子の即位を不利として、人望のある輕皇子を推さしめた。これが孝德天皇である。中大兄皇子は皇太子に、阿部倉梯麻呂は左大臣に、倉山田麻呂は右大臣に、鎌足は内臣になり、前に支那に留學した高向玄理・僧旻は國博士くにはかせとなつて、新政の顧問に當つた。天皇は先皇・皇太子・群臣を會し、天神地祇に盟つて、「天覆地載、帝道唯一」「君無二政、臣無二



年號

貳朝を宣せられ、支那の制に倣つて年號を建て、大化元年とせられた。入鹿の殺されてからこの間僅八日、大改革の疾風迅雷的急進主義を想見すべきである。因に年號はこの後暫くは斷續するが、大寶以後は永制となり、大正まで二百四十六を數ふるに至つた。唐風模倣の有害無益な著例である。

大改革の豫備行動

難波遷都

改新の大詔

公地公民

この年先づ皇室御領地に戸籍を造り、田畝を校べしめると共に、土地の賣買兼併を禁じ、蝦夷に接する地の外、民間の武器を集めて兵庫に納めしめ、訴訟の法を改め、朝廷に鐘匱を設けて民の冤枉、役人の私曲を訴へしめた。何れも大改革の豫備行動である。かくて年末に難波に遷都せられて舊勢力の妨碍を避け、翌二年正月元日遂に改新の大詔煥發を見るに至つた。第一に、朝廷の御子代・屯倉、豪族の部曲・田莊を廢して、總てを公地公民とせられ、百官群臣には新に食封及び布帛を給せられた。食封は封戸ともいひ、その戸より出す租の半と調庸を受くるもので、大夫以上に給せられた、これによつて從來の封建的氏族制度は全く破壊せられ、中央集權の確立を見たので、改革の根本である。この際中大兄皇子が率先して、「天無雙日、國無二王、是故兼竝天下、可使萬民唯天皇耳」と奏して、五百廿四口の部民と、百八十一所の屯倉を獻せられたのは、圓滑に土地人民を回收せんためである。第二は地方制度で、都には坊に長を、四坊に令を置いて市政に當たらしめ、その周圍即東は伊賀の名張、南は紀伊の兄山、西は播磨の赤石、北は近江の合坂山の間を畿内と定めて、特に重んぜられ

地方制度

驛馬傳馬

戸籍計帳

班田收授

租庸調

た。地方は國郡里に分ち、四十里を大郡、四里以上を中郡、三里を小郡とし、國司・郡司・里長をして治めしめる。郡司の大領・小領は、國造の清廉事務に堪ふるものを用ゐた。又驛馬・傳馬を置き、驛鈴によつてこれを給し、關を設け、鈴契によつて通過する等、交通の規定も伴つてゐる。第三は戸籍・計帳を造り、班田收授の法を定められた。五十戸を里とし、里長一人これを治め、戸口を檢し、收納を記して計帳とし、土地は年を限つて人民に班與するのである。田は三十步十二歩を一段、十段を一町とし、一段の租は二束二把、一町の租は二十二束である。第四は從來の賦役を止め調庸を定められた。調は田一町毎に、絹は一丈、綿は二丈、布は四丈を出だし、戸毎に布一丈二尺を出だし、猶土地の産物を副物とするのである。庸は兵士、仕丁、采女等となりて勤むるもので、一戸布は一丈二尺、米は五斗を以てこれに代ふるものである。これ等の制度の詳細は大寶令になつて明に知られるが、中央集權に伴ふ統一的政治組織を起し、貧富の隔を緩和し、人民の生活を安くせんとせられたことは明である。これに次いで八省百官も置かれ、冠位・儀禮も定まり、大小織・繡・紫・錦・青・黒・及び建武の十三階、又、大小織・繡・紫・大小上下華・山・乙及び立身の十九階とし、寅に朝し午に退く事となつた。その他厚葬の弊を矯めて墓制を定め、行路旅人に死穢の祓除及び渡津料を課するを禁じ、白雉進獻により天下泰平の瑞祥として白雉と改元し、大赦を行はれた。かくて白雉三年に

風俗

冠位

は戸籍も出来、班田收授も一通終つて、改革は一段落を告ぐるに至つた。

孝徳天皇の崩後、皇極天皇重祚せられた。即齊明天皇で、飛鳥に都せられ、中大兄皇子は依然として皇太子として萬機を攝せられた。この御代には國內に於ける中央集權の成功に次いで、進んで力を外部に用ゐられ、東蝦夷を征し、西韓半島に出兵するに至つた、蝦夷は津輕蝦夷・鹿蝦夷・熱蝦夷の別があり、熱蝦夷は朝廷に歸服した熟蕃で、他の二者は奥に居て未だ従はないものを指したことと察せられる。

陸奥方面は兩毛野氏、越方面は阿倍氏がこれに對して居たが、越方面では大化年中淳足（三年、越後沼垂磐船四年、同磐船郡の柵を設けて開拓の歩を進め、齊明天皇の朝には阿倍比羅夫水軍を八十艘率ゐて鵜田津刈津輕に進み、渡島の蝦夷を討ちて、後方羊蹄を定め、次いで肅慎を撃つた。渡島は今の北海道で、肅慎は、黒龍江方面に居た黒水靺鞨の北海道へ侵入して居たものであらう。今小樽の手宮の洞窟に存する古代文字は、古代土耳其文字で書かれた靺鞨語の墓誌であるとの説もある。かくて蝦夷の朝廷に入謁するものも多くなり、官位を授けられ、佛教に歸するものも少なくなつた。

支那に於ては、推古天皇二十六年新に唐が起つて隋に代り、國運隆々支那民族の極盛時代を現出することとなり、我國からは舒明天皇二年大仁犬上君三田相・大仁樂師惠日を初めて遣唐使として遣は

阿倍比羅夫の蝦夷征伐

唐との交通  
犬上君三田相

唐新羅の連合

唐の高麗征伐

百濟の滅亡  
我軍の赴援

白村江口の戦  
高麗の滅亡

され、四年歸朝の際、太宗は高表仁をして送らしめた。然るに初の和平も朝鮮問題のため破れ、日支間の最初の交戦を見るに至つた。朝鮮では新羅が孤立して窮境に陥つてゐたが、當時王族で大政治家たる金春秋が、名將金度信と共に國力の復興に努め、我國及び高麗と結ばんとして成功しなかつたため、新興の唐に赴き太宗に謁し、高麗・百濟の入貢路を塞ぐを訴へ、新羅を援けて二國を討たんことを求めた。このため太宗は名將李世勣と共に水陸の大軍を以て遼東城を抜き、安市城（湯池を圍んだが、高麗の兵よく防いで流石太宗も策つき、感嘆して引擧げ、太宗外征中唯一の失敗となつた。然し高宗の時百濟の義慈王の驕奢遊樂に耽つて國政の亂れたのを見て、蘇定方を遣はし、新羅金春秋と力を併せて討たしめ遂に都泗泚を陥れ、王を虜にし劉仁願をしてその地を治めしめた。齊明天皇六年西紀六六〇年）を返し、援兵を送らんと朝廷に請うたから、中大兄皇子はこれを許し、七年天皇を奉じて筑紫の朝倉宮に進まれたが、程なく天皇は不幸にしてこの地に崩せられた。中大兄皇子後を受けられ、阿曇比羅夫、阿倍比羅夫を將軍とし、百濟に遣はし、豐璋をも護送せられたが、天智天皇の二年我軍は唐將劉仁軌と白村江口（錦）に會戦し、彼をして「四戰皆克、焚四百艘、海水爲丹、（唐）と言はしめた程の大敗北に終つた。このため我軍は全く半島から撤退し、豐璋は高麗に脱れて、百濟は全く滅亡に終つた。高麗もその後

五年で、唐新羅の聯合軍に滅され、唐は平壤に安東都護府を置いて百濟高麗の故地を治めしめた。支那の領地がかく半島の南端に達したことは前後に見ざる所で、唐が漢民族の極盛期たることは半島に於ても明に認められる所である。我國がこの世界的大威力たる唐を向に廻し、百濟を助けて堂々と戦つた意氣の壯烈は異とすべきであるが、その不成功に終るや、天皇は大陸の風雲の國內に波及せんことを慮られ、壹岐・對馬金田・筑紫大野・長門・讚岐屋島・大和高良の各地に城を築き、太宰府には水城みづきを設け、東國には大船を造らしめて國防の充實に努められた。支那との直接交通の開けて以來、半島より得る利益は乏しく、その統治の勞多きを補ふに足らず、且國內も改新の後日淺く、保守派の反對も少くない時だから、これを機會として全く半島を抛棄し、唐と國交を恢復して内治の完成に全力を盡さるゝこととなつた。

近江遷都  
即位の大禮  
藤原鎌足  
庚午年籍

かくて五年大和に歸られたが、飛鳥地方の舊勢力から脱して新政を完成せんため遷都を企てられ、東西の交通に便利な近江の滋賀に大規模な都城を營んで、六年にこの地に移られた。この間天皇は猶即位の禮を擧げられず、七年正月初めて後世の典型たるべき儀禮を整へて大典を舉行された。天皇を助けて君臣水魚の如くであつた中臣鎌足は八年五十六歳で薨じたが、その際天皇親しく病を問ひ給ひ且大織冠を授け、内大臣に任じ、藤原の姓を賜つた。九年には庚午年籍かうのねんじやく成り、十年正月大友皇子は太

三大臣  
近江朝廷  
中興の主

政大臣となり、蘇我赤兄あかあには左大臣、中臣金かねは右大臣に任せられ、冠位も二十六階に改め、近江朝廷の令を布かれ、天下に大赦を行はれたが、天皇はこの年實算五十八歳を以て崩せられた。天皇の定められた制度律令は今詳にすることは出来ないが、聖德太子の中央集權の理想は天皇によつて終に實現せられ、律令政治の基礎の確立を見たので、後世天皇を中宗中興と尊み、天皇の陵墓たる山科陵は永世十陵の中に入れられ、天皇の御代の戸籍たる庚午年籍のみは、永久に保存せられ、この御代の法を不改の常典と仰いだのも當然と言ふべきである。

## 第十章 改新の反動

改新と人心

大化の改新が餘に急激であり、餘に支那風であり、斷行には非常手段をも敢てしたことは保守的な人々の反感を強めたのは明であり、加ふるに利權を失つた舊貴族の怨望や、中央集權に伴ふ遷都築城の課役、外征の失敗等、不人氣の原因も少くなかつたから、天智天皇に對する當時の人心は決して良くなかつた。從來の封建割據を破つて初めて中央集權の制を立て、國家に眞の大統一を與へられながら、人心を得られなかつたことは、支那に於ける秦の始皇帝と相似て居る。秦が三世で亡び、天皇の後の二世で絶えたのは、共に大偉業の悲しむべき犠牲であつて、決して偶然ではない。

秦始皇帝と天智天皇

古人大兄皇子

改新に對する反動は蘇我氏滅亡の初からあつたので、中大兄皇子が輕皇子を推された時、輕皇子は古人大兄皇子を推されたが、古人大兄皇子は蘇我氏が擁立せんとした方であるから、嫌疑を避けて、出家して吉野山に入つて終はれたため、輕皇子の即位となつたのであるが、それにも拘らず、程なく古人大兄皇子の謀反を訴へるものがあつて遂に滅されたのは、改新派と相納れぬためで、後の大海人皇子と同じ境遇で、結果が逆になつたのである。其後蘇我倉山田石川麻呂が一族の讒によつて滅ばされ孝徳天皇も中大兄皇子と衝突せられ、皇子が先帝皇后以下を伴つて難波から大和に遷られたため、天

倉山田麻呂と孝徳天皇

大海人皇子の隱遁

皇は憂憤して崩御になつた等、何れも急進派の辣腕と、これに對する反對の少からざるを示すものであるが、流石に天智天皇・鎌足の在世中は有ゆる反對を壓倒して改新の業を進められたが、鎌足先づ逝き、次いで天皇の崩せられるに及んで、遂に大反動を見ることとなるのである。

近江朝廷の警戒

天智天皇は十年十月御病にかゝられた際、大友皇子の才學を愛せられたに拘らず、その母の卑しいのと、皇弟大海人皇子が天世外征中大和の留守をせられ、威望の高いのを顧慮せられ、後事を皇弟に託せられた。然るに大海人皇子は位を辭して天下は皇后倭姫に授け、大友皇子に諸政を行はしめんことを請ひ、自ら出家して吉野に隱遁せられた。然し大海人皇子の心中は不明で、虎に翼をつけて放つ様なものだと言はれた位だから、近江朝廷では左右大臣以下、大友皇子奉戴のことを天皇に誓ひ、十二月天皇崩御と共に、變に備ふるため、山陵營造の人夫と稱して美濃尾張の兵を召し、吉野に對して警戒せられた。大海人皇子はこれを聞き、古人大兄皇子の先蹤を追ひ、手を拱して死を待つに忍びず、これに應じ兵を擧ぐるに決し、伊賀より伊勢に出で、美濃に進み、不破・鈴鹿の關を固めて東國との連絡を絶たれた。舊京大和では、大伴吹負ふきひ等が皇子に應じて兵を起し、舊京を占めて近江に向つた。近江朝廷では吉備・筑紫及び東國の兵を徵されたが、何れも效なく、腹背から敵兵を受けることとなり、戦皆利あらず、七月瀬田の戦に敗れて全軍潰え、大友皇子は山前やまのまへに自經せられるに至つた。大海人皇

子は右大臣中臣金を斬り、左大臣蘇我赤兄以下數人を流し、大和の飛鳥に入つて翌年二月即位せられた。これが天武天皇でこの兵亂を干支によつて壬申の亂といふ。

茲に注意すべきはこの間の皇位について古來議論の絶えぬことである。日本書紀には天智天皇の後直に天武天皇にかけて居るが、水戸の大日本史では、この間空位の筈なしとて、大友皇子の即位を認め、書紀は舍人親王が、御父天武天皇のために、忌諱してこれを記されなかつたものとし、水鏡等によつて天皇大友紀を立て、御歴代に加へ、三大特筆の一と稱せられた。このため明治三年になり、弘文天皇の諡號も贈られるに至つた。但大友皇子の即位説の根據が甚薄弱であるため、反對説も少くなぐ、或はこの前後繼嗣の面倒な際は、皇后の即位が普通である上、當時の記録に中天皇の名の存する所から、倭姫が即位されたであらうと解する人もある。然し勅撰の歴史たる日本書紀が、僅か五十年前の皇位繼承の如き大事を削除し得ると思へないし、且書紀中にはかゝる故意の曲筆と思はれる點はその他にも見られないから、事實御即位のことはまた行はれなかつたと考ふるが最穩當であらう。天武天皇は急進派に反對した舊勢力の後援によつて、天位を踐まるゝこととなつたから、その政治の修正的復古的であつたのは勿論である。氏姓の改定、神祇の尊崇、古事の保存、武備の奨勵、冠位・禮法・律令の改正の如きは、その著しい例である。

皇位の問

天武天皇の政治

氏姓の改

氏姓の改正は家格の尊重で、この時氏上を定められ、天下の萬姓を改めて、真人・朝臣・宿禰・忌寸・道師・臣・連・稻置の八等と定められた。真人は皇族の子弟に、朝臣・宿禰は皇別・神別の貴族に、忌寸は歸化人に、道師は技藝家に賜はつた。當麻真人・坂田真人・藤原朝臣・蘇我朝臣・阿倍朝臣・物部朝臣・上毛野朝臣・下毛野朝臣・大伴宿禰・尾張宿禰・倭漢忌寸・秦忌寸・倭畫師の如きその例である。これ等の姓の名は既に前より存して居たものであるが、それに等級を定め、昔の意義を捨てて純然たる榮爵とせられた點に新施設が認められる。天皇は敬神の念に富ませられ、伊勢神宮に對しては舒明天皇以來絶えてゐた齋宮を再興して、大來皇女大田皇の遺を遣され、且神宮の二十年毎の造替もこの時に初まると傳へられる。天皇は又當時諸家に傳へて居る帝皇日繼帝紀ともいふ、皇室の御繼統を記したるもの及び先代舊辭單に舊辭ともいふ、上古諸事したるに異同錯亂が甚しく、又解し難い所が多いを見て、川島・忍壁兩皇子や、中臣大島・平群子首等十一人に命じて、これを集めて歴史を編纂せしむると共に、別に舍人稗田阿禮をしてこれを誦み習はしめられた。皇室に傳はつた分に武藝の奨勵も文弱の弊を矯めんため、諸王諸臣に武器を備へしめ、官吏は乘馬を命じ、舍人から採用せられることになつた。位階は諸王以上は明大廣一・二、淨大廣一・二・三・四の十二階、諸臣は、正・直・勤・務・追・進・各大廣一・二・三・四の四十八階を定められ、冠を賜はるのを位記に改められた。皇族の位を臣下と別にせられたのも、執政大臣を置かず、諸皇子を重用

敬神

古傳の尊

武藝奨勵

位階の改

令の修正

せられたのと併考へて、皇威振張の趣意と拜せられる。近江朝廷の令亦我國情に鑑みて修正せらるゝ所多く、大寶令の基礎はこの時に出来たものと思はれる。要するに天武天皇の政治は、急進主義の反動であつて、復古的傾向を帯んでゐるが、さればとて改新前へ逆轉したのではなく、新政が我國情によつて調整せられ、一層強固な進展を見たのである。

天武天皇  
崩後の皇  
位繼承

天皇が皇子を重用せられたことは自然その勢力を盛ならしめ、その數も十數人で殆皆所出を異にしその間も必ずしも圓滿でなかつたから、皇長子草壁皇子が皇太子に立たれたけれど、父の帝に愛せられて政治に與られた大津皇子や、壬申亂の主動者ともいふべき高市皇子の如きは勢力最盛で、太子の地位は不安を免れなかつた。されば天皇崩御の後には、皇后天智天皇の第二女が一時朝に臨んで稱制し給ひ、競望の念のあつた大津皇子を誅せられたが、その間に皇太子が早世せられたため、遂に皇位に即かれた。

持統天皇

文武天皇

即持統天皇である。持統天皇の皇太子も容易に定まらなかつたが、高市皇子の薨去の後、嫡流繼承の議決して、前皇太子の皇子の儲立となり、即位して文武天皇となられた。而して草壁皇子、文武天皇共に天智天皇の皇女の出であつて、文武天皇は藤原不比等の女宮子を夫人とせられたから、壬申亂後の暗雲も全く一掃し、政局安定して律令の撰修、平城奠都の大事業も、相次いで出来るに至つた。

## 第十一章 律令の完成

律令格式

律令制度  
の移入

大寶律令

養老律令

現存の律  
令格式

大化改新によつて氏族制度が廢せられ、世官世職が止むと共に、支那の律令制度を採用することゝなつた。律令制度とは律令格式によつて政治をすることで、律は刑法、令はその他の法典、格は律令の部分的改正の法令、式は施行細則である。支那では秦に律があり、漢に律令が出来、東西魏に格式が初まり、隋は文帝煬帝共に律令を出だし、唐では高祖・太宗・高宗・玄宗皆律令格式を定めた。朝鮮の三國亦皆律令制度を採用してゐたのである。大化の際八省百官を設けたのは、その起原をなすもので、近江朝廷令二十二卷は、その第一期の完成である。その後天武天皇の改正を経、文武天皇の大寶元年忍壁親王・藤原不比等によつて、律六卷・令十一卷の大寶律令成り、明法博士明法博士をして諸道に講せしめ、翌二年から施行せられた。その後元正天皇養老二年再び不比等これを修正して、律令各十卷としたが、これは久しく實施せられず、三十九年後の孝謙天皇天平勝寶九年天平寶九年から初めて行はれた。かくの如くにして我律令制度の基礎が出来、この後一千餘年間朝廷法制の基本となつた。

養老律令は令三十篇官位、職員、後宮職員、東宮職員、家令職員、神祇、僧尼、戸、田、賦役、學、選敘、繼嗣、考課、中倉庫、醫疾の二令の外全部と律十二篇名例、衛禁、職制、戸婚、厩庫、擅興、中、名例、衛禁、職制、賊盜の四篇

を傳へて居る。支那に於て唐令は一も傳はらず、唐律疏義三十卷によつて高宗の時の律を知り得るに過ぎないに比すれば、大幸と言ふべきで、律の缺けたるも逸文によつて補ひ得る外、唐律と大差なきため類推の便がある。又格式は平安朝の初に出来た類聚三代格と延喜式とが遺つてゐる。

令制によれば、中央に神祇・太政の二官があり、神祇官は祭祀を司り、太政官は行政の府である。かく神祇官を太政官の外におくことは、特に我國情に顧みて祭祀を重じたためである。太政官には上に太政大臣・左右大臣・大納言があり、その下に少納言局・左右辨官局の三局がある。少納言局は宮中の事務に當り、左辨官局の下には中務なかつかさを天皇に常侍し、詔勅の文案を審署し、式部しきぶ文官の進退治部ちぶ五位以上婚姻・繼嗣・葬司る。民部たみべ戸籍・租調の四省、右辨官局の下には兵部ひやうぶ武官の進退刑部けいぶ刑部大藏物ぶつの出入を司る。宮内みやうち宮中の庶の四省があり、其下に諸職・寮・司等がある。その他彈正だんせい臺風俗を正し、内外五衛府ごゑいふ守衛の等があつて各職務を分掌した。即唐の三師さんし太師、太三たいさん三公太尉、司空三省さんせい中書、門六部もんりくぶ吏、刑、工、九寺くじう太常、光祿、衛尉、宗正、太僕、五監ごかん國子、軍器、將都水、我二官八省となり、御史臺は彈正臺、六軍十六衛は五衛府となり、彼の繁雜で冗官の多かつたのを整理して、統制に便にし、國情に合せしめたもので、單なる模倣のみではない。彼の三師三公尙書大臣となり、門下省は大納言、中書省は中務省となり、九寺中の大府寺が大藏省、光祿寺、宗正寺等が宮内省となつた。

地方の制

地方は畿内七道に大別し、その下に國・郡・里があり、國には大・上・中・下、郡には大・上・中・下・小の

四等官 職分田

階級があり、唐の道・州・縣に當たる。國司・郡司・里長がこれを治める。都には左右京職、攝津には攝津職、筑紫には太宰府があつて、重要な地だけに特別な制度を設けられた。これ等の役所には皆長官・次官・判官・主典の四等官があり、任官にも勅任・奏任・判任・判補の別がある。判任以上は太政官、判補は式部省で司る。又大納言以上及び地方官には職分田しきぶんでんが給せられた。太政大臣四十町、左右大臣三十町、大納言二十町、太宰帥十町、國守二町六段乃至一町六段、郡大領六町等はその例である。今四等官の主なるものを表示すれば左の如くである。

四等官表

職	坊	大夫	正五上	亮	從五下	少大進	從六下	正七上	少大屬	從八上	津位		
省	卿	正四	少大輔	從五	少大丞	從六下	正六下	正七上	少大錄	從八上	卿輔の位中務は上七省は下		
太政官	太政大臣 一	左大臣 二	右大臣 二	(内大臣 二)	大納言 正三	(中納言 從三)	(參議 從三)	少納言 從五下	大外記 正六上	少外記 正七上	大史 正七上	少史 正七上	括弧を加へたは、令以後に設けられたもの
神祇官	伯	從四下	少大副	從五下	正六上	少大佑	從六下	正六上	少大史	從八上	正八下	從八上	×勅任、其他奏任

寮	頭 <small>かみ</small>	從五上	助 <small>すけ</small>	正六下	少大 <small>せうだい</small> 允 <small>じやう</small>	正七下 從七上	少大 <small>せうだい</small> 屬 <small>りやく</small>	從八上 從八下	位は大學寮により示す
司	正 <small>かみ</small>	從三	×		佑 <small>じゆう</small>		令史 <small>さくらん</small>		
彈正臺	尹 <small>いん</small>	從四上	少大 <small>せうだい</small> 弼 <small>ひつ</small>	從四下	少大 <small>せうだい</small> 忠 <small>ちゆう</small>	正六上 正六下	少大 <small>せうだい</small> 疏 <small>しゆ</small>	正七上 正八上	
(近衛府)	大將 <small>だいしやう</small>	從三	中將 <small>ちゆうしやう</small>	從四下	將監 <small>しやうかん</small>	正六上	將曹 <small>しやうそう</small>	正七下	
衛府	督 <small>かふ</small>	從四下	佐 <small>さけ</small>	從五上	少大 <small>せうだい</small> 尉 <small>じゆう</small>	從六上 正七上	少大 <small>せうだい</small> 志 <small>し</small>	從八上 正八上	
太宰府	帥 <small>すう</small>	從三	少大 <small>せうだい</small> 貳 <small>じ</small>	正五上 從五下	少大 <small>せうだい</small> 監 <small>かん</small>	正六下 從六上	少大 <small>せうだい</small> 典 <small>てん</small>	正七上 正八上	
國司	守 <small>かみ</small>	從五上 從六下	介 <small>すけ</small>	正六下 從六上	少大 <small>せうだい</small> 掾 <small>じやく</small>	正七下 正八上	少大 <small>せうだい</small> 目 <small>め</small>	從八上 小初上	國の大上中下に より位異なる
郡司	大領 <small>だいりやう</small>	從八上	少領 <small>せうりやう</small>	從八下	×主政 <small>しゆしやう</small>		×主帳 <small>しゆちやう</small>		
内侍司	尙侍 <small>かうじ</small>		典侍 <small>てんじ</small>		掌侍 <small>じやうじ</small>		女 <small>によ</small> 婦 <small>ぶ</small>		

官には又各これに相當した位階があり、親王四階、諸王十四階、諸臣三十階で、親王は一品より四品まで、諸王諸臣は一位より三位まで正從があり、四位から八位まで正從上下があり、その下に初位の大少上下がある。唐の品を位とし、九品を初位としたのみで、從一位を開府儀同三司といひ、從五位下を朝散太夫といふ如きは、彼の位階の名稱である。前表中各の官の下に記したのが、それに相當

位階

した位階である。又相當よりも位の上の時に行、官の上の時を守といひ、官のない時は散位といふ。大納言正三位某、從二位行大納言某、從三位守大納言某の如く稱するのである。有位者は四品・三位以上は食封、五位以上には位田、その以下は位祿・季祿が給せられ、税制・兵制・刑法の上にも種々の特権があつた。蔭補おんほと稱して、五位以上は子、三位以上は子孫に敍位がある。一位の嫡子從五位下、從五位の庶子從八位下等である。

官吏養成のために教育機關も整ひ、京に大學、國に國學があり、大學は式部省、國學は國司に屬する。共に博士・助教以下の教官があり、經業・律令・漢音・書法・算法の諸道があつた。大學は五位以上の子孫、八位以上の子、東西史部の子等四百人、國學は郡司の子弟等五十人乃至二十人の定である。三歳以上十六歳以下よりとる、學校を終つたものは試験によつて敍位任官せられるので、秀才、上上第、正八位上以下規定がある。陰陽道・醫道のためには陰陽寮・典藥寮にて、その教育を施した。醫生には女醫もあつた。

當時の人民は良民と賤民とに分れ、賤民には官戸・陵戸・公奴婢の官賤と、家人・私奴婢の私賤との別があつた。賤民は犯罪負債等のため生じ、主人の解放や年齢・疾病等によつて良民となることが出来る。公私奴婢の外は、良賤共に戸をなし、戸主がこれを支配し、家族は大家族制で、數十人を常とした。五戸を組合として、これを五保と言ひ、互に扶助檢索せしめたことは、江戸時代の五人組制度

大學・國

陰陽道・醫道

賤民

戸



と同様であり、その起源でもある。

戸籍

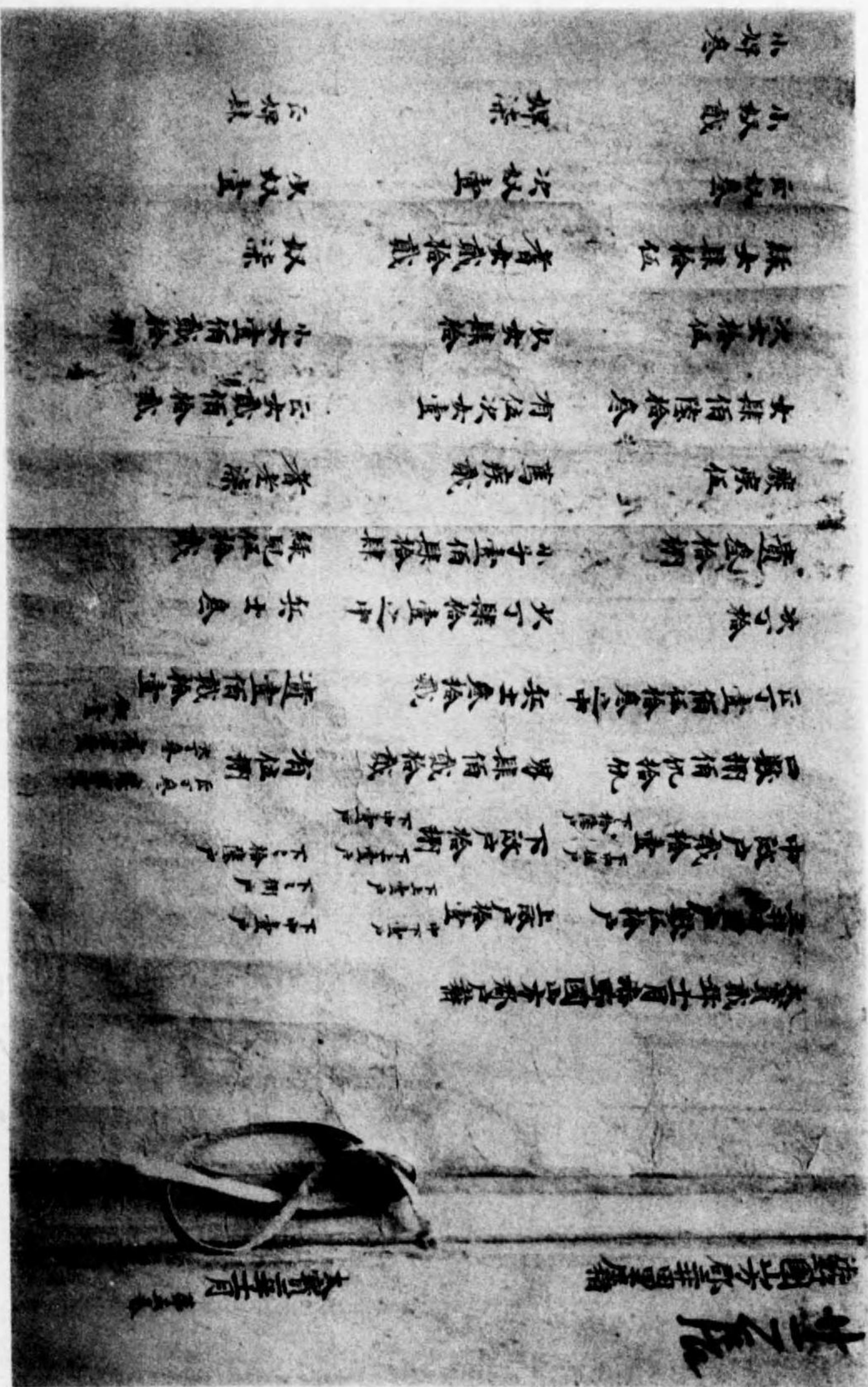
當時行政の基礎をなしたものは戸籍で、戸主以下家族奴婢の姓名・年齢三歳以下黄、十六歳以下少、二十歳以下中、二十一歳以上丁、六十歳以上老、六十六歳以上耆・男女・位階・殘疾一目盲、兩耳聾、手二指缺、廢疾癩、一支、篤疾癩、兩目盲等の疾病・正丁・次丁・老・廢・嫡庶の別・課口・不課口等を記し、里毎に一巻として三通を造り、一を國司に留め、二通は中務・民部二省に置く。六年毎に改めて造り、三十年間留め置くが、天智天皇九年の庚午かうこのねんじやく年籍のみは永久に保存することになつて居る。唐の三年毎に改め縣・州・尚書省に各一通留めるのは稍々趣を異にする。今日正倉院には、大寶二年の御野美・筑前・豊前・豊後及び養老五年の下總・常陸・陸奥・因幡・讃岐・等の戸籍が現存して居る。

口分田

この戸籍により、天下の人民一般に六歳以上には、口分田として男子二段、女子三分二、家人・私奴婢は三分一を給せられる。六年毎に六歳に達したものと及び死者を検して、班田收授を行ふのである。土地均分の思想は支那では古くから存し、北朝・隋・唐では明に實施せられた所であるが、彼は地をして遺利なからしむるを主とし、勞働力の多きものに多く給し、甚しきは牛にさへ給した程で、これは一面調庸の負擔者に多くした譯で、老年及び疾病者等を少くして居るのみならず、十八歳以下の少年及び一般女子には給さないのであるが、我は貧富の懸隔を除き、生活を安定ならしむることを主とし

均田の趣意

我國最古の戸籍の一であると共に最も古の古文書の一である。御野國山方郡三井田里は即美濃國山縣郡高宮町、大字岩野田字三田である。



第二、大寶二年戸籍（正倉院御物）

位田  
職分田  
功田  
乘田

租

調庸

たから、調庸の負擔如何に拘らず平等にしたのである。當時の一段は三百六十歩、獲稻五十束で、稻一束は穀一斗、米五升で、當時の一升は今の五合八勺に當ると言はれるから、二段から二石弱の米を得る譯で、一人の食料として十分である。この外、位による位田、官による職分田、功による功田があり大功は世襲し、上功は三世に、中功は二世に、下功は子に傳へることが出来る。班田の剩餘は乘田といひ、百姓に賃貸して五分一の地子を納めさせるから、輸地子田ともいふ。かくの如く土地は國家の所有で、私有を許されない原則であるが、開墾の必要は、その獎勵のため漸次私用を認むるに傾き、後の莊園の起源となるのである。

土地に課する税を租といひ、一段に對し二束二把の定であるから一段の收穫五十束に對して約千分の四十四に當る。租稻の一部は都に送るが、多くは地方の倉に納め、出舉すまこと稱して人民に貸し、利を計つた。初めは勸農賑恤の意味で、春貸し、秋の收穫を待つて納めしめ、利は半倍以下であつたが、後利を得るが主となり、却つて人民の苦痛となつたから、或は利を減じ、養老六年正税以外は三割に減ぜらる又大赦の際にそれを免除することも屢あつた。

調は絹は八尺五寸、綿は一斤、布は二丈六尺で、これに副物そもの一三十分として紙・油・染料等を出すのである。庸は年十日の賦役で、これに代ふるに布は二丈六尺である。賦役三十日に及べば、租調を免せら

れる。調庸を負担するを課口といひ、次丁即ち老男・殘疾は正丁の二分一、中男は調のみ四分一を課せられ、共に副物は無い。皇親八位以上、五位以上の子、三位以上の父・祖・兄・弟・子孫、者・少・黃、廢篤疾、女子、賤民は不課口である。又畿内の民は庸を免せられ、調を半減せられた。

兵は全國壯丁の三分一を取り、多丁を先にし、富家を先にする。但五位以上の父子、八位以上の嫡子、官人・學生・孝子・廢篤疾はこれを免ずる。これ等の兵士は各地に軍團を組織し、出征の際は三千人を一軍として將軍を置き、三軍に大將軍を置く。都の守備には衛門・左右衛士・左右兵衛の五衛府・右馬寮・左右兵庫寮を置いたが、後五衛府は左右近衛・左右兵衛・左右衛門の六衛府となつた。近衛府は朝廷の親衛であるから特に有位者及び郡司の子弟を以て近衛とするが、其他は各地の軍團から一年交替に勤番するので、これを衛士といふ。後には三年交替又筑紫の邊を守るに各軍團から派するを防人といひ、三年交替であるが、多く東國の兵を用ゐた。「鳥がなく東男のつま別れ悲しくやありけむ年のを長み大伴一家持はこのためである。當時は原則として兵器・糧食共自辨であつたから、衛士・防人共に頗る苦んだものであつた。關所も軍團の兵で守るので、伊勢の鈴鹿、美濃の不破、越前の愛發の三關の如きは畿内の周圍に於ける最重要な關門であつた。

寺院僧尼は治部省立蕃寮の支配であるが、僧侶中から僧綱そうかう即僧正・僧都・律師各一人を推舉せしめて、

徵兵制  
軍團  
五衛府  
防人  
三關  
僧尼

その自治に任した。僧尼は調庸を免せられ、還俗苦使の外の刑なく、特殊な待遇を受くるものだから、治部省より度牒を得て、初めてその資格を生じ、私度は許されない。寺院以外で衆を集めて法を説き、吉凶を語つて百姓を惑はし、土地財物を得、僧尼相交る等は何れも嚴禁せられてゐた。

司法は輕罪は地方官、重罪は太政官にて決し、刑部省これに當る。拷訊は二百杖三度に限り、不理狀を得て控訴することを許し、郡司・國司・太政官・上奏まで及ぶことが出来る。刑は五種二十等で左の如くである。

笞	十 <small>贖銅一斤</small>	二十二斤	三十三斤	四十四斤	五十五斤
杖	六十六斤	七十七斤	八十八斤	九十九斤	百十斤
徒	一年二十斤	一年半三十斤	二年四十斤	二年半五十斤	三年六十斤
流	<small>近越前百斤 安藝</small>	中 <small>信濃百二十斤 伊豫</small>	遠 <small>伊豆・安房・常陸 百四十斤</small>		
死	絞	斬	共二百斤		

笞・杖は共に細木三尺五寸であり、徒は官役に使ふ。家に兼丁のないものは一年百二十杖、一等毎に二十杖を加へて徒に代へることが出来る。流以上は重罪で終身歸るを許さず、配地で一年苦役に従はしめる。妻妾は隨行せしめ、父祖子孫は隨意、家人は隨ふを許さない。死罪は大辟で、三覆奏の後に行ひその日音楽を停止する。五位以上は自盡を許し、七位以上及び婦人は隱所で絞する外は、人の集まる

贖銅、官當

市場で刑を行ふ。官位ある者や、老幼疾病者は銅を以て罪を贖ふことを得る。これを贖銅といふ。官位あるものは官當として官を以て罪に當てることが出来る。

八虐

罪の最重いは八虐で、謀反・謀大逆・謀叛・惡逆・不道・大不敬・不孝・不義を言ふ。何れも國家・皇室・

六議

神祇・親・主・師等に對するもので、斬・絞・流・徒等に當たる。又六議として、八虐以外の罪には親・故・賢・能・功・貴に當たるものは罪を減するので、皇親・賢能・功勞あるものを重んじたものである。これ等は何れも唐律と殆同じで、八虐・六議は彼の十惡・八議を減じたものであるが、刑の適用は彼に比して頗る輕くなつて居る。

親族法

更に律令の規定の社會制度に及ぼした影響を見るに、古來社會組織の基本となつて居た氏は、法制上全く認められず、親族も父母・養父母・夫・子女・養子の一等親・祖父母・嫡母・繼母・夫の父母・伯叔父・姑姉妹・兄弟姉妹・妻妾・子の婦・孫・姪兄弟の子の二等親以下、妻妾の父母・玄孫等の五等親までに定められた。婚姻は男子十五歳女子十三歳以上で、尊族親の同意を得、普通家長が主婚としてこれを行ふもので、結婚以前に通じたものは、後に暴露しても離婚せしめる。良賤の間は勿論、賤民の中にも異色の結婚は許されない。唐の同姓を娶るの禁は取らなかつたが、七出三不出はそのまゝ採用せられて、妻五十歳に及んで男子を擧げざるもの、姪洩なるもの、舅姑に事へないもの、口舌・盜竊・妬忌・惡疾

婚姻法

七出三不出

相續法

即癩病の際は妻を離別し得るが、舅姑の喪三ヶ月に服したものの、娶る時賤くして後貴くなつたもの、及び歸る所なきものはこれに相當しても離別し得ない。但この三不出の場合も義絶尊屬の殺傷毆罵等淫洩・惡疾はその限でない。これに對して妻から離婚を請求し得るは、夫が逃亡して二年子あるも三年歸らないか、夫が義絶を犯した場合に限る。男子と雖も重婚は禁せられて居るが、徒一妾は認められて居るから、その子にも嫡庶の別があり、家督相續に於ても、嫡子嫡長子を第一とし、それより嫡孫嫡長孫嫡子の同母弟、庶子、嫡孫の同母弟、庶孫の順位であり、三位以上遺産相續も、遺言なき場合は功田功封は諸子に均分し、その他は妻及び嫡子は二、庶子は一、未婚の女子、及び妾は半分の比で分配せられる等の別があつた。養子は男子なき場合、四等親以内で、十五歳以下年齢親等の相當なものに限つて許されるので、養子の定まつた後生れた嫡子は庶に準ずるのである。

養子

女子の地位の低下

以上の親等の關係や、離婚の條件を見れば、女子の地位が著しく低下して男女の不平等が甚しくなつた事は争はれない所で、これは儒教思想による唐制模倣の結果に外ならぬ。口分田や遺産相續に於てもこの傾向が見られるが、これ等が唐制では普通女子に全く與へられぬことを思へば、猶女子の地位の男子と大差なかつた我古風の遺存と見るべきであらう。

孝道の尊重

儒教に於て諸徳の大本とせられた孝道の重視も著しく制度の上に見え、八虐の中惡逆祖父母、父母を毆打謀殺したもの

不道祖父母、父母を殺及び不孝祖父母、父母を告訴、呪詛、罵詈したるもの、祖父母、父母存生中恣に籍又は財を別にしたるもの、祖父母、父母の喪中に婚姻音楽等したるもの、祖父母、父母の喪を匿し、又は死んだと詐つたもの、の三つが祖父母・父母に對するものであり、祖父母・父母の老疾を看護すべき二等親がない時は重罪のものも家に留まるを許し、孝子には兵役・調庸等を免じてこれを表旌した。これ我國に於ても古來祖先を崇め、父祖を敬ふことが、一般に行はれて居たためではあるがそれが制度として定められたのは唐の法制に基くものである。

大寶律令の性質  
律令の變遷  
公家階級の成立

律令は母法たる唐律令の繼承ではあるが、律は些少の修正を加へたに過ぎないけれども、令は我國情を斟酌し、且完成迄の間の經驗によつて取捨選擇せられた點が多く、母法よりも簡約にして統制に便し、一層進んだものであり、又明治以前に比を見ない整備したものであつた。然し法の整備したこと、外來法の繼承であることは、共に改廢の必要の起る所以で、この後官制に於ては、既に文武天皇の朝に中納言が出来、光仁天皇の朝に内大臣が設けられたのを初め、令外官が續々出来、又類聚三代格に見る様に格文の盛に出たのもこのためである。さはれその根本は永く生命を有して、政治法制の基礎となり、これが運用に任じた官吏は、公家なる一官僚階級を形成して、政權を專にすることとなつた。一般人民から官吏を登用するは皆無でないにしても、殆有名無實で、王侯將相何ぞ種あらんやの支那に比して甚不十分であつたことは、公家階級成立の主因であつた。而して公家階級の中心として、最

後の勝利を得たものが、律令の撰者たる鎌足不比等の子孫である藤原氏であつたことも自然の數である。

勅旨云々  
年月日  
中務卿位姓名  
大輔位姓名  
少輔位姓名  
奉<sub>レ</sub>勅旨<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>右符到奉行  
年月日 史位姓名  
大辨位姓名  
中辨位姓名  
少辨位姓名

太政官謹奏  
其司位姓名等解狀云々  
謹以申聞謹奏  
年月日  
太政大臣位臣姓  
左大臣位臣姓  
右大臣位臣姓  
大納言位臣姓名  
奉<sub>レ</sub>勅依<sub>レ</sub>奏  
大納言位姓名

式部省解申其事  
其事云々謹解  
年月日 大錄位姓名  
卿位姓名 大丞位姓名  
大輔位姓名 少丞位姓名  
少輔位姓名 少錄位姓名

太政官符其國司  
其事云々符到奉行  
大辨位姓名 史位姓名  
年月日 使人位姓名  
鈴剋  
(勅・奏・解・符式)

## 第十二章 奈良朝の政治外交

文武天皇  
以後の皇  
位繼承

文武天皇以後皇統の繼承を見るに、天皇崩御の際皇子未だ七歳であり、夫人は藤原不比等の女宮子であつたから、母后で天智天皇の皇女たる元明天皇が位に即かれ、天皇の老後は皇女元正天皇が代られて、皇子の成長を待たれ、その二十四歳に達せらるゝに及んで御讓位になつた。これ即聖武天皇である。天皇には皇子御座さず、皇后は藤原不比等の女光明子であるため、皇女孝謙天皇が繼がれ、次いで文武天皇の孫淳仁天皇に御讓位になつたが、その廢せられるや、孝謙天皇重祚せられ、稱徳天皇といふ。茲に文武天皇の系統絶えて、天智天皇の孫で施基皇子の子である光仁天皇が立たれた。元明天皇から光仁天皇まで七代七十餘年間、都が奈良にあつたから奈良朝といふ。聖武天皇の御治世二十五年はその真中で、又最盛期であつた。

歴代遷都  
の原因

古來我國では遷都が頻繁で、歴代都が變るのみでなく、一代中にも數度遷都せられたことがある。これは死穢を忌み、先帝崩御の地で新帝の即位せらるゝを喜ばないこと、母子が父と同居しない風が多いため皇子の住所が新都となるといふ關係もあり、建築の進まぬ時だけに、一代の間に家屋が腐朽したらしいことは伊勢神宮の二十年造替でも察せられるから、その度毎に舊地を去つて別に新地に皇

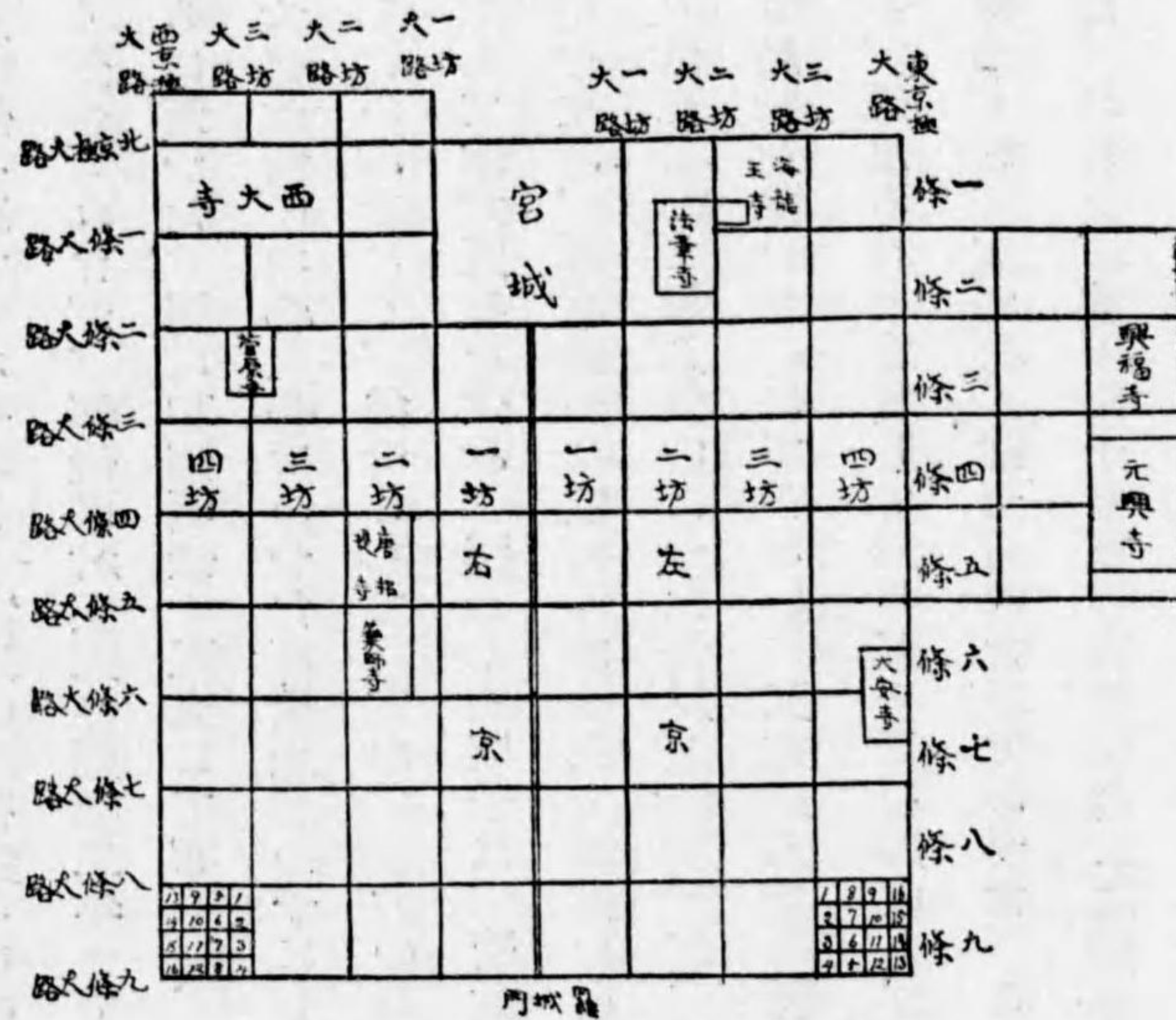
都城の發  
達と固定  
の傾向

居を營まれたと思はれる。後世と違ひ、大規模な政府や都市がある譯でもないから、事は手輕であり、場所も特殊の事情の外は、大和平野の南隅である畝傍・耳梨・香久三山の邊、大和川の上流地方を出て居ないのであつて、遷都といふよりは遷宮と言ふが適はしい位であつた。然し大陸の文物制度も入り、支那朝鮮の使節も來る様になり、中央集權の結果、政治機關も擴張せられて來ると共に、都城も自然大規模となり、遷都も困難となり、不必要となり、固定的になるのは當然である。孝徳天皇の長柄豐崎宮、齊明天皇の後飛鳥岡本宮、天智天皇の志賀大津宮等、何れも唐制によつて條坊があり、左右兩京に分けられ、持統天皇の藤原宮の如き殿舎も瓦葺で、規模も頗る整つた様であり、且それ等の遷都が何れも特殊な政治上の理由に基いて起つて居るのはこのためである。奈良奠都はその完成期に達したもので、文武天皇の朝大寶律令の制定と共に定つたのが、元明天皇御即位と共に實現せられたものである。これは主として藤原不比等の畫策した所で、飛鳥の舊勢力を脱すると共に、土地廣濶で、大規模な都城を經營するに適し、且三面山に圍まれ、南一方が開けて、天子南面の支那思想にも合ひ、又北は山城を経て東海道・東山道に通じ、南は大和川に沿うて茅渟海に出づる交通の便ある地として奈良を選んだものと察せられる。即ち和銅元年萬古不易の都城經營の詔が出で造營に著手せられ、三年に略成つて新都に遷られた。これを平城京といふ。

奈良奠都

平城京は唐の長安京によつたもので、中央に朱雀大路が南北に通つて左右兩京に分かれ、東西に通つた大路で九條に、南北に通つた大路で左右各四坊に分かれる。各坊方一里、今の五町全京城東西八里、約四町南北九里約四十町に互る大都城である。周圍に羅城があり、朱雀大路の南端が羅城門である。宮城は北端の中央四坊を占め周圍に墻壁があり、朱雀大路に通ずる南方朱雀門以下十二門を開く。中央に内裏があり、その南に南苑、東南に朝堂院がある。内裏は皇居で大安殿・中安殿・内安殿等があり、南苑は宴會場である。朝堂院は大禮を行ふ所で、正面に高御座のある大極殿があり、左右に東西樓があり、その前に公家の列する南庭十二堂及びその控所たる朝集殿がある。長安京に比し規模は四分一に過ぎないが、條坊の大きさが彼の不同に反し一定せること、我朝堂院に當たる彼の大明宮が京外にあり、且南庭十二堂・朝集殿を缺く等を見れば、形式に於ては一層整備して居る。

都城造營と共に元興寺・大安寺・藥師寺・興福寺等飛鳥附近の寺院の移轉せられたものも多く、官人の邸宅も五位以上は瓦を葺き、丹塗にすることとなつたから、實に「青丹よし奈良の都は咲く花の匂ふが如く」盛觀を呈し、京師は帝王の居、萬國の朝する所、莊麗ならざれば徳を表はすに足らずとの趣旨も、立派に具現せらるゝこととなつた。然しかゝる大規模な全京城に、人家が櫛比するに至つたとは思はれない。然も遷都の風は猶全く止まず、聖武天皇は更に山城今に恭仁及び紫香樂しがらきに遷都を試みられ



第八圖 平京城條坊圖

じた。これが和銅開珎で、唐の開元通寶により徑八分、重一匁である。初めは人民がこれを喜ばな

たが、人民の反對のため中止された。

都城の完成と同時に貨幣の使用を見たのは、經濟發達の上に興味深いことである。古くは物々交換と共に稻布等が交換財として行はれたと思はれるが、大陸交通の結果貨幣の輸入せられたことも古くからあつたらしい。然し銅の産出の乏しいのと、商業が大和海柘つばき榴市のいちといふ如き市場で行はれる幼稚な状態であつたため、我國で鑄造して一般に用ゐるには至らなかつた。所がこの頃銅や銀の産出が増し、元明天皇元年には武藏の秩父より和銅を獻じたから、年號を和銅と改め、鑄錢司を設けて銅錢銀錢を鑄さしめ、諸國にも鑄錢を命

貨幣通用の奨励

つたから、詔を出だして通用交易の利を説き、蓄錢十貫につき一階の敘位を令し、俸祿に錢を交へ、調庸は錢を以てするを許し、富民に米を賣らしめて、旅人は米を携ふるの勞を省かしめた。銀錢は程なく禁せられたが、銅錢は村上天皇天德二年まで十五種に及び、所謂皇朝十二錢畿内地方では漸次盛な流通を見るに至つた。因に和銅頃錢十五文にて布一反、米四斗五升の價であつたといふ。

藤原不比等

大化改新の中心人物であつた藤原鎌足の子として生まれた不比等は、律令の撰修・平城奠都の大業に參したのみでなく、後妻として、宮中に勢力のあつた橘三千代を娶り、その女宮子は、文武天皇の夫人として聖武天皇を生み、同じく光明子は、聖武天皇の夫人となつたが更に皇后に冊立せられて孝謙天皇を生み、藤原氏が皇室の外戚として政權を占むる端を開いた。皇后冊立に先立つて、文武朝以來の左大臣として最人望のあつた長屋王天武天皇の孫が、謀反の名によつて族滅せられたのも、藤原氏に取つて邪魔物を除いたのにすぎない。又文武天皇の朝に藤原朝臣は不比等が繼ぎ、他は中臣の舊姓に復せしめ、鎌足の功を追賞して封戸五千戸を賜はり、元正天皇の朝に彼の薨後養老四年六十二歳、太政大臣正一位を追贈せられ、文忠公と諡せられた程であつた。この勢で進めば奈良朝に於て藤原氏は全盛を極むる様に思はれたが、彼の四子南家の武智麻呂・北家の房前ふささき・式家の宇合うまかひ・京家の麻呂が、天平九年に疫瘡と外征によつて同時に歿したため、茲に一頓挫を來たした。橘諸兄・吉備眞備・僧玄昉等が重用せられて勢

藤原氏の頓挫

橘諸兄

力を得たのは、これに乗じたものと言ひ得る。橘諸兄は三千代が敏達天皇の曾孫美努王に嫁して生んだ所で、初葛城王と稱したが、橘宿禰の姓を賜つて臣籍に入つた。天平十年右大臣に任じ、同十五年左大臣に進み、聖武天皇の後半から孝謙天皇の朝に互つて勢力を振つた。天平十三年の恭仁遷都の如きは彼の議になり、藤原氏の勢力を張つてゐる奈良を去るためであつたとも思はれる。眞備・玄昉は共に在唐十九年で、天平七年に歸朝したもので、眞備は博學を以て聞え、制度・軍學・曆算等に通じ、政事軍事にも功多く、稱徳天皇の朝右大臣に至つた。玄昉は唐でも玄宗に敬重せられ、准三品に敘し紫衣を賜つたが、歸朝後藤原太夫人宮子の病を看して效あり、僧正に任せられたのみならず、唐に倣ひ宮中に内道場を設けられてこれに住し、三寶興隆に與つて力あつた。續紀の「皇太夫人爲沈幽憂久廢人事、自誕天皇、未曾相見、法師一看、惠然開晤、至是適與天皇相見、天下莫不慶賀」の誤讀から、宮子との間を疑はれたのは冤罪である。宇合の子太宰少貳廣嗣は眞備・玄昉と相納れず、上書してこれを除かんことを請ひ、納れられざるため、天平十二年太宰府によつて兵を擧げ、敗れて誅せられたが玄昉も後榮達の餘沙門にあるまじき行ありとて、筑紫造觀世音寺別當に貶せられた。

吉備眞備 玄昉

藤原廣嗣

藤原仲麻呂

孝謙天皇の朝には南家の武智鷹の子仲麻呂寵を專にし、聖武上皇の定めて置かれた皇太子道祖王天田部親王の子を廢し、大炊王舎人親を擁立し、諸兄か上皇に不禮であるとして失脚せしめたため、その子橘



僧道鏡

仲麻呂の  
叛

稱徳天皇  
と道鏡

藤原氏の  
道鏡排斥

光仁天皇

奈良麻呂等は廢太子を奉じて兵を擧げんとしたが、事洩れて失敗し、却つて仲麻呂の反對者を一掃する機会を與へ、兄豊成さへ太宰員外帥に貶され、眞備も一時地方へ追はれた。大炊王即淳仁天皇御即位と共に仲麻呂の勢力は絶頂に達し、太政官を乾政官、三大臣を太師・太傅・太保とする等官制を改め自ら正一位太師の極位極官に上り、上皇から惠美押勝の名を賜つた。美名を喜ぶは唐風の模倣で、聖武・孝謙の如きも生前に上られたのである。然るに河内の僧弓削道鏡が内道場に入り、上皇の病を看してより寵任益深く、天皇の諫言も拒まれ、仲麻呂の彈劾に激怒して出家せられた。仲麻呂は自安せず、先畿内・三關等の兵事都督を兼ねて兵を擧げんとしたが、事現はれて準備ならざるに兵をうけ、敗れて誅せられ、五十淳仁天皇は淡路公に貶せられて自殺せられた。茲に於て孝謙上皇は重祚して稱徳天皇となられ、出家の天皇には出家の大臣が相當とて、道鏡を大臣禪師とし、次で太政大臣禪師に上せられた。かくて上古の祭政一致は、今や佛教との政教一致となり、造寺造佛が朝政の要部となり終に道鏡は法王位を授けられて威儀天皇に擬し、百官その前に跪拜して全く活佛の觀を呈した。茲に於て藤原永手・百川等の暗中飛躍となり、神護景雲三年宇佐の神宮習宜阿曾麻呂は八幡の託宣として、道鏡に位を讓られたならば天下泰平であらうと奏して、彼の非望を煽動し、和氣清麻呂がこれを斥いて、天皇の御戒心を促し、天皇崩御と共に、天智天皇の孫光仁天皇を擁立して道鏡を下野造薬師寺別

道鏡の非  
望

蝦夷征伐

當に貶し、政教一致の齋らした宮廷の積弊を一掃したのである。天皇を唐の則天武后に擬し、淳仁天皇を中宗、永手・百川を狄仁傑・張柬之、押勝・道鏡を張易之・張昌宗に比し、「道鏡法師與皇后同枕交通天下政相攝」日本靈異記といふに至つたのは妄誕に過ぎない。假令藤原氏の政策的煽動に乗つたとはいへ、非望を抱いたのは驚くべきで、このため彼を以て天智天皇の孫とする説も起るのであるが、この道鏡皇胤説はその根據極めて薄弱であるのみならず、假令近き皇胤としても既に臣下に降つた以上、その非望が許すべからざる大罪たることは變はない。

奈良朝の政治は佛教を中心とした文化の移入が要部を成したが、元氣に満ち氣魄に富んだ時代だけに、外部に對する活動も頗積極的であつた。蝦夷に對しても、屢兵を出して經略の歩を進め、和銅五年には陸奥の最上・置賜二郡を割いて出羽の國を置き、神龜元年に蝦夷の叛いた後には藤原宇合・小野牛養を陸奥出羽に遣して之を討たしめた。大野東人が多賀城を築いて鎮守府を設け、次いで陸奥・出羽の連絡を計つたのもこの頃である。多賀城はこれより久しく陸奥經營の中心となつた。この間屢諸國から數百戸・數千人の良民・浪人を陸奥・出羽に移して拓植に當て、又歸服した蝦夷を諸國に移して同化を計り、或は位を敘し、或は朝堂に饗し等して優遇した。然しその經營は出羽方面は御物川に及んだに反し、陸奥方面は今の陸前地方を從へたに過ぎなかつた。

隼人の平定

九州南部に據つてゐた隼人は、勢力蝦夷に比すべくもないが、大寶二年叛いて討伐のことあり、和銅六年には日向の一部を割いて大隅國をも置かれたが、養老四年隼人復叛いて大隅守陽侯麻呂を殺したから、大伴旅人を大將軍として根本的に討ち平げしめた。この結果隼人の叛亂は全く絶え、班田の制もこの地方まで行はるゝこととなつた。

琉球

南島即琉球の歸服も、推古天皇の御代掖玖人來朝を初見とするが、この頃になつて朝廷より宰人を遣され、朝貢も絶えず行はるゝに至つた。

新羅の朝鮮半島統一

朝鮮半島では高麗・百濟の唐に併せられたに拘らず、新羅は却つて其後唐の内訌に乗じ、高麗の遺民を煽動し、百濟の故地を蠶食して、唐の勢力驅逐に努め、遂に唐をして平壤に置いた安東都護府を遼東に移すを餘儀なくせしめ、半島の大部分を統一した。これ土地東南に僻在して支那の勢力に曝露せず、國民武勇に富み、且韓人のみの國で團結の強固であつたためである。かくて朝鮮は初めて統一せられ、唐の文物宗教を用ゐて文化も發展し、國民性も成立するに至つた。新羅は我國には依然使節を送り、我よりも使を遣したが、彼が通聘の式によらんとし、我が何所までも藩屬入貢の禮を取らしめんとするため、時々衝突を生じ、聖武天皇の頃には彼の無禮を責め、征討の議も起つた程であつたが實行せられず、依然通交は續いた。

新羅の入貢

渤海の入貢

新羅が朝鮮の全部を併せるに至らなかつたのは、滿洲から朝鮮の北部に亙つて、靺鞨族の粟末部に大祚榮が出て勢力を張り、唐の玄宗から渤海郡王に封せられて渤海國を起したからである。唐は北方の黒水靺鞨や新羅と結んで渤海に當つたから、武藝王は活路を我に求め、聖武天皇神龜四年以來屢使を遣して、貿易の利と文物の移入に努めた。彼は都東京城から彈春を経てボシエツト灣より船に乗じ、日本海を横切つて我國に來た。我國よりは太宰府に來ることを命じて、多くは山陰北陸又は出羽等に著いたのは、海流の關係であらう。彼は表を捧げ、貢を奉り、その態度の常に從順であつたのは、通交の必要の切であつたためである。我朝廷も彼の使に位を授け、物を賜はつてこれを優遇せられた。

遣唐使節

粟田真人

唐との通聘は、文武天皇大寶二年粟田真人の遣唐使として入唐してより復活せられたが、真人が學問に長じ、容止溫雅であつたため、唐でも、君子國の稱の偽でないを認めたといふ。元正天皇靈龜二年には多治比縣守が押使となり、阿倍仲麻呂・吉備眞備・僧玄昉等が留學した。聖武天皇天平四年には多治比廣成が大使となつて行つたが、時の玄宗の勅書に「勅日本國王主明樂美御徳」と書いてゐるので、彼の尊大な態度が思遣られる。孝謙天皇天平勝寶四年藤原清河が大使、吉備眞備・大伴古麻呂が副使として入唐した際、玄宗はその儀容を稱して君子國となし、清河・眞備の像を畫かした。天寶十二年我天平勝寶五年元旦の朝賀に、我を西畔第二吐蕃の下にし、新羅を東畔第一大食國の上にしたから古麻

藤原清河

阿倍仲麻呂

呂は我藩臣たる新羅を、我より上位におくを詰り、遂に新羅とその位置を代へしめた。清河はかく國威を宣揚して、在唐三十八年の仲麻呂と共に歸途についたが、不幸にして彼等の乗つた第一船は安南に漂流し、艱苦をなめて唐まで歸つたが遂に歸朝の機を得ずして客死した。仲麻呂は李白・王維等の大詩人と交り深く、其作は唐朝に喧傳せられ、唐朝に於て光祿大夫兼御史中丞に任じ、北海郡海國公に封せられた程で、我朝廷でもその訃音に接するや、遺族に緇綿を賜ひ、正二位を贈られた。又光仁天皇寶龜六年には、佐伯いままみし今毛人が大使として入唐してゐる。

遣唐使の航路

當時の航路を見るに、難波の三津崎から筑前博多に行き、古くはこれより壹岐・對馬を經、新羅・百濟の海岸を北上し、渤海を渡つて山東の登州・萊州邊に上陸し、陸路長安に向つたが、大寶復活以來は肥前の值嘉島に出で、支那海を横切つて楊子江口に著き、これより運河で汴に達し、上陸して長安に向ふこととなつた。前者を北路又渤海路といふ。かく變化したのは北路は朝鮮の教導によつたためであつたが、その必要もなくなり、海路及び陸路の短くて最安全な運河を利用し得る南路を取ることもなつたのである。船は四艘であるが、支那海の風波のため漂流覆没することも珍しくなく、全く命懸の仕事であつたに拘らず、屢使を遣され、その他にも往來の頗盛であつたことは、當時の國民の如何に進取的で、大陸文化の移入に熱心であつたかを想見せしむるものである。

遣唐船

### 第十三章 奈良時代の文化

唐文化の影響

支那は古來東洋文化の源泉であると共に中心的勢力を維持し、自ら中華中國と誇稱して來た程であるが、固有の文化に加ふるに東西文化の粹を以てし、集大成すると共に、その威力を最廣く且長く及ぼした最盛時代は唐代で、有ゆる意味に於ける支那民族の空前絶後の極盛期であつた。この唐の文化の影響を受けたのは、我國では大化改新から平安朝の初期まで、我國は久しく支那を文化の母と仰いだけれども、この間は最影響の甚しかつた時で、謂はゞ支那文化圏の一部を成した時代であつた。今はその前期といふべき、大化改新から奈良朝末までの文化の一般を記さう。

隋唐の佛教

佛教に於ても隋唐は極盛期で、造寺・造佛・石經の盛はいふまでもなく、名僧輩出し、印度西域の佛典は殆悉く將來翻譯せられ、三論・天台・法相・華嚴・律・淨土・禪・密教等の諸宗は、大成又は傳來せられ、佛教の中心はもはや印度を去つて支那に移つた有様であつた。我國に於てもこの影響を受け、佛教は外來文化の中心として、朝廷に於ても獎勵の盛なこと前後に比なく、政治の大部分を占めた程であつた。

中臣氏の排佛主義

大化改新に際し蘇我氏に代つた中臣氏は從來の排佛主義をすて、保護獎勵に努め、十師を定めて僧

聖武天皇

國分寺  
國分尼寺

侶の教導に當たらしめ、寺の造營を企て、果さないものは朝廷から助成されることを令した程で、攘夷論を以て幕府に當たつた長州が、王政復古と共に開國進取に豹變したと同一轍であつた。復古的傾向の天武天皇すら家毎に佛を祀るを令せられ、且使を諸國に遣して金光明經を説かしめられ、全國へ普及する端を開かれたが、聖武天皇に至つては、遂に國分寺の造營を見るに至つた。天皇は初め國毎に金光明經十卷を分かち、又釋迦佛像一軀、挾持菩薩像二軀を造り、大般若經を寫すを令せられたが、天平十二年には、國毎に法華經十部を寫し、七重塔を建てることを令せられ、同十三年に國毎に僧寺尼寺を造り、僧寺は金光明四天王護國寺、尼寺は法華滅罪寺と稱し、金光明最勝王經・法華經各十部を寫して安置せしめ、僧寺には七重塔を建て、天皇親ら金光明最勝王經を寫して、こゝに納められた。これ隋の文帝が各州に一塔を建てしめ、唐の則天武后が、兩京各州に大雲寺玄宗後に開元寺と改むを置いたのに倣つたもので、僧寺には二十僧を置き、封戸五十戸、田四十町を寄せ、尼寺には十尼を置き、田十町を寄せられた。之には前からあつた寺塔を當てたのもあり、完成の後れたものもあつて、必ずしも同時に出來たのではないが、遅くも奈良朝末には完備したと思はれる。不幸にして今日一もその伽藍の存するものはないが、礎石・瓦等の遺物によつて、何れも規模の宏大であつたことが想見せられる。

東大寺

都の所在地たる大和の國分寺は東大寺で、國分尼寺は法華寺であり、東大寺の本尊としては盧舍那

大佛の鑄造

大佛の供養

大佛殿

皇室と大佛

佛の大銅像を鑄造せられた。天平十五年三寶の威靈により、天下を泰平ならしめんため、この大願を發することを宣せられ、「夫有天下之富者朕也、有天下之勢者朕也、以其富勢造此尊像、事之易成心之難至」とて萬民の心よりの助成を求められた。天平十九年著手せられてより、或はこのため近江紫香樂に離宮を營み、或は塗料の黄金が陸奥から出たとして天平感寶と改元あり、國守百濟敬福は從三位に敍せられ、「すめらぎの御代榮えんと東なる陸奥山に金花咲く」大伴家持と詠せられた程で、八度の改鑄を経て、孝謙天皇の天平勝寶四年皇紀一四二二年即佛教渡來以後正に二百年に、開眼供養が行はれた。像文武百官と共にこれに臨まれ、一萬の僧これに列し、伎樂歌舞數を盡し、未曾有の盛觀を呈した。像は高さ五丈三尺五寸、臺座一丈八尺、金堂は重層十一間七面、高さ十五丈六尺、一千三百十五坪で、七堂伽藍これに相應し、莊麗無比の大道場を現出した。今日の佛像殿堂は再度の兵火を経て初の壯觀を見るべくもなく、金堂は三分二に狹められて居るが、猶銅像及び木造建築としては世界最大の地位にある。聖武上皇が「若我寺興復、天下興復、若我寺衰弊、天下衰弊」と仰せられた程で、我國家の盛運を示す表象であつた。當時朝廷の佛教に對する尊信は、金光明最勝王經の所説の如く、これにより四天王の加護を受け國家の安泰萬民の福利を期せんとせられたので、聖武天皇が天皇として初めて出家して勝滿と稱せられ、盧舍那佛に向ひ、「三寶乃奴止仕奉流」天平勝寶元年詔と宣せられたのも、かく考ふれ

ば「あまりにあさましくかなしく、讀みあげ奉るもいとゆるしく畏ければ、心あらん人は目を塞ぎて過ごすべくなん」本居宣長とまで難する程ではない。

寺院の數

當時の寺院は、京内にて天武天皇の時二十四寺といひ、養老四年には京内四十八寺と稱せられたから、持統天皇の七年に五百四十五寺を算せられた全國では、非常な數に上つたことと察せられる。平

七大寺

城京にては飛鳥の故京より移された興福寺・大安寺・元興寺・藥師寺と、新に出來た東大寺・西大寺稱徳天皇勅願及び京外の法隆寺を七大寺とし、更に大和の弘興寺・攝津の四天王寺・近江の崇福寺を加へて十

大寺と稱し特に重せられた。其他大和の長谷寺・法華寺・新藥師寺・唐招提寺・近江の梵釋寺、山城の神護寺、筑紫の觀世音寺、下野の藥師寺等著名であつた。

佛教の宗派

三論宗

佛教に宗派の明に見ゆるもこの頃が初めて、三論・成實・法相・俱舍・華嚴・律等行はれ、これを南都六宗と謂ふ。三論宗は中論・十二門論・百論の三論を所依の典とし、隋の吉藏嘉祥大師の大成したもので、高麗の僧惠灌が吉藏について三論を學び、これを朝鮮に傳へたと共に我國にも來朝し、孝徳天皇朝にこれを講じたのが初傳である。その後知藏・道慈等更に入唐してこれを傳へ、大安寺流・元興寺流に分れた。成實は小乗教で三論の附宗たることと漢共に同じである。法相宗は唯識論によるもので、玄奘が印度より傳へ、唐初に最盛であつたが、我道昭は孝徳天皇の朝入唐して玄奘について法相を傳

成實宗  
法相宗

俱舍宗

華嚴宗

へられた。その後智通・智圓等又入唐してこれを傳へたが、南寺即元興寺と北寺即興福寺との二傳となつた。元興寺智鳳の門に義淵僧正が出て、天智天皇以來七代の尊信を受け、學徳一世に高く、その門に玄昉・良敏・道鏡及び三論の道茲・華嚴の良辨等を出した。北寺の傳を受けた行基は民衆の教化と社會事業に於て比類ない功業を現はし、大僧正に任せられ、菩薩と呼ばれた徳望家であつた。俱舍宗は法相と同じく玄奘によつて傳へられ、その附宗である小乗教である。華嚴宗は華嚴經に依り、唐の法藏賢首大師の大成した大乘圓教で、新羅の審祥が法藏の門に學びて後來朝し、良辨の招請によつて華嚴經を講じたのが我國に於ける起源である。良辨は東大寺の最初の別當で、その盧舍那佛は華嚴の本尊であり、此所に恒説華嚴殿の額が掲げられた。

律宗

律は僧の行爲の規定として如何なる宗派にもあるが、これを授くる作法羯磨が發達して一宗をなしたものが律宗で、小乗の四分律によるのである。後魏の惠光によつて大成されたのを、唐の道宣が更に大乘法相の理で解釋したのを南山律といふ。我國に於ては善信尼の百濟に留學して律を學んだのが初見であるが、その儀式の完備したのは孝謙天皇朝唐僧鑑眞の來朝による。彼は東渡を企て、から十數年風波の難に苦しめられ、失明するに至つたが、遂に十四人の弟子と共に來着し、勅命によつて東大寺の大佛の前で、戒壇を設けて、聖武上皇以下四百餘人に授戒した。後東大寺中に別に戒壇院が出來、

鑑眞の來朝

宗派別の  
不徹底  
外來僧

國家的佛  
教

淺薄な信  
仰

社會事業

光明皇后

下野の薬師寺・筑紫の観世音寺にも戒壇が出来、天下三戒壇と稱せられたが、鑑真は唐招提寺に退き大和上の稱號を賜はり、一代の尊信を受けた。六宗以外にも天台・眞言・禪・淨土の思想も入つて來たが未だ一宗として認められるに至らなかつた。六宗と雖僧侶の専門の差に過ぎず、一寺一僧必ずしも後世の如く一宗に限らず、兼修が多かつたのである。かく佛教が隆盛であつたため外來僧も多く、以上の外大佛開眼の導師を勤めた婆羅門僧正菩提仙那の如き印度僧も、林邑の佛哲と共に來朝して居る。當時の佛教は謂は、國家的佛教で、主として國家の力で興隆せられ、寺は主として政府に依つて建立せられた官寺であり、僧侶は天下太平、國利民福を祈るのが第一の務であつた。されば形式の整備は前後に比なく、伽藍殿堂の莊麗儀式の盛大等、驚くばかりであつたが、その短所は淺薄な現世利益の祈禱佛教に墮し、講經は諷誦となり、徒に多數の僧を請じ莊嚴な法會を營むことにのみ努め、眞の信仰は却つて忘れらるゝ有様であつた。何の省察もなく、支那に行はれてゐる宗派が受入れられ、而して寺にも僧にも宗派の別が明確でなかつたのも、その教理が彼の心生活に眞に生きて働かず、唯智識として學ばれたに過ぎないためである。

佛教の國家的現實的性質は佛徒の社會事業を盛にする上に効果があり、又神佛習合の機縁ともなつた。光明皇后は施薬院・悲田院を設けて、貧者病者を救はれたが、行基の如きは足跡全國に遍く、至る

行基  
神佛の習  
合

佛教と美  
術

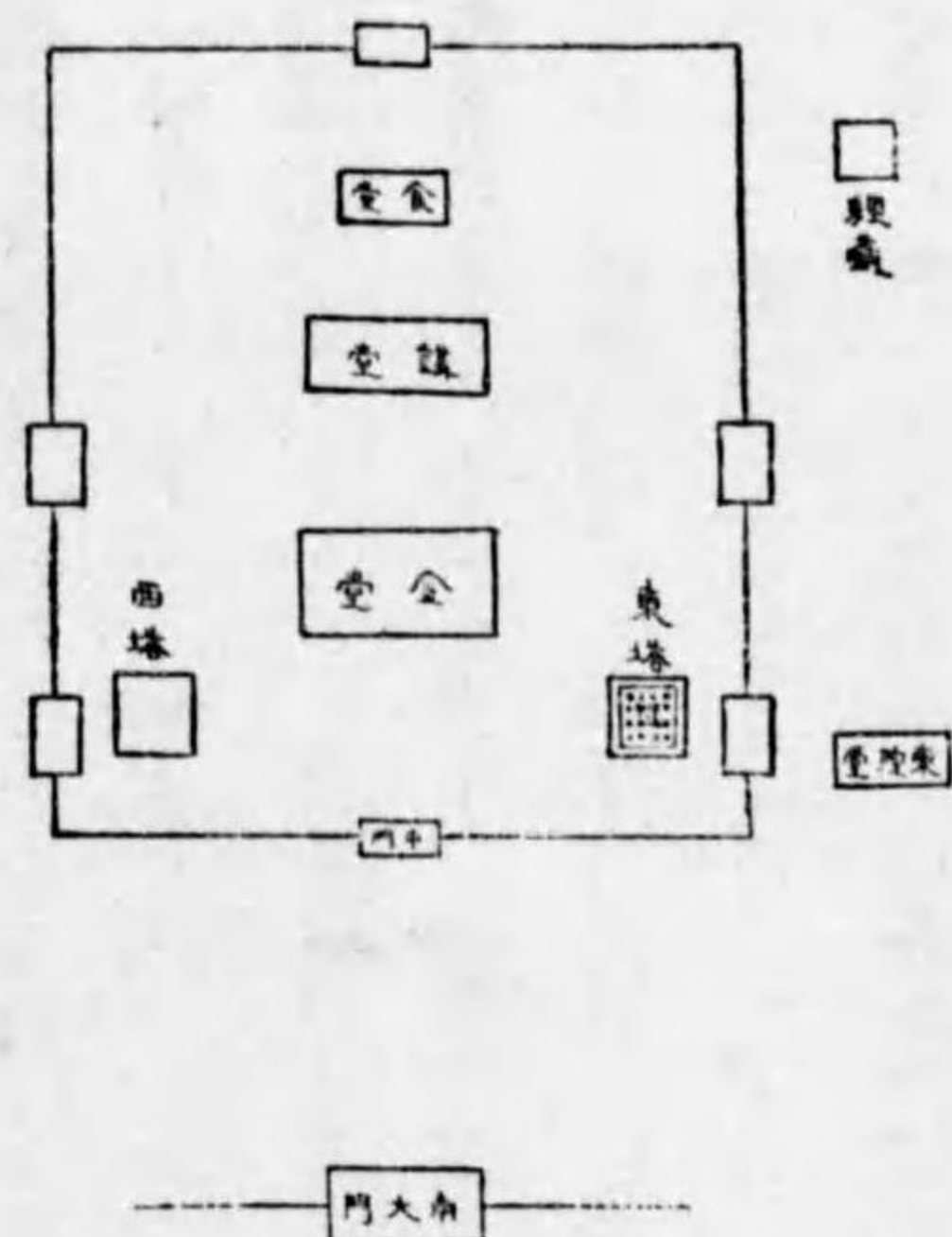
建築の遺  
構

所道を開き橋を架し、布施屋が設け、池を掘り、焼物を教へ、温泉を開く等、交通・産業・救貧等に互り、博愛慈善事業の代表者であつた。佛教に對する理解の淺薄は容易に神佛兩者の混同を導き、後にその妄誕が暴露したとはいへ、大佛の開眼に當たり、宇佐八幡がこれに臨まんとの託宣があり、朝廷亦これを喜んで神階を進められた程であつた。後の本地垂迹の思想の起因は此所にある。

佛教の國家的性質は佛教藝術の發達には最多幸であつた。當代の驚異すべき藝術の跳躍的發達は、支那藝術の黄金時代たる盛唐文化の影響であるとはいへ、國家的庇護なくしては決して起り得るものでない。建築は唐の影響を受けて、飛鳥時代よりも

一層の發達を見たが、現存の遺物二十餘に及ぶに拘らず、第一流のもの傳はらないのは最遺憾である。

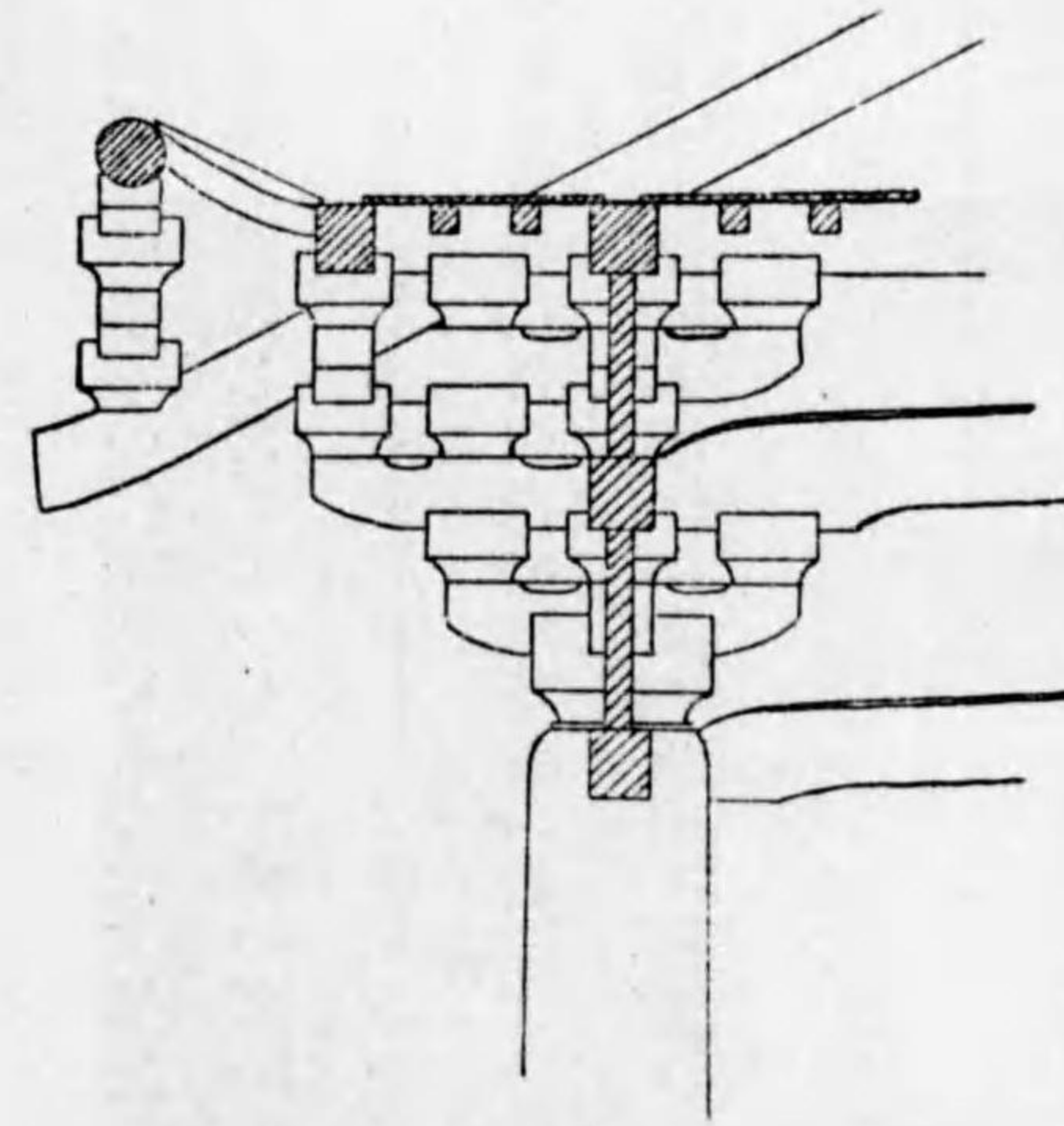
宮殿建築は、朝集殿が唐招提寺の講堂として、住宅建築は、橘三千代の宅が法隆寺東院傳法堂として、その面影を留むるに過ぎないが、金堂は、唐招提寺を初め、東大寺法華堂・新薬師寺・海龍王寺、圓堂は法隆寺東院夢殿・榮山寺八角堂、塔は薬師寺東塔・當



圖九第 藥師寺伽藍配置圖

建築の性質

麻寺東西塔・海龍王寺五重小塔、經樓食堂は法隆寺西院に、門は東大寺轉害門・法隆寺西院東大門、倉は東大寺及び唐招提寺に併せて五つの校倉がある。建物は宮殿伽藍共に配置最規則正しく、左右均齊が一層嚴守せられて、從來金堂と對峙した塔の如きも、裝飾的に東西に對立するに至つた。大安寺南東大寺中門外、平面は圓堂の八角、塔の方形を除いては皆長方形で、五間四面法華堂、興七間四面唐招提寺金藥師寺中門内、海龍王寺西金堂、東大門から、大は九間四面唐招提寺講堂、十一間四面大極殿、十一間七面大佛が普通であるが、小は三間二面轉害門、東大門から、大は九間四面唐招提寺講堂、十一間四面大極殿、十一間七面大佛まであつた。屋根は瓦葺が主で、檜皮葺、板葺もあり、單層が普通だが重層もある。東大寺、興主なるものは四注即寄棟造であるが、大極殿、東入母屋造新藥師切妻造法隆寺傳法堂食堂、もあり、棟には金銅大佛殿、西又は瓦の鴟尾唐招提寺、又は鬼瓦を上げ、降り棟にも鬼瓦を置いた。門も樓門が多く、塔は三重藥師寺、五重海龍王寺、元興七重東大寺、九重大官十三重多武に及んだ。宮殿伽藍は一重の石壇上にあり、その内部は石瓦又は土間であるが、住宅は板の床があり傳法校倉



第十圖 三手先組物(唐招提寺金堂)

まであつた。屋根は瓦葺が主で、檜皮葺、板葺もあり、單層が普通だが重層もある。東大寺、興主なるものは四注即寄棟造であるが、大極殿、東入母屋造新藥師切妻造法隆寺傳法堂食堂、もあり、棟には金銅大佛殿、西又は瓦の鴟尾唐招提寺、又は鬼瓦を上げ、降り棟にも鬼瓦を置いた。門も樓門が多く、塔は三重藥師寺、五重海龍王寺、元興七重東大寺、九重大官十三重多武に及んだ。宮殿伽藍は一重の石壇上にあり、その内部は石瓦又は土間であるが、住宅は板の床があり傳法校倉



第三東大寺法華堂梵天像

彫刻の黄金時代

は殊に床が高く濕氣を防ぐに適してゐた。天井は依然組入天井、柱は圓柱で、漲み稍減じ、三手先の組物が完成し、軒も圓形の地極、角の飛檐極の二軒となり、反を生じた。外部は皆丹塗であるが、内部は天井柱等には寶相華・唐草・天人・鳥獸等を極彩色で描き、金銅透彫の金具も盛に用られ、壁畫を施したのもあつた。法隆寺金堂當時の如く整齊、宏壯、雄麗を極めた建築は他に見ない所で、大極殿か東大寺・西大寺・興福寺等の金堂が存したならば、十分にその美を發揮したらうと思ふ。

彫刻は歐羅巴の希臘、印度の笈多朝、支那の唐代と同じく、我國では奈良朝が空前絶後の黄金時代であり、而して各その前者の影響を受けて發達したのである。初めは純唐風のもの藥師寺東院堂と、飛鳥風に唐風を加味したもの持佛彌陀三尊銅像と併立したが、天平頃には全く融和圓熟して、人體の美と佛陀としての理想との圓滿な調和を立派に表現するに至つた。材料も銅藥師寺金堂や木新藥師寺本堂の外

彫刻の材料

彫刻の手

法華堂不空羂索觀世音・梵天帝釋・仁王・四天王、唐招提寺金堂新に乾漆盧舍那佛・藥師如來・千手觀音、秋篠寺梵天帝釋天・伎藝天頭塑造法隆寺五重塔内諸像、法華堂執金剛神・日光・月光師寺十等盛に行はれ、木彫に於ては勁健な刀法を示し、乾漆・彫塑では自由な柔味を現はす等、各その特色を發揮してゐる。飛鳥時代に比し寫實的で均衡よく、面相は丸く、眼細長く、頤頸に嬰兒の如く切目があり、爪も短く、手足體格も精確で、男女の別も明に現はれて居る。衣紋も優美流暢な曲線となり、鬘も丸味を帯びて來た。寶冠・背光・臺座等も優麗を極め、或は唐草の透彫に無數の寶玉を鏤め、



當代彫刻の價值

法華堂不空羂索 或は浮彫にて蓮華に天人を配し 持佛夫人念、觀世音、寶冠銀 或は蓮臺に釋迦說法圖を毛彫にせるあり 大、或は四神・葡萄唐草・蠻人を浮彫にせるもある。 藥師寺藥師、三尊臺座 この他肖像としても義淵 岡寺、行信、法隆寺、良辨 東大寺、鑑真 唐招提寺、紙型 等何れも十分に個性を現はして居り、伎樂面 法隆寺、東大寺 も他の時代に見られない誇張的な面白味を現はして居り、背景のある群像さへも巧に造られた。 法隆寺五重塔内塑像 奈良朝の彫刻は雄麗豊美を極め、我國に於て前後に比を見ないのみでなく、支那の洛陽・西安邊の唐代の彫刻に比しても、種類に於ても技巧に於ても一層進んで居り、寫生の點では希臘彫刻に及ばないが、宗教美術として彼にない特色を有し、その美を競ふべきものである。

繪畫

繪畫に於ては唐代は佛畫人物畫の外、山水・花鳥等も大に發達した時代で、その影響を受けて奈良朝にも其等の盛に行はれたことは文獻の上に徴せられるが、彫刻の如く多數の遺品を存しないため、十分に明にすることは不可能である。法隆寺金堂内部の壁畫は、佛畫として最規模の雄大なもので、自由な線、華麗な色彩を以て、四佛淨土及び菩薩像を描いたもので、法隆寺橘夫人念持佛の厨子の扉臺座の繪と共に、陰影の様子等、印度のアジャンタの壁畫と類似し、印度より支那を経て我國に入つて來た藝術の傳統を明示するものである。百濟の阿佐太子筆と傳へられる聖德太子像 御物 も、唐の閣立本筆と稱する帝王圖と形式を同じくし、且陰影をつけてある。過去現在因果經 美術學校、醍醐寺、上品蓮臺寺等藏 は素樸

Ajanta

法隆寺の壁畫

美術工藝

正倉院御物

工藝の種類

な筆であるが繪卷物として、樹下美人圖 正倉院御物 は鳥毛の下繪であるが筆力に富み、且屏風繪として共に注意すべく、藥師寺の吉祥天は豊麗優美を極め、本期の代表作たる外、當麻寺の極樂變相曼陀羅も、繪畫とも織物とも言はれるが、何れにせよ、結構壯大で、細密優美な精巧な圖を示してゐる。美術工藝にても唐は材料の豊富、技巧の精妙、意匠の卓抜なる後世見る能はざる所であるが、我國もその影響を受け著しき發達を見た。その遺品は法隆寺等の古刹にも存するが、正倉院に於て最完全に且豊富に傳へられた。正倉院は聖武天皇の御遺物の珍寶を大佛に寄せられたものを藏め、代々勅封によつて保存せられたもので、勅封の威力と校倉の技術とはよく千歳の後に當時の技術の精華をそのまま傳へたのである。この點數は三千餘に及び、佛具・樂器・衣服・調度等の貴重品より武器・馬具・文房具・家具・農耕具に至るまで含んでゐる。金工には金・銀・白銅・銅・眞鍮・錫を用ゐ、鑄工 投壘、火舍脚 鍛工、鐵三結杵、金銀象嵌、鍍金の技術の圓熟した外、彫金も鳥獸花文の毛彫等、盛に行はれ、莊麗なものが多い。 銀鉢狩、窠業では陶器に綠斑釉を用ゐる外、七寶、綠紺緒等の珠那、金銀、及び玻璃即硝子も立派な色硝子の器を存して居る。 紺、絲、白、木工は殊に精巧で、沈香・朽木をも利用し、金銀彩畫、密陀繪及び象牙・角・竹等で木畫即木象嵌をも盛に施した。紫檀の雙六局に施された花鳥圖、同碁局に試みられた麒麟・駱駝・獅子狩の模様の如き最精巧なものである。漆工で注意すべきは螺鈿の盛に用ゐられた外金銀

平脱へいだつは金銀の薄片を張り、漆を末金まつきん鏤くわけて紋様を磨き出す。等らうは後世にも見る能はざる所であり、金銀平文琴へいもんびんの如きは、これで合奏及び樹下酒宴の様を現はしてゐる。鼈甲・象牙・犀角等も種々應用せられ、撥鏤はくろうの如き、象牙を染め、これを彫刻し、後世その法の傳はらないものもある。織物も錦・綾・羅等自由に紋様を織出し、濃淡を利用して紋様を示す。聖武天皇の染物も縹縹せうせう絞しぼ夾縹けいせう板いた縹せう等、繪畫に劣らぬ域に達し、花鳥人物を染め出した屏風もある。但これ等の中には固より舶載品も混じて居り、且一體に餘りに精緻に過ぐる所、支那趣味を脱し切らない嫌は免れない。

音樂は唐では太祖以來獎勵し、玄宗に至つて最盛であつたが、我國には唐の外、新羅・林邑・度羅等の樂をも傳へた。和琴・琵琶・阮咸・笙くわんせう・笛・尺八等の樂器は舞衣と共に正倉院に傳はつて今猶當時の盛觀を偲おもはしめる。

文學に於ては漢文學として古事記序、日本書紀・風土記・懷風藻があるが、唐の詩文の革新は奈良朝末期以後だから、その影響は固より現はれず、六朝風で全く支那の模倣口眞似に過ぎぬ。懷風藻は天平勝寶三年冬、淡海三船の撰んだ我國最古の詩集で、大友皇子の作を初め、六十四人の詩百二十篇を年代順に擧げて、作者の小傳を附したもので、これで見ると、近江朝廷の頃から詩作も行はれたであらう。國文學としては古事記・風土記・宣命等の散文もあるが、最主なるは萬葉集二十卷に集められた

音樂

漢文學

懷風藻

國文學  
萬葉集

歌風

思想

歌人

古事記

日本書紀

長歌・短歌・旋頭歌併せて四千四百九十六首の和歌である。當時の和歌の發達は、漢文學の影響による所が多く、三十一文字の短歌と五七の句を連ねた長歌と、五七七の句を重ねた旋頭歌とに形の定つたのも、詩賦の形式に對して生じたもので、盛に用ゐられた疊句法の如きも、六朝詩賦の慣用である。枕詞の成立し、又最盛に用ゐられたのもこの頃である。長歌には技巧を弄し、修辭を凝らしたものが多いが、短歌は一體に調子も雄健で、表現も自由である。戀歌の最多いのは、夫妻別居の風にもよるが、思想の單純な時代に、最人の情を動かすものは戀愛であるためでもある。戀に對する態度は眞率で、靈肉一如の有様に見える。これについて花鳥風月の自然を詠じたものが最多く、これは美しい山水に恵まれた我國人としては當然で、優美な懐しいものとして歌はれて居る。一體に外民族の壓迫も、自然の暴威も知らぬ國民だけに、穩な優しい輕快な樂天的の風があり、それだけ深刻味に乏しかつた。柿本人丸・山邊赤人・山上憶良・大伴旅人・同家持等が當時の代表的歌人であつた。

歴史及び地誌の編纂も、初めて出來た。聖德太子の修史事業の果されずして終つた後、天武天皇再びこれを企てられたが、元明天皇は和銅四年武烈天皇の御代に、先に稗田阿禮の誦んだ帝紀及び舊辭によつて、太安麻呂に古事記三卷を撰ましめられ、五年正月に進獻した。川島・忍壁兩皇子等の初められた修史事業も、舍人親王・太安麻呂等によつて續成せられ、元正天皇養老四年日本書紀三十卷が出來上つた。古事

記は神代より推古天皇までの皇室の御繼統と上古の物語を、漢字の音訓を利用して國語の儘に書いたもので、書紀は神代から持統天皇までの編年體の漢文の歴史である。書紀は支那の正史に擬したもので、朝廷でも特に重せられ、常に進講が行はれたが、江戸時代に起つた國學者は、その漢文で文飾が多く、支那の思想を混ざるを嫌つて、古事記の素樸なものを尊むに至つた。然し書紀は久しい間多くの記録を調査して編輯したもので、神代には多くの異説を一書曰として載せてあり、神功皇后紀以後には、他に見られない日本舊記・伊吉連博德書・譜第・百濟記・百濟本記・百濟新撰・高麗沙門道顯日本世記等の記録を引用して居る等、古事記に見られない長所も頗る多く、その價値は決して古事記に下るものではない。地誌は和銅六年諸國に命じ、國郡郷の名を好字に改めさせると共に、地方の産物地名の由緒及び古傳説等を録上せしめたもので、これを風土記といふ。今存するものは出雲・播磨・常陸及び豊後・肥前の殘缺のみで、逸文を加ふれば四十一ヶ國に及ぶが、その他は成否明でない。國文のも

出漢文のも常あつて、體裁は一致してゐない。内外の典籍の筆寫は盛に行はれ、今日存するものも少くないが、寫經は善行の重なるものと考へられただけに、朝廷の寫經司を初め、公私共に盛大を極め、その莊嚴は、或は金銀泥・朱沙等を以て書き又繪因果經の如く佛像其他の繪も描かれ、軸・緒・帙・宮等も當代工藝の粹を示すものが多い。

印刷術も既に開け、稱徳天皇が寶龜元年に三重小塔百萬基百萬塔といふに納めて十大寺に寄せられた陀羅尼は、法隆寺の分が今日に傳はり、世界最古の印刷物である。これも唐代に行はれた印刷術の影響ではあるが、彼には傳世の遺品一も存せず、西域出土の經典にもこれ以前に溯り得るものを見ない。出

品は唐咸通九年の金剛般若經を最古とするが、百餘年後である。要するに奈良時代は隋唐文化の影響をうけた第一期で、盛に新文明を輸入し、その成果が爛漫たる盛觀を呈した時で、規模雄大で形式整齊し、莊麗圓滿な點に於て、他に比を見ない所である。社會人心もこの現實生活を謳歌し、新文化を享樂し、「御民吾生ける驗あり天地の榮ゆる時にあへらく思へば」と謳歌したのである。

海犬養宿禰岡  
麻呂應詔歌

### 第十四章 平安初期の政治外交

桓武天皇の偉業

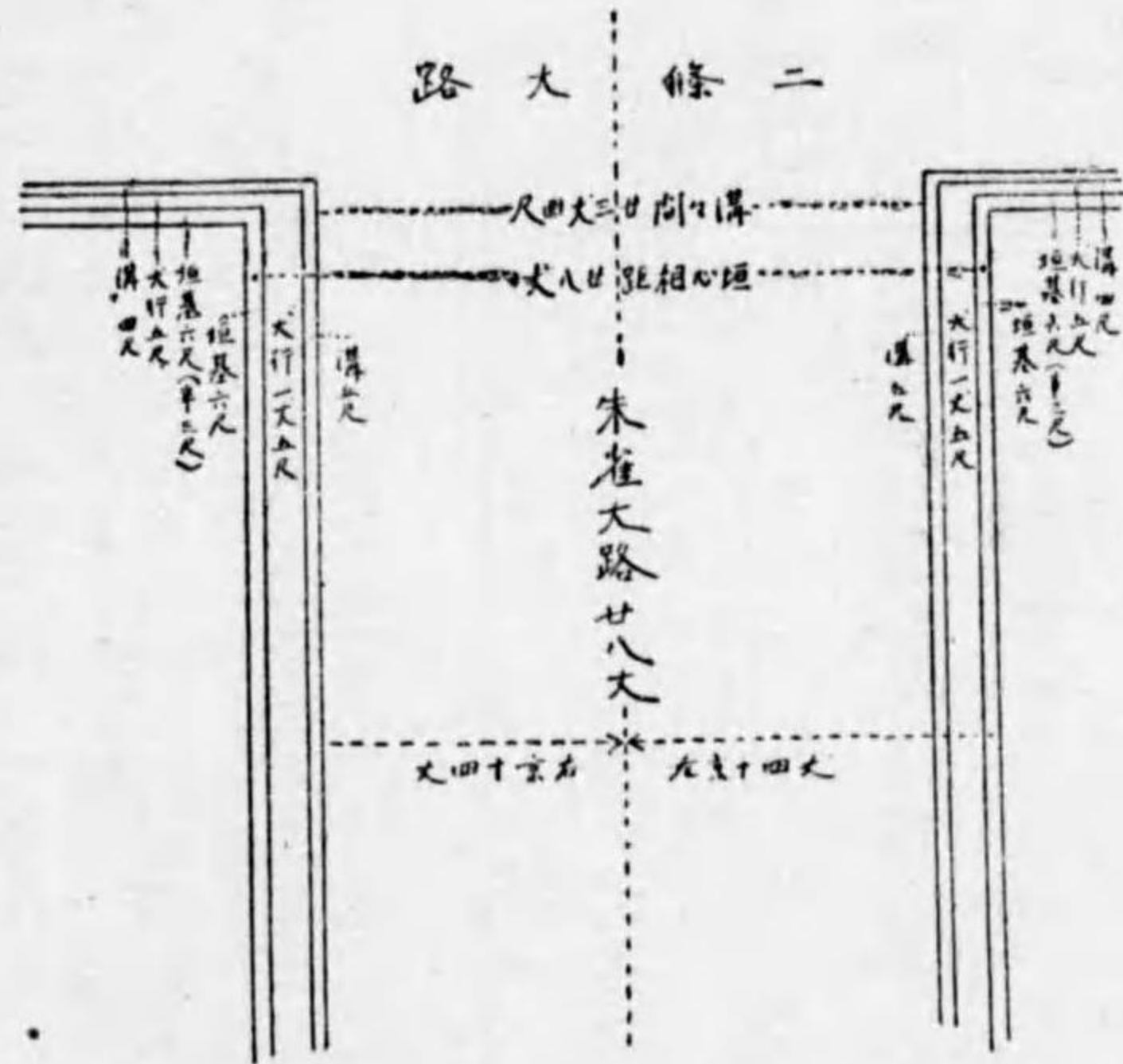
遷都の必要

長岡奠都の失敗

平安奠都の理由

奈良朝に於ける政教混同の弊を去り、大化改新の理想の實現を期したのが桓武天皇の大偉業であつた。北家の永手、式家の良繼・百川等が高齡寛厚な光仁天皇を擁立したのも、實は頓て英邁な皇長子を奉じて、朝政刷新を期したのが、主因の一つと思はれるが、彼等はその即位を見るに至らずして逝き、光仁天皇亦頽齡であつたから、天皇は東宮時代から政治に當たられた。天皇は前代の積弊を除き、殊に佛教政治の餘毒を去るには舊貴族と大寺の勢力の盛な平城京より遷都するを必要とせられ、且大和の地の皇祖以來帝都の地とはいへ、遠く東夷を従へ諸外國と交通するに不便なるを見て、山背を選まらるゝことゝなつた。これ曾祖父天智天皇の近江遷都の紹述である。延暦三年式家の種繼の議によつて乙訓郡長岡に遷都と定まり、三十餘萬の役夫で工事に着手し、年内に遷御せられた程の意氣込であつたが、經營十年に及んで猶完成せず、その間にこの中心人物種繼の反對派に暗殺せられ、皇太弟早良親王これに座して配流せられ、次いで皇后皇太子の薨去せらるゝ等不吉なことも多く、土地も山背の南隅に僻在して永久の帝都として如何との不満もあり、延暦十二年和氣清麻呂の議によつて、更に葛野郡宇太の地に遷都せらるゝに至つた。この地は「葛野の大宮地は山川も麗く四方の國の百姓の參出來事も

平安京の都制

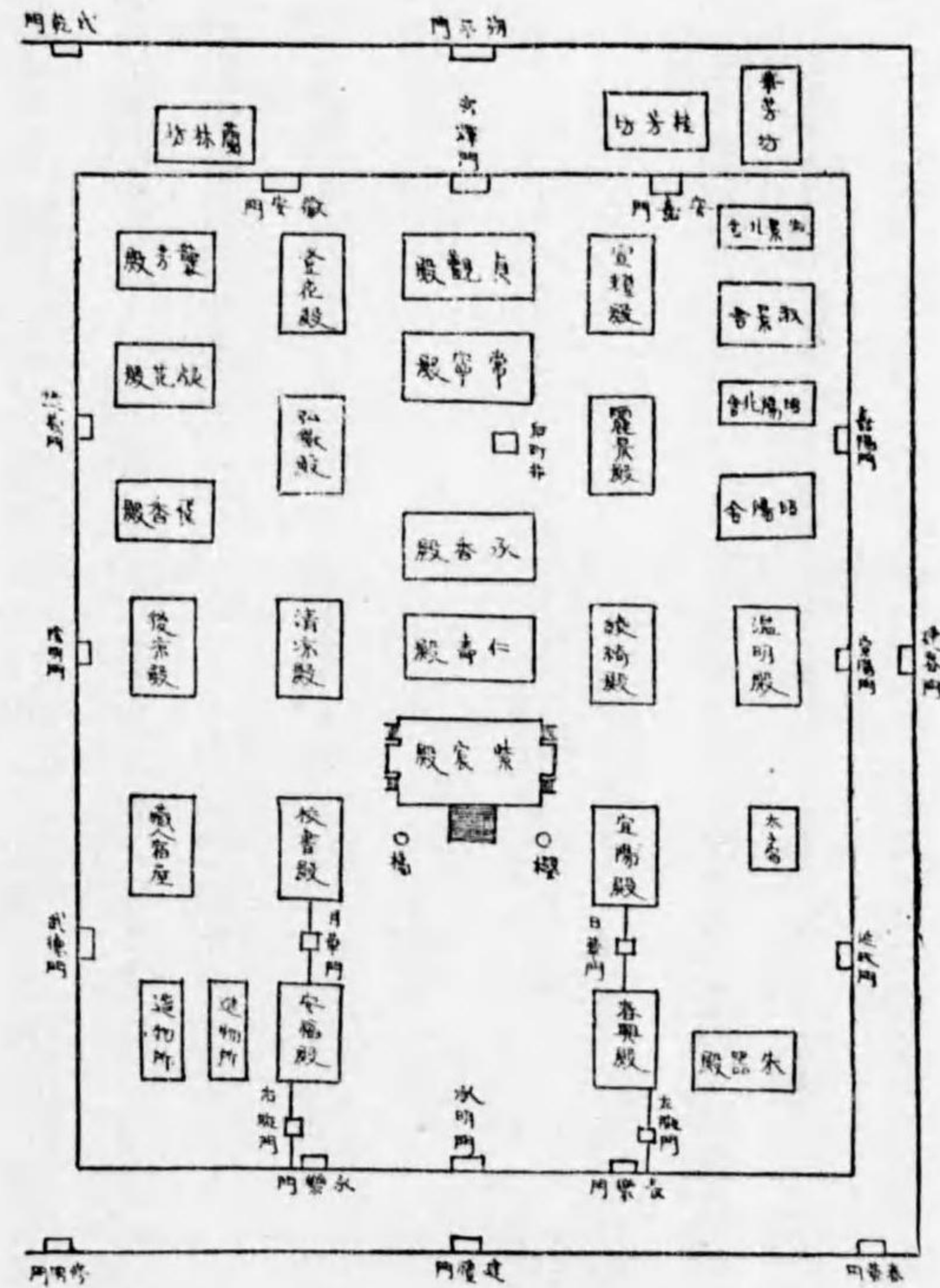


第十圖 甲 朱雀大路

便して云々」延暦十三年十月廿八日詔と宣せられた如く、交通も東西共に便なる上、風光に富み、且西北に山を周らし東に鴨川を控へ、南原野開けて所謂四神相應の勝地で萬世不易の帝都の造營を見た。翌年遷御あり「此國山河襟帶自然作城」十一月詔とて、山背を改めて山城とせられたが、人民謳歌して平安京と稱し、滋賀の古津も先帝の舊都で新京に近い故、大津と改められた。造營は二十四年まで續き、嵯峨天皇の御世に至つて全く完成した。

平安京は平城京の規模により、更にこれを大成したもので、朱雀大路を以て左右兩京に分け、南北九條毎條左右各四坊よりなり、中央二條以北を以て宮城とし周圍に羅城を周らし、南方に羅城門を開く等は平城京と同様である。但北端に半條の北邊を附したのと、道路の幅員が廣まつたため、廣袤は南北一里十五町三間餘一千七百五十三丈、東西一里十二町四十一間餘一千五百四十五丈に達し、平城京より稍大である。一坊は四保、一保は四町、一町は四行、一行は八門に分れ、一門は長十丈廣さ五丈

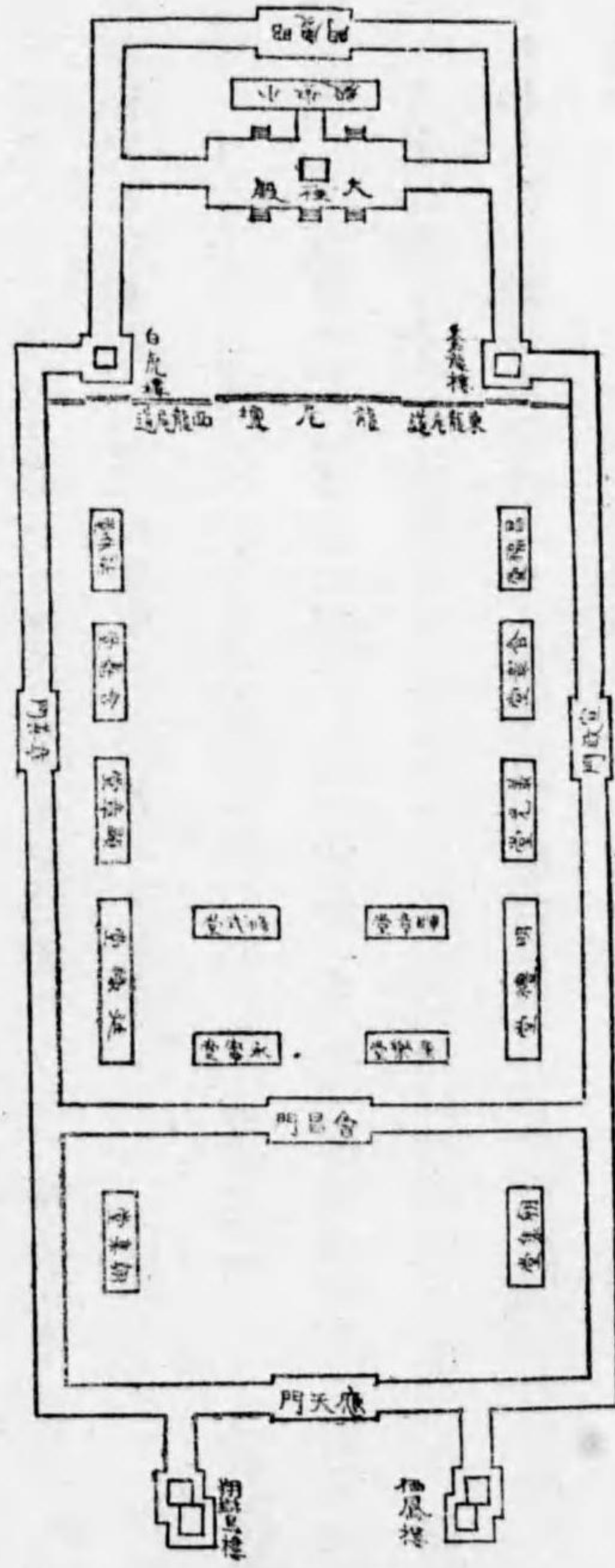
であつた。街路は朱雀大路の二十八丈、二條大路の十七丈が最廣く、その他大路は八丈以上、小路は四丈で、垣との間に犬行及び溝が設けられた。宮城即大内裏は南北十町、東西八町で、朱雀・美福・待賢等の十四門があり、朱雀門を入れば正面に八省院朝堂があり、その西に豊樂院だじり、東北に内裏がある。



第十圖 乙 内裏圖

内裏は皇居で二重の廓を圍らし、承明・建禮の二門を入ると、紫宸殿九間四面、單層入母屋造、檜皮葺、清涼殿・後涼殿・仁壽殿以下十七殿五舎が竝んで居る。八省院は大禮の場所で、龍尾壇上に正殿十一間四面、單層四注碧瓦葺及び便殿たる小安殿があり、その前に蒼龍・白虎・栖鳳・翔鸞の四樓、南庭十二堂、東西朝集堂が並び、應天以下諸門を開いてお

り、城外は朱雀大路の左右に大學寮・神泉苑・左右京職・東西鴻臚館・東西市・東寺・西寺等があつた。かくて宮殿諸門條坊等何れも唐風の佳名を附けられ、宮城の莊嚴古今に絶したのみならず、朝臣の邸宅山莊は都の内外に輪奐の美を競ひ、大路小路には揚柳翠色を含んで碧瓦朱檐と映發し、子來の民軒を列ねて「新京樂、平安樂土、萬年春」と謳はれた。然し右京は卑濕のため人家少く、左京は東山鴨川に接し寺院別莊が盛に營まれたため、繁榮は全く左京に歸し、右京は漸く寂れて農圃に化せんとし、奠都後五十年に過ぎぬ仁明天皇の御代に、既に「如聞諸家京中好營水田、自今以後一切禁斷、但元來卑濕之地聽殖水葱芹蓮類」と令せられた程で、更に百年後には「西京人家漸稀殆幾幽墟矣」池亭と言はるゝ



第十圖 丙 八省院圖

る。豊樂院は公の宴會場で、豊樂殿の外、九堂五門から成つてゐる。太政官八省以下諸官廳も殆皆宮城内にあ

に至つた。

蝦夷經營

蝦夷の討平も前代の後を承けて初めて成功を見た。寶龜十一年陸奥上治郡大領であつた夷俘伊治咎麻呂（いぢあつた）が叛いて按察使紀廣純を殺し、多賀城を陥れたから、征夷の急を感せられ、藤原繼繩・同小黒麻呂等を征東大使として討たしめられたが、其功なかつた。茲に於て東海・東山・北陸の諸國に軍糧五萬八千石を陸奥に運ばしめ、東海・東山・坂東の歩騎五萬二千八百餘を多賀城に會せしめ、特に前に戦功あるもの、常陸の神賤等をこれに當てしめ、紀古佐美を征東大將軍に任じ、辭見に際して、節刀を賜ひ、その權を大にし、「坂東安危在此一舉將軍宜勉之」と激勵せられた。これにも拘らず官軍は衣川に滞つて進まず、朝廷の督促により初めて賊と戦つたが、賊の包圍に陥つて大敗北を招き、敵首八十九級を獲たるに對し、官軍の損害は「戦死二十五人、中矢二百四十五人、投河溺死一千三十六人、裸身游來一千二百五十七人」といふ大醜態であつた。かく失敗を重ねても天皇は少しも屈せられず、諸臣諸國に課して武具兵糧の準備に努めしめ、延暦十二年大伴弟麻呂を征東大使、坂上田村麻呂を副使として、十萬の大兵を以て蝦夷を討たしめた。弟麻呂は翌年凱旋したが、田村麻呂は二十年征夷大將軍に任せられ、敵の本據たる北上川上流の巢窟を覆し、達谷窟（たつこく）平泉村の惡路王高丸を誅してこれを平定し、志波（しな）紫波郡日詰町、膽澤（たにざわ）膽澤郡佐倉川村の二城を築いて、鎮守府を膽澤城に進めた。この後嵯峨天皇の弘仁

坂上田村麻呂

文案綿麻呂

二年陸奥出羽の按察使文案綿麻呂は、更に幣伊（へい）閉伊（ひ）郡爾薩（に）薩（さ）體（たい）仁（に）佐（さ）平（へい）の蝦夷を討つてこれを平げたため、これより東北全く事無きに至つた。當時の蝦夷は「以一當千」と言はれた程極めて強暴であつたから、歸降した夷俘・俘囚は特に優遇し、内地に移住したものには一日二把の米を給した。奥羽の鎮壓にも「以夷制夷者、是古上計」として彼等を利用すると共に、諸國の民を移して屯田兵とした。後東國に武士が起り、額に矢は立つとも背に矢は受けじとて、一つ心に君を護り奉る武士道の發達したのも、この蝦夷征伐の間に養はれた氣風が與つて大であつた。

軍制改革

遷都征夷の二大事業と共に諸般の制度の刷新せられたのも頗る多い。軍制の如き軍團の兵士は有力なもの免れて貧弱なもののみを負擔であり、腐敗して軍用に堪えないことは、征夷の失敗に徴しても明であり、且多數の常備軍は對外關係上不必要であり、徒に國費を増すのみであつたから、寶龜十一年に先づ兵數を減せられて、質の改良を計られたが、延暦十一年には、陸奥・出羽・佐渡・太宰府等邊要の地の外全く軍團を廢止し、郡司の子弟を健兒（けんい）として府庫等の分番警備に當らしむることにした。健兒は奈良朝にも郡司の子弟又は武事に長ずるものを用ゐてこれに當てたことはあるが、今や兵士に代つて國家唯一の兵備となつた。其數は軍團の兵士に比し遙に少いため、左右京・長門の如きは不足を感じて、後兵士を復活せしめた位であるが、これにより國家としては多數の弱兵を捨て、少數の強兵

健兒の制

を得て経費を省き、國民も無益な課役を免れた譯である。

地方官の腐敗

當時朝政を妨げ人民を苦しめたものは、地方政治の紊亂を最とする。國司の任期は令制六年であるが奈良朝天平寶字八年から四年となり、且中央政府の監督不十分であるため、彼等の多くは「不愧撫導之乖方、唯恐侵漁之未巧」と言はれた様に、在任中に私利を貪ることのみを主とし、或は墾田を設けて民利を奪ひ、或は出舉を強いて人民を誅求するのみならず、調庸の粗悪・違期・未進となり、官物の横領を糊塗するため、神火と稱して府庫に放火するさへ頻々たる有様であつた。人民もこのため生業に安ずることが出来ず、戸籍を詐つて負擔を免れたり、又は離散して浪人となるものも少くなく、共に國家の收入減少の因をなした。これを改むるため天皇は嚴に國郡司を戒飭して違ふものを解官すると共に、新に勘解由使かきゆしを設けて地方官の解由を勘し、事務引繼を嚴重にせられ、又浪人も調査して戸籍につけ、税法を改めて、一段の租奈良朝以來慶一東五把であつたのを一東二把とし、出舉の利息も年五割であつたのを三割として、人民の負擔を減せられた。勘解由使は平城天皇の時には觀察使に代へられ畿内七道にこれを置かれたが、嵯峨天皇になつて勘解由使に復せられた。

藥子の變

平城天皇は御病氣のため、在位僅三年で皇太弟嵯峨天皇に御讓位になつたが、その寵を受けた藤原藥子及びその兄仲成式家種の子は、上皇によつて權勢を擅にせんとし、弘仁元年上皇を奉じ、奈良の舊都

高岳親王

に據つて復都重祚を企てたが、事敗れて仲成は誅せられ、藥子は毒を仰いで死し、上皇も落飾せられた。上皇の長子高岳親王は嵯峨天皇の皇太子であつたが、このため廢せられ、後出家して眞如と稱せられ、眞言に歸して求法の爲め入唐せられ、在唐二十年の後貞觀八年八十餘の高齡を以て更に渡天を企てられたが、羅越國マラッカ海峽の北岸シンガポールの邊ならんといふ。で虎害に逢つて遷化せられた。

藏人所の設置

この藥子の亂により、朝臣も兩派に分れたから、天皇は機密の漏洩を防ぐため、新に藤原冬嗣、巨勢野足を藏人頭として重要な勅命の傳宣に當たらしめられた。藏人頭は天皇の仰を直に内侍より傳へる故、これを内侍宣といひ、從來詔勅の傳宣に當つた中務省及び太政官は、單に儀式的の詔勅のみを取扱ふこととなり、實權を藏人所に奪はるゝに至つた。後には別當一人を置き大臣を以て補し、辨官及び近衛中將各一人を頭とし、その下に數人の藏人五位三人、六位四人、職事といふ、禁中細務、及非藏人四人乃至六人、其家子弟駈使があつて、殿上大小の事務に當たり、公家の俊秀が藏人所を登龍門として集まつた。當時辨官で藏人頭及び兵衛又は衛門佐を兼ねるものは、三事兼帯とて最名譽とせられたに反し、辨官のみで藏人頭を兼ねないものは、素辨とて輕んぜられた。

參議

太政官の參議の如きも、大臣納言につぐ重職で、後世宰相・相公等呼ばれたものであるが、その起源は前からあつたにしても、一定の官職として定員も定まつたのはやはりこの時であつた。參議に限

檢非違使

り三位以下でも公卿の列に入つたのは、その重視されたためである。

當時警察裁判の事務は彈正臺糺彈・衛府衛・刑部・京職聽訟の分掌する所で、統一を缺き無能の誹を免れなかつたから、嵯峨天皇の時檢非違使けびゐしを設けて警備に當てられたが、仁明天皇の朝、檢非違使應成り、納言參議で衛門兵衛督を兼ねるものを別當とし、その下に數人の佐四人、左右兵衛・尉判官又單に檢權佐各二人志等があつて警察司法の全權を握り、應宣に抗するものは違勅を以て論せられる程の權勢を占めた。されば武官としては最名譽の職で、平將門は檢非違使たらんとして望が達せなかつたため叛したとまで傳へられ、源義經はこれに任じたため九郎判官と呼ばれたのである。檢非違使はその後諸國にも置かれ、地方の警察權をも司ることとなる。かく藏人所や使廳に令制太政官八省の實權の歸して行つたのは、彼の煩雜を單純化して實效を納めんためで、一面令制の空文化を示すものである。

皇子皇孫の賜姓

天皇の御子孫は四世迄皇親たる定めであつたが、桓武天皇は皇室の經費を省くため、その皇子に長岡・良岑の姓を賜つて臣籍に入れられた。これより皇子皇孫の賜姓續々行はれ、桓武天皇の皇孫皇曾孫等の平氏、平城天皇の皇孫の在原氏、嵯峨天皇の皇子女三十二人の源氏、淳和天皇の皇孫の平氏、仁明天皇の皇子女の源氏、皇孫の平氏を初め、文徳・清和・陽成・光孝・宇多・村上・花山・三條の諸天皇の皇子女・皇孫何れも源氏を賜はつた。これ等の家は或は公家として藤原氏と伍し、或は武將として地方

賤民制の緩和

に勢力を得たものが少くない。

桓武天皇は一面に於て賤民の制を緩めて、奴婢の良民と通じて生れた子女はこれを良民とせられ、延暦八年且征夷の際にも、賤民を有勳者と共に第一に用ゐられ、これより漸く賤民を賤む風を減じ、却て負擔の輕いため、自ら賤民たるを好むものさへ生じ、平安朝の半以後は遂にその區別を減して終つた。かくて皇族も賤民も今や一樣に國民としての義務に服せられ、國家の進運に貢獻せられることとなつたのである。

王朝の極盛

かくの如く桓武天皇の朝政刷新は、その皇子平城・嵯峨・淳和の三代及び嵯峨天皇の皇子仁明天皇の御代に至る間に全く完成せられ、王朝の最盛期を成した。愚管抄に仁明天皇の御代を「我國の盛りなりしはこの頃ほどにやありけむ」と讚したのも無理もない。

遣唐使

對外關係は奈良朝の後を受けて益盛であつた。遣唐使は桓武天皇の延暦二十三年藤原葛野麻呂を大使とし、石川道益を副使として遣され、仁明天皇の承和五年藤原常嗣を大使、小野篁を副使として發遣されんとしたが、篁は悪い船に取代へられたるを怒つて乗船を拒んで罰せられた。この時の使は行路難甚しかつたためか、これから五十餘年使聘絶えたが、宇多天皇寛平六年唐の使節來朝したため我國でも菅原道眞を大使に、紀長谷雄を副使に任せられた。然るに道眞は留學僧中鐘の報告により唐の



遣唐使の  
廢止

綜合日本史概説 卷上

凋弊を聞き、遣唐使廢止の議を上つたから翌年遂に止められたが、其後醍醐天皇延喜七年唐室も滅亡に歸して終つたから、我國と支那との交聘はこれより永く絶えた。但五代の頃は吳越王が藤原氏忠平實賴と使節の往問を重ねたが、宋統一以後これもなくなつて終つた。

渤海

渤海は從順に朝貢の禮を取り、蝦夷に漂流して大部分殺された様な困難に逢つても、或は我定めた六年一貢の期を早めんことを請ひ、或は天皇の即位を賀し、或は國喪を弔し、常に貢獻を怠らなかつた。醍醐天皇延長二年渤海は契丹に亡ぼされて東丹國となり、八年我國に入貢したが、我國は彼が世讐の降虜となるを責め、斥けて受けなかつた。

新羅

新羅はこの頃も依然聘禮を固持したため入朝を許されず、毎時食糧を給して追還した。醍醐天皇の御代に王建の高麗起り、朱雀天皇承平五年新羅を降し、同七年及び天慶二年使を我國に遣して入貢を請うたが許されなかつた。かくて前代から國交のあつた唐・渤海・新羅の滅亡と共に、我國は全く大陸諸國との國際關係絶え、醍醐天皇の頃より全く國際的鎖國時代に入ることとなつたが、僧侶商人の私の往來は依然として續いてゐた。

國際的鎖  
國時代

## 第十五章 藤原氏の興隆

藤原氏興  
隆の事情

王朝の極盛と謂はれた平安初期に於て藤原氏擅權の勢は既に芽ぐみつゝあつた。平和の間にある一族が政權を獨占するは皇室と關係を深くし、他の氏族を排斥するの二方法を取るが常で、前に蘇我氏がこれによつて一時大に成功した如く、蘇我氏を倒して之に代つた藤原氏も同じくこの方法を繰返して行つたのである。鎌足によつて起つた藤原氏は不比等の二代の外戚たるに及んでその地位を確立し既に奈良朝に於て全盛期に入らんとしながら、不時の災厄に四子一時に倒れて一頓挫を見たが、猶遙に他氏を凌いで三公は過半その家から出して居る。南・北・式・京の四家中南家は仲麻呂の盛時を絶頂として漸く振はず、式家これに次いで起り、良繼・百川は光仁天皇の擁立、桓武天皇の立太子の殊功あり良繼の女乙牟は桓武天皇の皇后として平城・嵯峨兩天皇を生み、百川の女子旅亦天皇の夫人として淳和天皇を生んだ。種繼はこの後を受けて天皇の信任厚く、長岡遷都を企て大に爲す所あらんとしたが中道で横死し、その子仲成・藥子平城天皇の寵任を得たが、復都重祚の失敗に倒れて、式家の發展の途も塞がれた。北家は永手、光仁天皇の迎立に與り、内膳延曆中右大臣に上つたが、その子冬嗣ふゆつと嵯峨天皇の信任を得て、初めての藏人頭となり、その子良房は皇女姫に尙し、その女順子は仁明天皇の女御とし

北家の興  
隆

南家

式家

第十五章 藤原氏の興隆

て道康親王を生むに及んで、遂に他家を壓して藤原氏の宗家たる地位を占むるに至つた。冬嗣は人物寛容、文武の才にも富み、興福寺に南圓堂を立て、子孫の繁榮を祈り、勸學院を起して一族子弟の教育に努め、施薬院を設けて一族の貧困なものを養つた。

かくて平安朝に入りては三公に上るものは、皇子である諸源を除いては、殆藤氏の独占となり、殊に冬嗣以後は殆北家に限らるゝことゝなつたが、三公に續く納言・參議等には、大伴・紀・橘の諸氏を初め、或は家格により或は才學によりこれに任せられたものは少くない。このため藤原氏は他家の勢力が發展しかけるか、皇室に接近するものがある毎に、讒誣、陷擠等あらゆる手段をつくしてこれを排斥し、以て自家の政權獨占に努めた。

桓武天皇の後、平城・嵯峨・淳和の三皇子兄弟相承けて即位せられ、淳和天皇はその皇子を措き嵯峨天皇の皇子を立て、仁明天皇とせられた。嵯峨天皇はこれに酬ゆるため、淳和天皇の皇子恒貞親王嵯峨天皇女を仁明天皇の太子に立てられた。然るに道康親王の立太子を望んでゐる藤原氏はこれを喜ばず、承和年中、淳和七年嵯峨九年兩上皇の相次いで崩せられたに乘じ、東宮さうぐうのたらはきはんのかほみ帶刀伴健岑が橘逸勢等と共に、太子を奉じて東國に兵を擧げんとしたといふ疑獄を起し、ために恒貞親王は皇太子を廢せられて、道康親王これに代り、健岑・逸勢以下六十餘人は流罪となつた。これ固より藤原氏の讒構に過ぎないが、若

平安初期の勢家

承和の變

良房の任相國 東宮爭

し多少の根據ありとすれば、東宮の身の危険を慮つて東國に難を避けしめんと考へた位であらう。道康親王即位せられ文德天皇とならるゝや、良房外叔父となつたのみでなく、その女明子あきらけいの後殿は入内して惟仁親王を生み、親王は當才で皇太子と定められ、次いで良房は惠美押勝、僧道鏡を除き、人臣として例のない太政大臣に任せられた。天皇は長子惟喬親王を愛せられ、その紀名虎の女靜子の出であるため良房に憚つて惟仁親王を太子とせられたが、惟仁親王は幼年だから、その成長を見るまで惟喬親王に位を繼がしめんと考へ、良房の任相國もその準備で、彼の弟良相よしすけと御相談の結果であつたが、左大臣源信よこみ皇皇子嵯峨天皇皇子に諮られた所、信は良房に一味してゐるためこれを奉じなかつたから、天皇も餘議なく斷念せられた。惟喬親王は世をはかなみ、世塵をさけて比叡山麓小野里に退隱せられたが、在原業平妻紀有常名虎常女紀有常の子等屢幽居を訪うて慰め奉つた。業平の「忘れては夢かと思ふ思ひきや雪ふみ分けて君を見んとは」との詠はこの時である。この東宮争に空海の弟子真雅東宮方真濟惟喬親王が祈願のため法力を争つたのは有名な話柄である。

文德天皇崩じ、惟仁親王即清和天皇即位せられたが、御歳僅に九歳で古來その例を見ない所である。これ「王家ノ衰シ始」新井白石讀史餘論と謂はるゝ所以で、實權の藤原氏に歸する基をなすものである。時に伴大納言善男機略縦横辛辣な手腕を有し、三公に進まんとし、左大臣源信の良房に媚びて榮位にあるを惡

幼帝の始

應天門の變

紀夏井

良房の攝政

清和天皇の御誦位

み、貞觀八年火を應天門に放ちてこれを信の所爲と誣告し、右大臣良相と計つて良房の養子基經に命じて信を捕へしめんとした。然るに基經が良房にこれを密告したため良房大に驚き、天皇に信の罪なきを奏し、信を誅せらるゝなら老臣先づ罪に服さんといつたから、天皇も驚いて信を許された。後應天門の放火の真相暴露したため、善男・中庸父子及び紀豊城・夏井兄弟もこれに座して諸國に配流せられた。夏井は讃岐守として治績多く、交替の際人民の留任の希望烈しいため二年延びた程で、この時は肥後守であつたが、土佐に配流と聞いて、肥後讃岐の民道を塞いで逢迎泣哭したといふ。良房はこの年萬機攝行の詔を拜して攝政となり、次いで三宮太皇太后、皇后に准じ、年官その所得を與ふるために地、隨身兵仗近衛の舍人をして警衛せしむるをいふを賜はり、人臣の榮を極めた。共に未曾有の新例である。

良房は男子のないため兄長良の子基經を養子とすると共に、その妹高子たかこを清和天皇の皇后にせんとしたが、入内前高子は在原業平と通じたため、止むなく染殿の后良房の女明子の許に置き、天皇の寵幸を蒙るに及んで女御とした。良房は貞觀十四年に薨じ、六十正一位を贈られ忠仁公の諡を賜はつた。清和天皇は早く佛教に歸せられたため、聖算三十に満たずして、同十八年に皇太子陽成天皇に御誦位になり、清淡な生活と艱苦な修行をつけ、佛道を勵ませられた。これ或は兄惟喬親王を超えて皇位に即かせられたことを御悔恨の餘であるとも云ふ。

基經の廢立

光孝天皇

阿衡の紛議

陽成天皇は高子の所生で、御歳九歳で即位せられ、基經右大臣で攝政となつたが、次で太政大臣に進んだ。天皇は御成長の後御病氣のため狂悖のこと多く、ために基經は遂にこれを廢して仁明天皇の皇子光孝天皇母方從兄弟を立てた。初は仁明天皇の廢太子恒貞親王を立てんとしたが、親王は佛道に歸して世事に意なく、左大臣源融川原の左大臣嵯峨天皇皇子は自ら希望を抱いたが、臣籍に降つてゐたため基經の納るゝ所とならなかつた。基經の廢立は藤原氏のための私心からとは言へないにしても、これを以て、入鹿の誅伐、光仁天皇の擁立と共に、國家に對する藤原氏の三功とするが如きは、愚管抄我國體を辨へざるものであつて、これ寧支那文化の隆盛の伴ふ惡影響と言ふべきであらう。

光孝天皇は御即位の時寶算既に五十五歳、聰明寛厚の長者に在りましたが、基經の力で即位せられたため、詔して、彼の功伊尹・霍光よりも勝れりとし、「應奏之事、應下之事、必先諮稟、朕將垂拱而仰成」と仰せられ、御病重らせらるゝまで太子も定められず、基經の第七皇子定省親王さだかみを推戴せんと申出たのを悦ばせられ、皇子と基經の手を取つて「公恩マコトニフカシ、ヨク／＼コレヲシラセ給へ」愚管抄所引寛平御記と誡められた程であつた。

宇多天皇定省親王御即位と共に「其萬機巨細、百官總己、皆關白於太政大臣、然後奏下」政治の要略の詔勅を下されたが、基經は當時の支那風の習慣として、これを辭退したため、更に「卿秉鈞奕世、佐命受遺

相紛議の眞

所謂社稷之臣、非朕之臣、宜以阿衡之任爲卿之任。この勅答を賜つた。時に勅答の起草者文章博士橋廣相ひろみと不和であつた基經の家司藤原佐世すけよは、廣相の天皇の信任厚きを惡み、阿衡は榮位であつて職掌なき故、攝政を止むる意であると告げた。このため基經は政務を見ず、別に執奏の官を任せられんことを請うた。百官の政務澁滞して行はれず、天皇は憂慮して、學者に阿衡の職務の有無を調査せしめたが、何れも基經を憚つて佐世に左袒した。左大臣源融も基經に阿附して天皇に詔の改作を勧めたから、止むなく改めて關白の詔を下された。基經は廣相を罪せんとしたが、これのみは天皇の庇護によつて僅に免れた。阿衡の紛議は學者の嫉視から起つた事に過ぎないが、基經が固く取つて詔の改作まで敢てせしめたのは、天皇が藤原氏の出でなく、英氣鬱勃たる上、彼の子はまだ年少だから、己が死後藤原氏の勢力に動搖を生せんことを危み、これにより天皇の英氣を挫き、その股肱の臣を斥けんとしたのであつた。廣相の女は天皇の女御であり、齊世親王さいよを生んで居るのである。然し天皇は御日記に「朕遂不得志、枉隨大臣請、濁世之事如是、可爲長大息也」と記された程で、御憤滿甚しく、寛平三年基經昭宣公堀の薨去し、五十六歳その子時平の若年で官參議に過ぎぬに乘じ、藤原氏を抑へて王室の權を張らんとせられた。このため基經薨去の翌月、學者出身で讚岐守としても政績を挙げ、且阿衡の紛議の際基經に書を上つてその非を諫めた菅原道眞を拔擢して、藏人頭の要職に補し、その女衍子を

菅原道眞の拔擢

法皇の始

寛平遺誠

女御とせられた。後九年には時平を大納言左大將に、道眞を權大納言右大將に任じて對立せしめられた。この間に四方拜を起し、賢聖障子を設くる等朝儀の新制、地方政治の改良、遣唐使の廢止等、道眞の建議による改革は少くなかつた。天皇は在位十年の後、皇太子即醍醐天皇に御讓位になり、後仁和寺室和に入つて出家せられた。法皇の稱號はこれから初まつた。時に醍醐天皇は未十三歳だつたから、寛平遺誠を授けて、時平・道眞の輔翼を受くべきを傳へ、殊に道眞の鴻儒で政事に通ずるのみならず、立太子の事も彼一人と計つて定めた旨を述べ、「菅原朝臣非朕之忠臣新君之功臣乎、人功不可忘」と仰せられた。かくて醍醐天皇御即位の翌年時平は左大臣、道眞は右大臣に進んだが、年壯二十九歳氣鋭で峻急苛察な時平と、老成六十六歳練熟で學徳の高い道眞と並び立つたこととて、意見の一致を缺くこと多く、人望は道眞の方が盛であつた。このため天皇は法皇と計つて道眞をして政を專決せしめんとせられたが、道眞固く辭したため行はれなかつた。

道眞が先帝の不次の拔擢により、學者の家より出て、藤・源二氏を超えて三公の榮位を占めたことは、博學謹厚な人物と父祖以來の門下の後援とによるとはいへ、彼の下風に立つを屑とせぬ藤・源二氏や、他派の學者の嫉視憎惡を招いたのは勿論で、三善清行が高踏勇退を勸告した如く、彼の地位は不安危険に瀕して居たが、愈彼が時平を超えんとする勢を見て、反對派は暴發し、延喜元年西紀九〇一年正月、

道眞の配

彼は法皇を感はし、女婿である皇弟齊世親王を立て、權力を專にせんとし、兩皇の間を離間するものとして太宰權帥に配せられた。法皇は救解せんとせられたが、藤原菅根宮門を固めて入れなかつたため、その效なく、道眞は一族初め數十人と共に各地に配流せられた。彼は太宰府に赴いてから門を閉ぢて出でず、憂悶を詩歌に懣めて謹慎すること三年にして薨じた。五十然るにその後天變地妖多く、時平・菅根等反對派の人々や、皇太子保明親王等暴死せられたため、世人はこれを道眞の祟として怖れ、天皇もこの冤を哀んで本官に復されたが、後には正一位太政大臣を贈られ、北野にその靈を祀つて天滿天神と仰がれ、他に例なき國民的崇拜を受くるに至つた。

醍醐天皇は朝政刷新に努められ、時平の死後左大臣をも置かれず政を親裁し給ひ、或は莊園第十七章參照を整理して財政を整へ、又よく民情を察し人言を納れられた。三善清行が十二個條の意見封事を上り、佞佛・奢侈のため國勢の衰へたことを擧げ、財政民政風俗等に互つて時弊を切論したのもこの時である。古今集延喜格式の撰集も成り文物典章大に備つた。次の朱雀天皇・村上天皇は共に天皇の皇子で、基經の女しづこ穩子しのぶの出であり、時平の弟忠平、その子實賴等が攝政關白として政權を握つた。關白が職名となつたのは忠平以來で、これより藤原氏が天皇の幼少の間は攝政、御成長の後は關白となる例となつた。村上天皇の朝は古今集に次いで後撰集成り、都の太平も續き、文物典章益榮えたから醍醐天皇の

天滿天神  
延喜の治

天曆の治

爲平親王  
と守平親王

朝と並び稱して延喜天曆の聖代と謂はれたが、政治上では地方の紊亂漸く著しくなり、中央では藤原氏の擅權の確立された時に外ならぬ。時の皇后安子は實賴の弟右大臣師輔の女で勢力を振ひ、その所生冷泉天皇は當歳で皇太子に立たれたが、病身であつたため、天皇は其弟爲平親王をその嗣とせられんとした。然るに母后安子及び師輔相次いで死んだ後、藤原氏は親王の妃が左大臣源高明の女なるため外戚の權の彼に移らんことを忌み、冷泉天皇の踐祚と共に、爲平親王を措いてその弟守平親王を皇太弟とした。高明西宮左大臣は醍醐天皇の皇子で、その妻は安子皇后の妹であつたため左大臣に進み、女を皇子の妃とするに至つたが、これが藤原氏の喜ばぬ所であり、殊に師輔の弟師尹は右大臣で彼の下に立つを不快とした。かくて安和二年左馬頭源滿仲は中務少輔源連、橘繁延等が爲平親王を奉じて東國に亂をなさんとするを訴へて、關係者の配流せられた際、源高明も之に關係したものととして太宰權帥に左遷せられ、師尹代つて左大臣に任せられた。これを安和の變といふ。菅公の配流と全く同巧異曲に過ぎない。

安和の變

藤原氏の  
政權獨占

かくの如く藤原氏は長年月の間皇室との外戚關係を重ねると共に、他族の排斥に成功し、滿廷殆藤原氏となり、政權は全くその手に歸するに至つた。源氏は皇族の臣籍に列せられたものであるため、大臣に進んだものも少くなかつたが、何れも一代に限り、且藤原氏に阿諛してその地位を保つのみで

固より實力なく、紀氏は光仁天皇の外戚母懷姫、紀大で一門多く公卿に列したが、東宮争に好機を逸して以後振はず、橘氏は奈良麻呂既に奈良朝に仲麻呂と争つて敗れて居り、仁明天皇の朝は外戚皇后、禮林皇后、嘉智子として勢力があつたが、承和の變・阿衡の議及び安和の變等で藤原氏の壓迫を受けて、再び勢力を恢復するに至らず、伴氏は藤原種繼暗殺の際も關係者として罪を得た外、承和の變及び應天門の變に失脚して全く衰へて終つた。かくて中央政界に勢力を振つた家々は、或は地方に奔つて武士となり、或は文學・技藝・佛教等の方面に向ふことゝなつて、文化に貢獻したものが少くなかつた。

## 第十六章 平安初期の文化

唐文化の影響

平安朝初期は政治上王朝の極盛期であると共に、文化に於ては前代の後を受け、唐文化の影響のその極に達した時代である。學問・藝術・宗教・風俗等、彼に於ける隆替消長が響の如く我に傳はり、人々はこれに心酔して及ばざらんことをこれ恐れた時代である。

私學の設立

當時は學問が政治上に力を有して居た上、歴代皇室に於ても奨励せられたから、教育も隆盛を極め、大學國學の外私學の設立も少くなかつた。和氣清麻呂の子廣世の弘文院、藤原冬嗣の勸學院、檀林皇后嵯峨天皇皇后、嘉智子及びその弟橘氏公の學館院、在原行平の奘學院等は主なるもので、何れも一族子弟の教育を目的とし、別當をしてこれを司らしめた。彼等は何れも大學の附近にあり、後大學の別曹となつた。その外、菅原清公・大江音人の奏請によつて大學内に設けられた文章院は彼等の門人の學舎であり、空海の綜藝しゆげい、しゆち、みん種智院は一般庶民に儒佛二道を授くるためであつた。大學の明經道では三傳・二禮・孝經等最行はれ、各専門家を出して居り、仁明天皇殊に經學を好ませられた。明法道では法典の編纂履行はれ、就中弘仁きやくしき、五十格式二卷貞觀二卷格式三十卷延喜二卷格式六十卷は主なるものであるが、今日は延喜式及び類聚三代きやくしき、五十の格式二卷令義解十卷及び令義解十卷及び

大學の三  
道  
三代の格  
式  
令義解及  
び類聚

六國史

類聚國史

新撰姓氏

勅撰詩文集

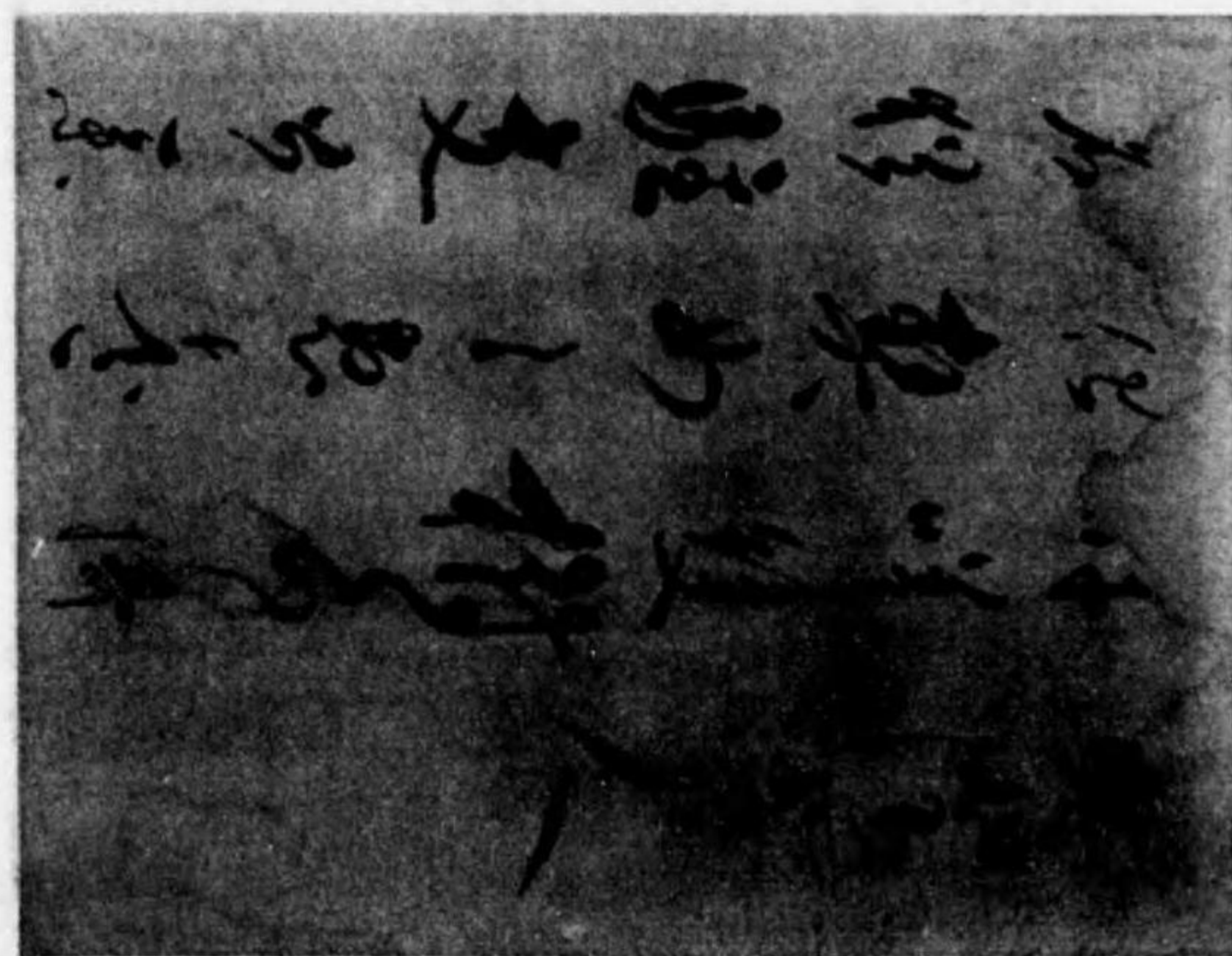
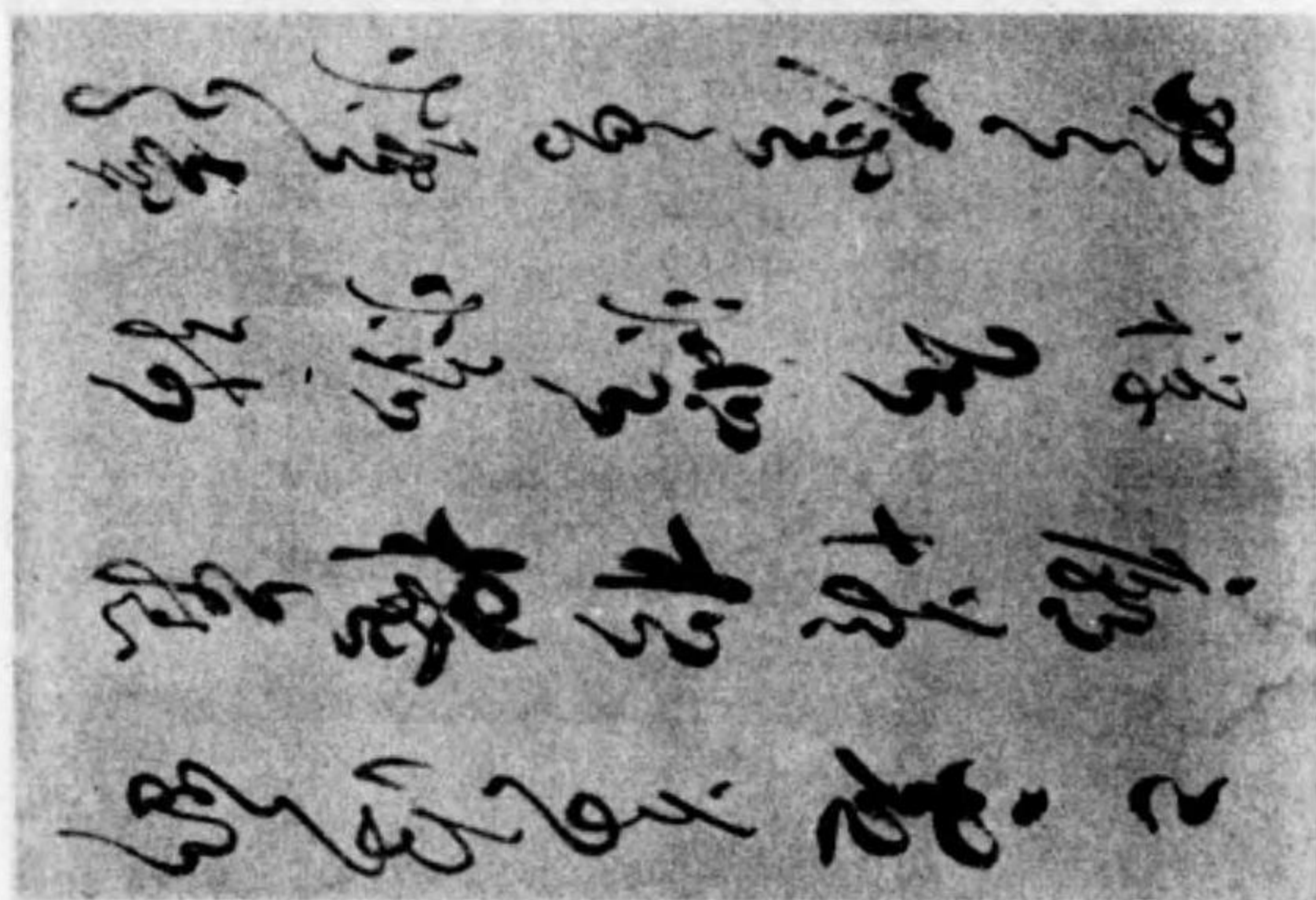
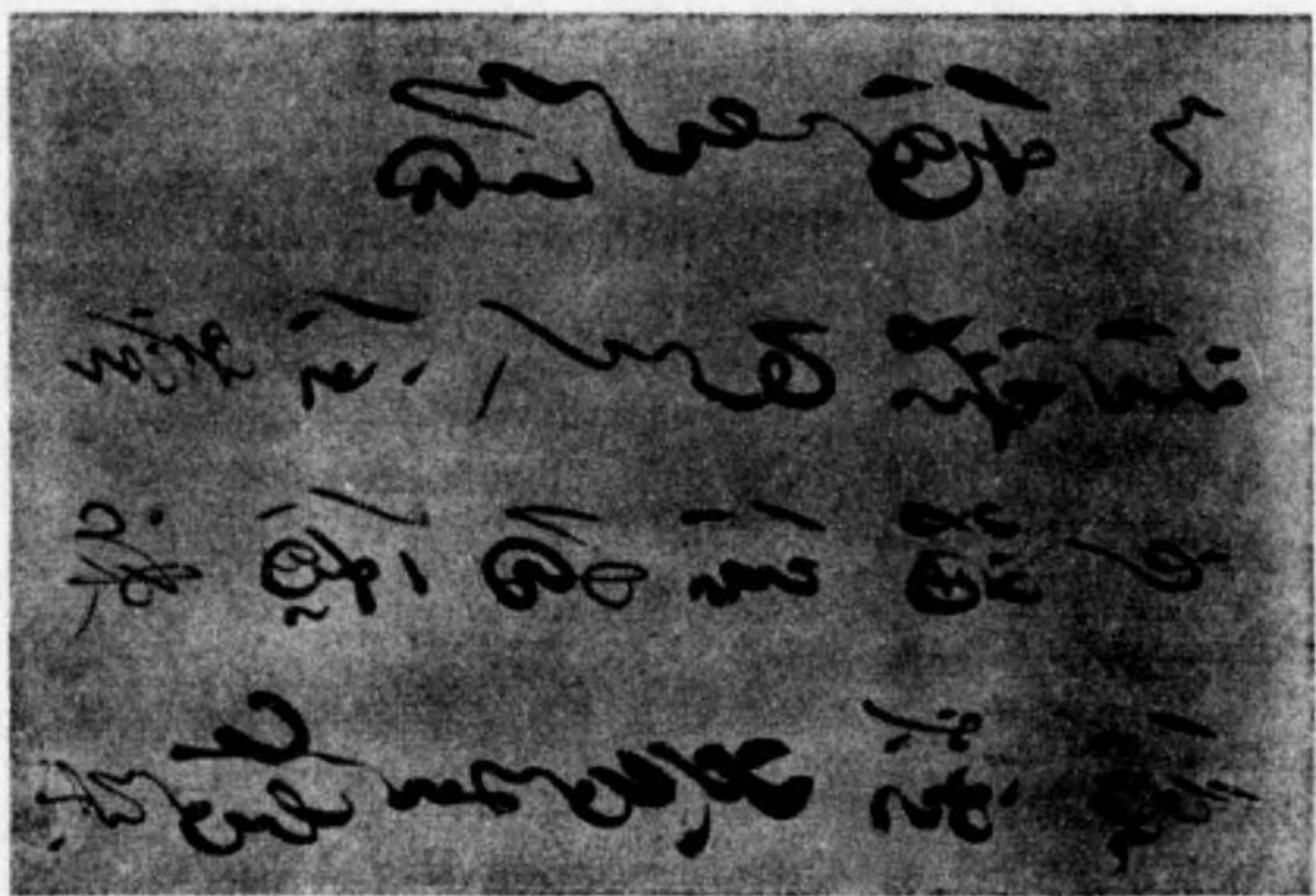
空海

小野篁

綜合日本史概説 卷上

惟宗直本の令集解<sup>三十</sup>が今日傳はつてゐる。紀傳道は延暦二十四年に設けられたもので、史記・兩漢書・文選・日本紀等により歴史詩文を學ぶものであるが、當時は四道中最盛で、文章博士は諸博士中最高位にあり、高位高官に榮達した士も最多かつた。されば日本書紀の後をついで歴史の勅撰も續々行はれ、桓武天皇の朝に續日本紀、<sup>四十卷、文武天皇元年、延暦十年まで</sup>仁明天皇の朝に日本後紀、<sup>四十卷、延暦十一年、清和天皇の朝、天長十年二月迄</sup>に續日本後紀、<sup>二十卷、天長十年二月迄</sup>陽成天皇の朝に日本文德實錄、<sup>十卷、嘉祥三年三月迄</sup>醍醐天皇の朝に日本三代實錄、<sup>五十卷、天安二年八月迄</sup>が出來、書紀と併せて六國史と呼ばれた。菅原道眞の類聚國史<sup>二百</sup>は事項によつてこれを分類したものである。但日本後紀及び類聚國史は今は一部が傳はるに過ぎない。歴史に伴つて系譜の編纂も出來、嵯峨天皇の朝の新撰姓氏錄<sup>十</sup>には、一千八百八十二氏の家系を記されて居る。詩文集の勅撰としては、嵯峨天皇の朝に凌雲集・文華秀麗集、淳和天皇の朝に經國集があり、個人の詩集も少くない。歴代の天皇多く詩文を好ませられたが、殊に嵯峨天皇傑出せられ、その皇子女も有智子内親王を初め皆文名高かつた。弘仁前後では、小野篁・僧空海最勝れ、清原夏野・菅野眞道・良岑安世小野岑守・菅原清公<sup>きよきみ</sup>が之につぐ。僧空海は三教指歸・遍照發揮性靈集にその詩文を見るべく、その著文鏡秘府論は詩文を論せるものの初であり、唐以前即謠物であつた時代の詩格を知る唯一の典據でもある。篁は妹子の後、岑守の子で熱血の才子、詩は白樂天の風格ありと謂はれたが、彼の野相公集は惜し

弘仁十三年最澄入寂の際に贈られた詩である。



第四、嵯峨天皇宸翰（京都青蓮院藏）

風而雲自天而  
 披之潤之如揭  
 惠正觀妙門頂  
 上方法屬之奉  
 法妙何如室兼  
 隨命躡攀彼扇  
 似不能去而之  
 思與我金蕭

及宇山集會一  
 番量高仁  
 在大可母路英  
 建法懺規  
 以思愍望之憚  
 煩答慈  
 所以此院此心  
 望、荷、  
 而中 檀室養  
 狀上  
 九月十日  
 東嶺金剛法  
 師

弘仁三年最澄の來書に答へ、共に佛教を研究せんために下山を望  
 んだもので、東嶺金剛は比叡山の最澄を指したのである。

第五、空海筆風信帖（京都教王護國寺藏）



都良香

菅原道真

いかな傳はらない。貞觀寛平の頃には菅原是善・同道真・大江音人・島田忠臣・都良香・橘廣相・紀長谷雄・三善清行等著はれたが、良香・道真が傑出して居る。良香才藻最秀で鬼神を感せしめたと傳へるが、三十六歳で世を去り、都氏文集の殘篇を傳へてゐる。道真は清公の孫是善の子、その詩は至純の情、平明の調最も人を動かすものがある。菅家文章・同後集がある。當時の文は尙韓柳革新の影響を認めず、四六駢儷體を喜ぶ初唐の風を傳へ、詩は懷風藻の五言が、多く七言と變じたが、これも唐初の風である。白氏文集の舶載以來大いに喜ばれ、道真初めその遺響を傳へるものが少くない。詩に於て聯句が特に重んぜられ、その傳唱せられたもの少からず、和漢朗詠集には多くこれを載せて居る。歌合に倣つて詩合も村上天皇の朝以來宮中に行はれ、詩歌は共に殿上の交には第一の具となつた。

三筆

書道も詩文と共に發達したが、嵯峨天皇・橘逸勢・僧空海は平安京諸門の額に染筆して三筆と稱せられた。嵯峨天皇の宸翰、逸勢の伊都内親王願文、空海の灌頂記・三十帖策子・風信帖・七祖贊・綜藝種智院式等現存し、盛唐風の雄渾な筆力を示してゐる。

音樂

音樂も唐風の盛な上、朝廷の獎勵によつて大陸風の舞樂が盛になり、自ら作曲までせられた仁明天皇の朝が極盛時代であつた。大嘗神宴にさへ唐樂を用ゐられたので一般を察するに足る。このため管絃も詩歌と共に貴族として缺くべからざる素養となつた。

佛教は奈良朝に於て隆盛の極腐敗となり弊害百出したため、桓武天皇は遷都と共にその匡正に努められ、僧侶の得度、寺院の建立、田園の寄進等嚴重に制限せられたが、教界の内部にも名僧輩出し、天皇の外護と相待つて廓清の實を示さんとした。最澄及び空海の天台・真言の開宗はその基をなすものである。

天台宗は隋の天台大師智顛によつて成立したもので釋迦一代の教法に五時八教の判釋を下し、法華經を以て最上至高の教とするもので、既に奈良朝に於て鑑真は彼の三大部を舶載してゐるが未だ行はれるに至らなかつた。延暦の初近江の僧最澄比叡山に入りて修業し、一寺を營み、専ら天台の教理を究めたが、平安奠都となつて桓武天皇の尊信を得、延暦二十三年には天台の教理を求むるため、還學生となり、弟子義真を譯語として遣唐使と共に入唐した。唐初一時衰へた天台は湛然によつて復興の運に向ひ、その弟子道邃・行滿その後を受けた時であつたから、彼は臺州の天台山に赴き二師について天台の秘奥を傳へられ、菩薩戒を受け、且真言・禪の傳をも受けた。かくて在唐八ヶ月餘で、翌年經釋四百六十卷を齎らして大使と共に歸朝した、天皇は彼の將來して經釋を寫して七大寺に頒ち、高雄山寺で諸寺の僧に最澄から灌頂を受けしめ、翌二十五年即天皇崩御の年に、天台宗を公認して、南都六宗と同列の地位を與へられた。最澄は支那の天台に密・禪・戒を加へて、日本天台を大成すると共に

東西に教化を試み、學生式を設けて弟子の山學山行を命じ、更に天台の獨立を確保するために、比叡山に圓頓戒を授ける戒壇を設けんことを朝廷に請うた。茲に於て南都諸宗はこれに反對し、最澄を「未見唐都、只在邊州、即還來、今私造式奉獻、其文淺漏、事理不詳」と罵り、最澄亦顯戒論を著してこれを駁し、兩者の大衝突を見た。嵯峨天皇は弘仁十三年、彼の示寂<sup>五十</sup>後七日授戒を勅評せられ、次いで桓武天皇の外護を記念すべく延暦寺の勅額を賜はり、淳和天皇の朝、戒壇院が出来て、三戒壇に加へて天下四戒壇となつた。その後弟子義真・圓鏡・圓仁等後を受けたが、圓仁及び義真の弟子圓珍は西航して更に天台眞言の秘奥を探り、益々天台宗の隆盛を見るに至つた。貞觀八年清和天皇は最澄に傳教大師、圓仁に慈覺大師を諡されたが、これ我國大師號の初めである。圓珍は醍醐天皇から智證大師を贈られたが、彼の系統は後圓仁の系統と争ひ、彼の再興した園城寺に據つたから、天台宗は山門・寺門に分かるゝこととなつた。

眞言密教は唐の中世、善無畏・金剛智・不空等によつて印度から傳へられた新宗派で、大日經・金剛頂經に依り、他宗を釋迦の教説による顯教とし、自ら佛陀の自證を味ふ密教とし、兩界曼陀羅を立て、灌頂傳授を重し、且波羅門教の影響を受け、神咒加持の儀式の最發達した宗派である。我大安寺の道慈は入唐の際善無畏について眞言の教を受けたが、未だ大に行はるゝに至らなかつた。然るに初大學

空海

で經史を修めてゐた空海が、三教指歸を著し、儒・道二教より佛教の勝れてゐるを明にして佛道に入るや、道慈の系統の勤操につき眞言を學び、更に入唐して秘奥を究めんとした。彼は最澄と同時に遣唐使に従つて入唐したが、在唐二年の間に不空の弟子長安青龍寺の慧果阿闍梨について灌頂を受け、密教の奥旨を傳へられたのみならず、悉曇詩文書道をも研究し、多數の經疏圖像を得て、大同元年歸朝した。これより朝野の尊信厚く、最澄も彼から灌頂を受け密教の缺を補つた程であつた。萬づ唐風を好ませられ、朝儀も多く支那化せられた嵯峨天皇は、唐の朝廷で最尊信を得て居る密教を傳へ、且詩文書道を初め唐文化に就ての豊富な智識を備へた空海の第一の外護者となられたのは言ふまでもない。最澄示寂の年十住心論を著して、眞言の三惡道・人道・聲聞・緣覺・法相・三論・天台・華嚴の上にあるを明にしたが、その後はその勢力教界を風靡し、平城上皇も彼の灌頂を受けられ、東寺を賜つて教王護國寺としたのみならず、承和元年には宮中に眞言院を設けられて唐の内道場に擬せられ、皇室の護持祈禱を修するに至つた。翌二年豫て修禪入定の地として造營した高野山金剛峯寺で入寂したが、六十嵯峨上皇は使を遣して、「眞言の洪匠密教の宗師、邦家其護持を馮み、動植其攝念を荷ふ」と彼の死を弔せられた。後文徳天皇に至つて眞言宗は諸宗に準せられ、醍醐天皇は空海に弘法大師の號を諡られた。空海の眞言宗は支那の密教に他の長所を採つて教理を一層發展せしめたものであるが、頓に勢力を得たの

十住心論

眞言院

日本眞言

密教の勢力と東密・台密

新佛教と舊佛教との相違

は主としてその威儀の莊嚴加持の嚴烈、人をして所願の意の如く成就すべく思はしめた點にあつた。最澄が舊宗派と大衝突を惹起したに反し、彼が南都諸宗と親しく、東大寺別當にさへ任せられたのは彼の圓轉滑脱の才にもよるが、事相を主としたことも一因である。されば天台でも密教の分子は後益増加し、圓仁・圓珍はこれを盛に移入し、東密に對して台密と謂ひ、圓仁は圓密を理同事異と判じたが圓珍は圓劣密勝と斷する程になつた。天台・眞言の新宗派を南都の舊佛教に比すれば、彼は支那に行はれた宗派そのまゝの輸入であり、此は更にそれを發展せしめたものである。彼は寺院を都市に營み、此は山上を主とする。彼は國家的で此は貴族的である。彼は淺薄の嫌はあるが傳道に努め社會的事業にも盡したが、此は深遠な教理の探究と加持祈禱に耽り、傳道や社會的事業は殆顧られなかつた。而してこれ等の性質が互に相關聯するは言ふ迄もない。かくの如き新宗派の勃興は舊佛教の大打撃であつたが、南都六宗殊に法相宗の如きはその勢力悔るべからず、承和中羽州に下つた天台の安慧の如き管内皆唯識を學び台教を知らずと言つてゐる位であつたが、時の流れと共に新に嚮ふものゝ多かつたことは事實である。

寺院の建立

寺院の建立も盛に行はれ、前記の外、鞍馬寺・清水寺・極樂寺・安祥寺・嘉祥寺・檀林寺・貞觀寺・大覺寺・醍醐寺・仁和寺以上山城・觀心寺河内等を初め、諸國の寺々枚擧すべくもないが、これ等が殆皆皇室及び貴族

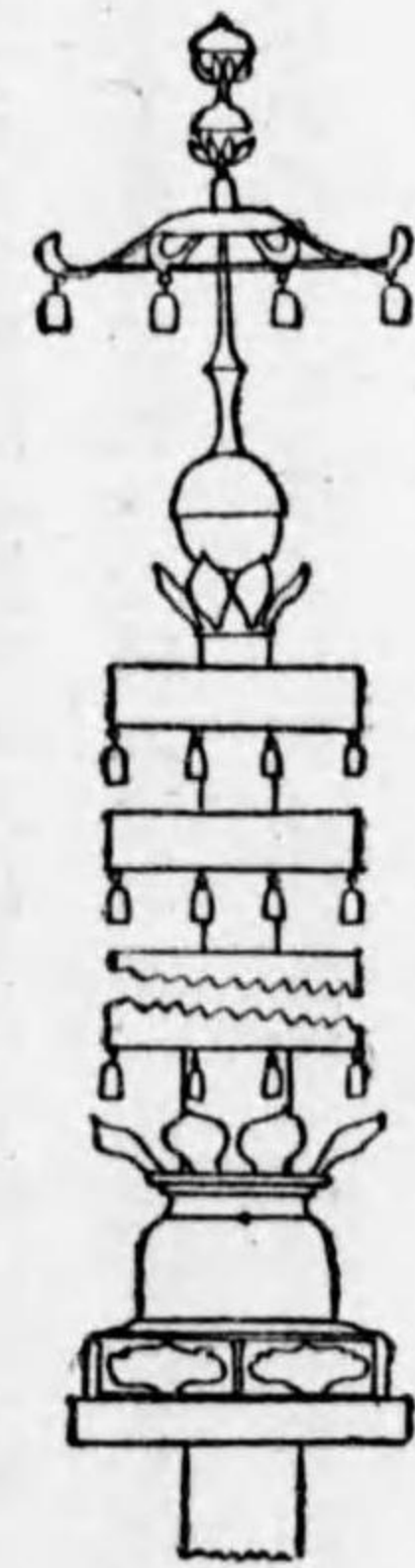
密教と寺院建築

室生寺堂塔

神社建築の新様式

が一家一族のために營んだものである點に貴族的性質を現はしてゐる。

新宗派の起り、密教の盛になつたことは、美術の上にも大影響を與へた。寺院が山地に營まれる結果は、從來の左右均齊の配置は止まつて、地勢に應じて自由に建てられ、石壇も必ずしも設けず、平面も方形が生じ、柱の漲みもこの時代の初で終る。内部は須彌壇の前に護摩壇があり、左右に曼陀羅をかける壁があり、内陣は依然石瓦敷であるが、外陣は板椽となり、その間に戸を設けられ、陰鬱になつた。塔には新に下層は方形で上層圓形の二重塔である多寶塔が生じた。遺物としては大和室生寺

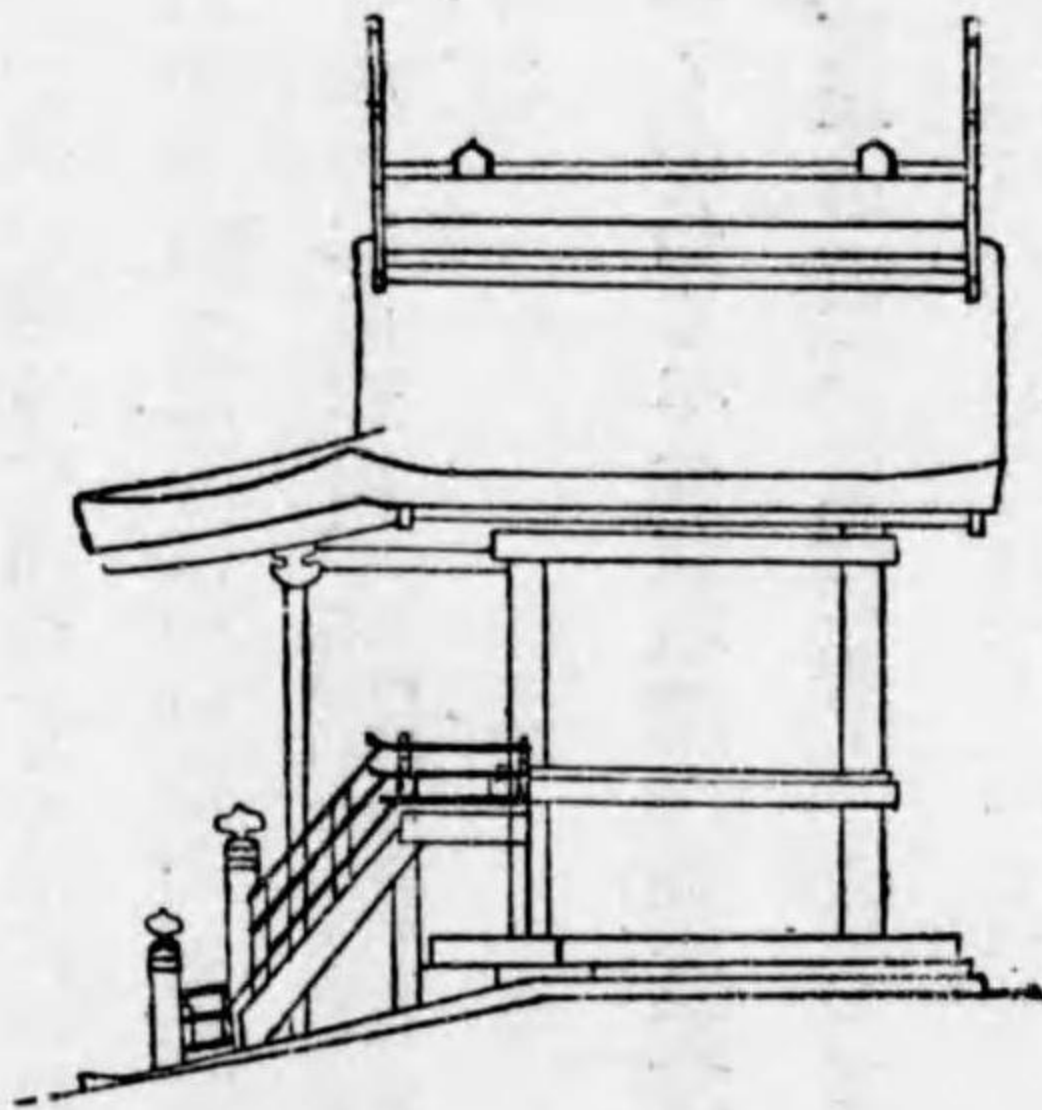


第二十圖 室生寺五重塔相輪(略中)

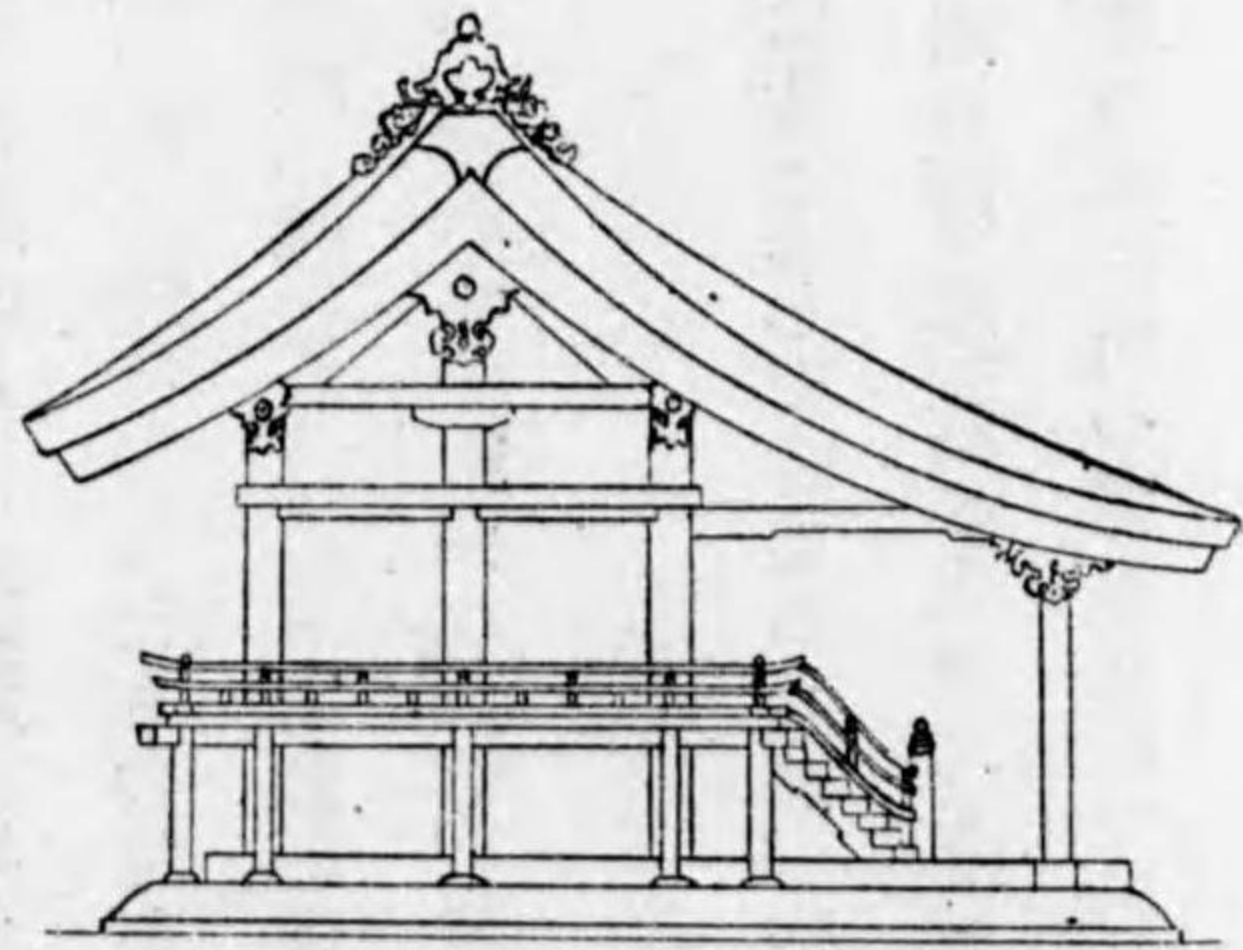
宇陀郡の金堂・五重塔あるのみで、共に小規模であるが、五重塔は九輪の上部に水煙の代りに寶瓶・寶蓋を備へて、空都波の面影を存し、金堂は外部は改造を経てゐるが、内部は當時の儘で、壁畫板壁に帝釋天等を畫く佛像等も具備してゐる。

宮殿建築は一層整備し、住宅建築も益唐化したと思はれるが、共に遺品を缺く。神社建築も遺品はないが、奈良朝末からこの時代へかけて、佛寺建築の影響を受けて、曲線を用ゐ、丹塗を試み、住吉造に向拜を附した春日造や、神明造に向拜を附した流造等をも生じた。

彫刻



第三十圖 春日造側面圖



第三十圖 流造側面圖

彫刻も密教の影響で儀軌が嚴になり、諸佛の面相姿勢持物等も定まり、材料も木が主となつた。乾漆で補つたものも少くなく、天平の豊麗優美は端嚴雄健となり、威儀莊重神秘的な特色を發揮した。

繪畫

唐招提寺の大日如來、觀心寺の如意輪觀音、廣隆寺の阿彌陀如來、神護寺の藥師如來・虚空藏等その代表作である。藥師寺應神天皇、仲津姫、神功皇后、松尾神社神男、神女等に見る如き神像の生じたことも、佛教の影響として注意すべきである。

繪畫は密教と共に將來せられたものも少からず、僧徒の繪を好くするものも輩出したため、密教の影響は殊に著しかつた。從來佛畫は裝飾的に用ゐられたが、密教では曼陀羅初め儀軌の定まつた佛畫

が崇拜の對象として盛に用ゐられたため、茲に宗教畫の新生面を開くに至つた。空海の筆といふ東寺七祖像中の龍智・龍猛像、神護寺の兩界曼陀羅、高野山の勤操僧都像、圓珍筆といふ高野明王院の赤不動園城寺の黃不動、知恩院の不動、高野山の五大力像、西大寺の十二天像、井上侯爵の十一面觀音等代表作である。其表現は豪健幽晦凄壯な密敎の特色を發揮してゐるのが多い。僧侶の外にこの時代に百濟河成と巨勢金岡

百濟河成  
と巨勢金岡

工藝美術

の子孫の繪所を司つたことは、純日本文化の起る魁をなしたものである。工藝美術も遺品は少いが、高野山・東寺・醍醐寺等に存する密敎の法具があり、仁和寺の三十帖策子を納めた蒔繪筥、黒漆に金銀で迦陵頻伽を描き、その間を寶相花で埋めたもの、延曆寺の經函寶相花の蒔繪、興福寺南圓堂前の銅燈籠等有名である。

かくの如く平安朝初期は盛唐文化の勢力の極に達した時であるが、同化の萌芽はその中に生じ、貞觀・寛平の頃には殊に著しくなつて來た。學問も漸く家業と化せんとし、書畫にも和様が起ると共に、一時漢詩に壓せられて衰へて居た和歌も、復興の運に向つて來たのである。貞觀・寛平の頃在原業平・僧正遍昭・小野小町等が出で、業平の率直に真情を流露し、遍昭の技巧練磨に長じ、小町の婉麗で女性的

和歌の復興

小説

である等、各々その特色を發揮してゐる。これを前代に比するに長歌がなくなり、戀歌が大部分になつたのが注意せらるゝが、これ所謂和歌の暗黒時代の間に技巧を主とした長歌は漢詩にその地位を譲り情を主とした短歌は男女の贈答に主に用ゐられたためであらう。和歌の復興以上に注意すべきは小説の起つたことで、これが前提をなしたものは假名の發達である。漢字の輸入以來公には一般に漢文が用ゐられて來たが、國語を寫す際には古事記・萬葉集等に見る如く音訓を共に利用したものである。然し音符としては漢字は字畫が多くて不便だから、或は畫を省き、或は草體に崩して書く風が行はれ、片假名・平假名の成立を見るに至つたのである。但五十音圖及びいろは歌は平安中期以後の作と思はれる。この假名を利用して散文小説の魁をなしたものは竹取物語で「物語のいではじめのおや」源氏物語といはれてゐる。竹中から生れた赫耶姫かぐやなる美人に對する求婚談を滑稽的傳奇的に描いたものである。これと並び稱すべき伊勢物語は「體貌閑麗放縱不拘」三代實錄と謂はれた業平の戀歌に、情景となる物語を附したもので、後の源語・古今と共に國文學中最後世に影響の多いものである。兩者共にその時代作者を明にし難いが、この時期の終頃と察せられる。

平假名・片假名の成立

竹取物語

伊勢物語

かくの如く漢文化の同化、日本文化の發達の氣運は漸く熟し、古來「國之大事」菅家文章であり、大陸文化移入の表象であつた遣唐使さへ我から廢止することになり、次の藤原時代に入ると共に各方面共に

純日本文化の大發展を見ることになるのである。

遂にゆく道とはかねてしりしかど昨日今日とは思はざりしを

在原業平

いとゞしく過ぎにし方の戀しきにうらやましくもかへる浪かな

同

思ひつゝぬればや人の見えつらむ夢と知りせばさめざらましを

小野小町

蓮葉の濁にしまぬ心もて何かは露を玉とあざむく

僧正遍照

## 第十七章 武士階級の發生

平安朝に於ては、時の流と共に國家的統一的のものが氏族的世襲的となり、公事が私事と化して行つた。學問技藝が家業となり、政權も藤原氏の世襲する所となつた如く、國有の土地は私有の莊園となり、武力も國家の手を離れて武門武士に歸するに至つた。

地方政治  
の紊亂  
藤原元命

武士階級發生の主因は地方政治の紊亂にある。當時都に於ける文物制度は整齊の極に達したが、政治そのものは地方に徹底せず、地方官たる國司は藤原保則・紀夏井の如き良二千石は稀有の例で、遙任と稱して下向せずして収入のみを貪るもあれば、文書を偽造して公物を横領し人民を誅求して私腹を肥やす如きは普通のことで「受領は倒るゝ所に土を掴め」今昔物語と言はれた程である。一條天皇の御代に尾張守となつた藤原元命もろなの如きは當時の惡地方官の適例で、三年の間に正税の外五萬餘束を加徴したのみならず、下司の公廩、驛傳、池溝、國分寺の修理、救急の料等總て着服して下行せず、絹漆等の徵集過刻を極め、漆の如き木から取れる量よりも彼の徵する方が多い程であつた。多くは京に居て人民をして裁を受ける能はざらしめ、農繁の際に來つて徵集に努め、人民を苦使して財物を京に送らしめ、官は國守でも實は讎敵に異ならず。その子頼方も父の遺したものを底を拂つて搜しとり、人を集め

て美酒を飲むこと日に五六斗に及ぶ。彼の郎等及び縁者の國に留連し、人民を虐げること豺狼の如くである。このため國荒れ物盡きて無告の民の他國に流亡するものその數を知らず、殘存するもの萬對一に過ぎない。郡司百姓等これに堪へず、永祚元年彼の濫惡三十一個條を朝廷に訴へ、遂に解任を見たのである。尾張國 尾張のみでも猶天延二年・寛弘五年にも同様な彈劾愁訴を繰返してゐる。以て一般を察するに足らう。

百姓の流

このため百姓の逃亡して浪人となるもの多いのはいふ迄もなく、甚しきは一郷一島を擧げて流亡することも珍しくなかつた。官吏の腐敗は自然百姓の不正行爲を導き、課役を免れるため私に髪を落して僧となり、男子を女子として戸籍を偽るものが多く、課丁の數の激減を來たした。三善清行が延喜十四年に上つた意見封事には「天下人民三分之二皆是禿首者也」と言ひ、皇極天皇の御代軍士二萬を出したと傳へられる備中國下道郡邇磨郷の課丁は、百二十年後の天平神護稱徳天皇の朝、吉備眞備郡大領の頃千九百餘人更に百年を経た貞觀の初清和天皇の朝、藤原保則介七十餘人、それより三十年後の宇多天皇の寛平清行には老丁二人正丁四人、中男三人に減じ、而して更に二十年を経た延喜藤原公利介の今は一人もないと述べてゐる。延喜二年阿波國板野郡田上郷の戸籍でも百七十四人中女百四十四人に達し、男は三十人で、課丁十一人に過ぎず、同八年周防國玖珂郡玖珂郷の戸籍でも二百八十六人中女二百十三人男子七十三人で、課丁は五

課丁の減少

群盜横行

十五人のみである。されば百姓も奸惡な國司に對しては或は朝廷に彈劾し、或は大擧して襲撃する等反抗するを辭さなかつた。浪人が化して群盜となつたのもその極端に奔つたもので、平安朝程山城・海賊・強盜・盜竊の盛であつたことは他にその例を見ない所である。紫宸殿清涼殿さへ被害を免れず、「近日群盜入宮城奪取人物者」貞信公記と傳へ、「近日強盜不憚貴處」小右の有様であるから、一般人民に對し殊に地方の如きその横行の甚しき言ふ迄もない。鈴鹿山・足柄山の山賊、瀬戸内海の内海賊の如き最有名で、旅人を脅し民家を襲ふのみでなく、貢調兵糧米を運搬の途中に掠奪し、國府の官庫を荒す等珍らしいことではなかつた。土佐守であつた紀貫之が歸任の際海賊を恐れたことは土佐日記に記されてゐる。

武士の興起

かくの如く群盜蜂起に常に脅さるゝ人民は公の力の保護を得られない以上、自ら武器を執つて守ると共に、地方の有力者の保護を求めると至つたのは自然の勢で、國司郡司が武士住人として地方の豪族となる機縁である。郡司は初から國造・縣主等土著の有力者を以て任せられたもので、門閥の高い上に資財にも富んだ者が多く、數萬束の稻を窮民に代つて納めたり、所部の貧民を賑恤してゐるものが少くない位で、地方勢力の代表者であつたから、百姓が國司に對悍する際の如き、常に其首領であつた。

郡司と武士

この郡司が武士豪族として勢力を得たことは明かだが、更にこれを凌いだものは國司である。國司は京都の貴族として門閥官位遙に郡司に超えて居るから、彼等が京都が藤原氏の獨占に歸した結果、新天地

國司と武士

を求めて地方に下り、在任中廣く土地を占め、一族縁者を招き、その地に土着蟠居するに及んでは、その勢力威望郡司の上に出でたこと言ふ迄もなく、殊に源平二氏の如き王孫貴種の場合には人民の仰ぎ見ることも一層甚しかつたに違ひない。かくて顯貴に恃らうとする百姓は家子郎黨となり、これを利用して益勢力を張らんとする國司やその子孫が武門豪族となつた。且貞觀頃から桓武天皇の定められた健兒も「如聞諸國所差健兒、曾無才器、徒稱爪牙之備、不異蟻螂、況復不教之民、何禦非常之敵、貞觀八年符」と言はれた如く有名無實になつたため、國司は弓矢兵仗を備へて部内を鎮撫してゐたから、豪族となつても騷亂の世に應じて武事を事とし、武門武士となつたのは當然の成行であらう。多くの家子郎黨を養ひ、弓馬の術を勵ますと共にこれ等の武士が集つて黨をなし、その首領を貫主旗頭と唱へ、諸國に割據した大勢力はかくの如くして生じた。都に遠くして政令殊に及び難く、牧場多くして馬に富み、古來征夷の影響を受けて人民武勇の風を喜ぶ東國地方は武士の搖籃地として最適してゐただけ、武藏七黨、坂東八平氏を初め有力な武士は、先づこの地に現はれて來たのである。

武士の勢力を一層大ならしめたものは、莊園即土地の支配權の彼等の手に歸したことである。莊園とは田舎の園地の義で、別業の田園を意味するが、當時は國衙の支配地たる公領に對する私有地の稱呼であつた。農業時代に於ける土地は私有財産の根本であるから、大化の改新に總ての土地を國有と

源 莊園の起

黨 東國武士

墾田

せられたとはいへ、土地私有の經濟的欲望はその永續を困難ならしめた。大寺・大社・貴族等の中には、古來の所有地を奉還せず終つたものもあり、令の制度でも宅地園地や、大功者に賜はつた功田、寺社に寄せられた寺田・神田は所有權が永續するから私有地に等しいが、土地私有の最大原因をなしたものは開墾地即墾田の制度である。當時人口の増殖につれて土地の開墾は缺くべからざることであつたから、朝廷では取締を寬にして獎勵に努められ、養老七年には三世一身の法を定められ、新に溝池を設けて開墾したものは三代に傳へ、然らざるものは一代の間所有を認められることになつたが、猶土地の期に及ぶと農夫が怠倦して開地復荒るゝため天平十五年からは遂に永久に私有を許さるゝこととなつた。これから人々争つて墾田を營み、權門勢家寺社等は廣く林野藪澤を占めて莊園を營み、民利を奪ふと共に百姓を開墾に駆使するものが多かつた。更に地方政治の紊亂と班田收授の方法の煩瑣に失するとは、漸く班田の實行を困難ならしめ、桓武天皇以來十二年一班に改められたが、畿内に於てさへも、淳和天皇の天長五年の後五十二年を経て陽成天皇の元慶五年に初めて行はれた程だから、地方に於ては一層甚しかるべく、このため公田の莊園に化するものも多かつたから、土地私有の趨勢は著しく進んだ。神田・寺田及び勅旨による墾田即勅旨田は不輸租田であるため、藤原氏初め貴族の名を勅旨に借りて租を免るゝのみならず、地方の莊園の所有者も假りに寄進賣與の形式を取つて、名義を

班田制の弛廢

莊園の不輸租



院宮・權門・勢家・大寺社に書きかへるものが多く、かくすれば不輸租の特権のないものも國司は權貴の勢力を憚つて收税を敢てし得ないのである。かくて事實上租税課役を負擔しない莊園は遍く諸國に互り、國司の支配地即國衙領と對立することとなつて地方政治を益不振に陥れたのである。醍醐天皇が延喜二年に班田の勵行を命ぜられると共に、莊園の根元たる勅旨田を開き、百姓の土地を權門勢家に寄進賣與して租を免れること、權門勢家の土地の開墾等を禁せられたのは、これ等の弊害を矯正せんとの御趣旨に外ならなかつたが、共に十分の成績を見られなかつたのは遺憾である。

莊園はかく自然に起つて來たものであるため、時處により組織も一樣でない。莊園の所有者は領主といひ、三位以上の時は領家といひ、その上にある名義上の所有者たる院宮・攝關・寺社等を本家といひ、兩者を併せて本所ともいふ。本家領主に代つて莊園を統轄するものを預所といひ、更にその下にありて莊園の經營に當るものを莊司又は莊官といふが、その種類は一定して居ない。これ等の人が同一の土地に對して權利を有しそれ／＼得分を收めるのだから、その利得の細いことは到底解り得ない。而して權門勢家も地方の莊園の經營には、その地方の有力者たる武士住人をして支配せしむるが普通となつたから、彼等は領主預所又は莊司として富の根柢たる土地の支配權をその手に收め、經濟的に勢力の基礎を確立した。

莊園の組織

莊園と武士

武士と貴族の接近

かくの如き土地兵馬の實權を收めた武門武士が、更に中央の貴族と關係を生ずるに至る機縁は、莊園關係の外貴族の武力の必要と、武士の官位の希望とであつた。貴族に於ても公の制度としての軍事警察の弛廢した當時に於ては、常に武士をして警固せしむる必要があつた。武士を侍といふはこのため、この需要は後になりて政争が激しくなると一層甚しくなつた。武士が攝關大臣等に名簿を呈して家人となるは、これによりて朝官に任じ、これを以て郷黨に誇らんとするため、固より檢非違使、衛府の卑官か地方官に過ぎないが、地方に於て勢力を振ふにはこれが頗る有効であつた。彼等が朝官に任ずることは、一面に於て直接朝廷との接近を意味するが、地方の騷亂と兵制の弛廢は、更に叛亂鎮定の役を擔任して、益その度を高めることとなる。而してその初めて史上に現はれた著しい例は朱雀天皇の御代に於ける平將門・藤原純友の亂である。

將門の亂も事の起りは當時の豪族の間に見る勢力争に過ぎない。將門の祖父高望王は桓武天皇の曾孫で平姓を賜はり上總介となつて東國に下つたが、これより一族東國に蔓延し、所謂坂東八平氏となつた。將門は鎮守府將軍良持の子で武勇に長じ、早く都に出て攝政忠平に仕へたが、志を得なかつたと見え本國下總に歸つた。承平五年彼は事により伯父良兼・良正・國香及び常陸大掾源護等と争を起したが、奮闘してこれを破り國香及び護の三子を殺した。國香の子貞盛は父の難を聞いて京より下

將門の私闘

平將門

將門の謀叛

つて將門に當つたが、將門の勢強盛なため、護・貞盛等は共に朝廷に愁訴した。時に武藏權守興世王と介源經基が、足立郡司判官代武藏武芝と争を起したため、將門は調停した。然るに事の行違から經基は却つて將門を怨み、朝廷に將門謀叛の旨を訴へたが、朝廷は將門の辨明を認めて未だ征討するに至らなかつた。此頃常陸住人藤原玄明勢（はろあき）を恃んで百姓を劫略し、國司を凌轢し、介藤原維幾（こんちか）に追捕せられむとして不動倉の糧米を奪つて下總に逃れ、將門の保護を請うた。將門は維幾に宥免を請うて聽かれなかつたのを怒り、天慶二年常陸の國府を攻めて維幾等を捕へ、放火・掠奪を恣にした。かくて彼の叛跡掩ふべからざることとなつた上、彼の許に來り投じてゐた興世王が、一國を討つも公責輕からず、同じくば坂東を併せて形勢を窺ふべきであると勧めたため、騎虎の勢に乘じ、上野下野を初め坂東諸國を打靡かし、國司を追返して一味の者を後任とした。一巫女の朕の位を授くと八幡大菩薩の神託を傳へたため、人々新皇と稱し、彼亦「今世之人必以擊勝爲君」とて王城を營み、大臣納言以下百官を任じたといふ傳もあるが、忠平への書狀に、「縱永領半國豈謂非運」といふ如く坂東八州を従へんとしたに過ぎないであらう。茲に於て朝廷は天慶三年正月東海東山二道に將門追討の官符を下し、參議藤原忠文を大將軍に任じたが、未だ到らない間に下野押領使藤原秀郷平貞盛と共に老練な計を以て將門を討滅した。將門の住居に「兵具置所、將門夜遁所、東西之馬打、南北之出入」があり、「一生一業

將門の最期

藤原純友の叛

猛濫爲宗、毎年每月合戰爲事」といふは當時の豪族の生活を見るべく、「五百餘家如員燒掃、哀哉男女爲火成薪、珍財爲他成分」「火煙昇而有餘於天、人宅盡而无主於地」といふは當時の戰に放火掠奪の常に伴つたことを語るものである。將門記

將門と時を同じくして前伊豫掾藤原純友は海賊の頭として瀬戸内海を横行し、官物を押領し、官倉を燒亡し、備前介藤原高の京に上つて訴へんとするを攝津原原に捕へて「截耳割鼻奮妻」純友追討記に至つた。朝廷は兩者謀を合し心を通じて叛を計ると考へ大に驚き、先づ純友に位從五位上を授けて懷柔せんとしたが、彼應せずして讃岐の國府を劫略して國司を追ふに至つたから、左近衛小將小野好古及び源經基等を追討使とした。好古は純友の將藤原恒利の内應によつて賊船を破つたが、純友は轉じて太宰府を襲ひ、財物を奪ひ府を燒き拂つたから、好古等は海陸より討つてこれを破り、純友は再び伊豫に來て捕へられた。將門・純友の亂に際しても、朝廷の態度の軟弱のみならず、公郷は命を惜しみて追討使となるを嫌ふ有様で、平定したのは主として地方豪族の力に外ならなかつた。かくて安逸に耽る中央官人は豪健な地方武人に制せらるゝに至るが、殊に此亂の鎮定に功勞の著しかつた秀郷・貞盛・經基等の子孫は最勢力を得て來ることとなる。

叛亂平定と武士

武士階級の性質

かくの如くにして發生した武士階級が、中央の貴族階級たる公家と一般庶民階級との間に於ける中

流階級であり、土地兵馬の權を握る實力の所有者であり、地方にあつて剛健質樸であつたことは、公家が中央に於て驕奢を極め、貴族政治が爛熟期に入つて居る間に、益その勢力を發展せしめ、遂にはこれを壓倒して天下の政權をも握るに至るのである。

將門謹言、不蒙<sub>レ</sub>貴誨<sub>一</sub>星霜多改、渴望之至造次何言、伏賜<sub>一</sub>高察恩々幸々、(中略)將門雖<sub>レ</sub>非<sub>一</sub>本意、討<sub>レ</sub>滅<sub>一</sub>一國罪科不輕、可<sub>レ</sub>及<sub>一</sub>百縣、因<sub>レ</sub>之候朝議之間、且虜<sub>一</sub>掠坂東諸國了、伏案<sub>一</sub>昭穆、將門已柏原帝王五代之孫也、縱永領<sub>一</sub>半國豈謂<sub>一</sub>非運、昔振<sub>一</sub>兵威取<sub>一</sub>天下者皆史書所見也、將門天之所與既在<sub>一</sub>武藝、思<sub>一</sub>惟等輩誰比將門、而公家无<sub>一</sub>褒賞之由、屢被<sub>一</sub>下<sub>一</sub>譴責之符者、省<sub>一</sub>身多<sub>一</sub>恥、面目何施、推而察<sub>一</sub>之、甚以幸也、抑將門少年之日奉<sub>一</sub>名簿於太政大殿、數十年至于今矣、相國攝政之世不<sub>一</sub>意舉此事、歎念之至不可<sub>一</sub>勝言、將門雖<sub>一</sub>萌<sub>一</sub>傾<sub>一</sub>國之謀、何忘<sub>一</sub>舊主貴閣、且賜<sub>一</sub>察<sub>一</sub>之甚幸、以<sub>一</sub>一貫<sub>一</sub>萬、將門謹言、

天慶二年十二月十五日

謹々上 太政大殿少將閔賀<sub>一</sub>恩下

### 第十八章 藤原氏の極盛

藤原氏の專權

皇權の衰微

公私混淆

藤原氏の内訌

藤原氏が皇室との外戚關係を重ね他族を排斥し來つた世襲的政策は、安和の變を以て一段落に達し古來の舊族と皇親たる王族との別なく全く政權外に驅逐せられ、皇位も藤原氏の出で藤原氏を后とせられた皇子に限らるゝ事となつた。かくて政權は完全に藤原氏の手に歸し、平安朝初期盛大を極めた皇權も實力空乏となり、皇位繼承も藤原氏の意のままとなつた。冷泉天皇から天皇といはず院號を以て稱するに至つたのもその現はれで、「冷泉院の御代になりてこそ世は暮れふたがりたる心地し侍しか、世の衰らうる事もその御時よりなり」大鏡といはれ、「冷泉院ノ御後ヒシト天下ハ執政臣ニツキタリト見ユ」管見と記されたのもこのためである。かくて政權が藤原氏の私有となると共に、朝廷との間公私全く混淆し天皇も里内裡として藤原氏の家に寓せられることが多く、藤原氏はその女を宮中に入れて皇后女御とし、その腹に皇子御誕生になればこれを私邸に養ひ、その即位を待つて攝政關白又は内覽大政官の文書を内覽する意味として政權を握るのである。されば朝廷は單に儀式の府に過ずして、攝家の政所で國政は決せられる有様となつた。當時大臣大將納言參議の顯要な地位は殆藤原氏の獨占であるが、政治の實權を握る攝關は藤原氏の北家の中でも基經の系統が嫡流として世襲して來た所である。それにも拘らず、他族の脅

威の消滅と共に淺ましくも一家一族の間に攝關の地位の爭奪を生じ、互に競つて子女を入内せしめ、叔姪寵を争ひ、兄弟相闘ぐ醜態を繰返すに至つた。

兼通兼家の争

冷泉天皇の御即位の際、安子母后の父師輔は死んで居たため、その兄實頼小野宮が關白となつたが、次の圓融天皇御即位の時には師輔の長子伊尹謙徳が攝政となつた。伊尹の死後その二弟兼通堀河の兼家東三條殿の攝關争は最激しかつた。兼家は天皇上皇の御信任もあり、官位も兄の上にあつたから、自ら關白たらんとしたが、兼通が安子太后に將來の攝關は兄弟の序を以て相及ぶべき旨の手書を貰つて置いたのが效を奏して關白となつた。このため兩者の反目となり、兼通の長女子は圓融天皇の皇后であり、兼家の長女子は冷泉上皇の女御であつた上、その次女子を入れて天皇の女御としたため益軋轢を劇しくした。このため兼通の病革つた際、兼家が死んだものと思ひ、その邸前を通つて參内して關白の宣下を得んとし、初は病氣見舞に來るのかと思つた兼通はこれを知つて激怒し、瀕死の身を押しして參内して最後の除目を行ひ、實頼の子頼忠廉義公を關白として程なく薨じた。貞元二年 五十三歳

兼家の説

頼忠は次の花山天皇の御代にも關白であつたが、天皇は冷泉天皇の長子で生母は伊尹の女子であつたため、伊尹の子義懐よしちかが中納言で實權を振つた。かくて兼家は女を二帝に入れ、共に皇子を擧げたに拘らず久しく攝關たる地位を得ず、不平の餘り己が次女の生める圓融天皇の皇子が東宮であるのを早く即

兼家の攝關と勢力

位せしめんとして詭計を廻らすに至つた。即次子道兼が藏人として天皇に近侍して居るを利用し、天皇が寵愛深かつた弘徽殿女御祗子兼家の弟爲光の女の死を深く悲ませ給ふに乘じ、人生の無常を説いて夜中密に東山の華山寺に連れ出して剃髮せしめ、この間に劍璽を東宮に傳へて終つたのである。茲に於て一條天皇七歳で御即位と共に、初めて兼家は攝政となり、隨身兵仗・封戸を給ひ三宮に准せられたこと良房と同様で、自ら、臣は三公の貴に居て國卿を總べ、加ふるに兩院の上皇には舅にあたり、今上陛下には外祖で、太后は子、太子は孫である。その外、諸親王も多くは臣の親戚に當たり、諸公卿の半は臣の弟姪であつて、かくの如き寵榮の厚いことは、書契以來未だ曾て見ない所であると言つた程であつた。本朝文粹、されば私邸の西對を清涼殿に模し、相撲の節會に天皇・東宮の前で肌着のみとなつた等、心あるものを擧盛たせしめ専横も多かつた。正暦元年薨 六十二歳

道隆道兼の争

兼家の死後長子道隆中關攝政關白として隨身兵仗を賜はり、女院皇太后の落飾せられた方、證子に初まるの兄としてその女は天皇東宮の後妃となり、その子伊周これちかは内大臣に進んだ。道兼は花山天皇遜位の功を恃み、父の後を繼ぐことを信じて居り、世人も期待して居たのに、兄に越されたため父の喪にも服せず、兄とも納れなかつたが、道隆が死に臨み我子伊周に關白の宣下を奏請するに及び、極力天皇に願つて關白となつたけれ共、七日目に死んで七日關白の名を留めた。伊周亦道兼に越されて不平であつたが、今度こそ

伊周兄弟の貶謫